地域の減災を促進するための手引書・自治体事例集

平成 21 年 3 月

内 閣 府 (防 災 担 当)

目 次

I.「地域防災」を考える ······	1
1. 家具の固定に関する先進的取組	2
2. 耐震補強に関する先進的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 防災教育に関する先進的取組	7
4. 災害時要援護者に関する先進的取組 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
I. 地方公共団体におけるモデル的取組事例 ······ 1	4
1. 家具の固定	4
2. 防災に関する普及啓発1	6
3. 教育活動との連携	3
4. 住宅の耐震化	5

【参考資料】

○地方公共団体における様々な取組(平成21年2月現在)

(平成21年2月に実施した内閣府のアンケート調査*結果より)

*都道府県、政令指定都市、東京都 23 区を対象に、各防災担当部局には「家具の固定と 防災に関する普及啓発」、教育委員会には「教育活動との連携」、住宅部局には「住宅 の耐震化」に関して、平成 19 年度以降に実施した取組と管轄下におけるトピック的 な取組について調査したもの。

Ⅰ.「地域防災」を考える

平成 17 年 12 月から約1 年の間に 14 回の検討を重ねた中央防災会議「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」の経緯等については、内閣府のポータルサイト上で詳しく紹介されています。(http://www.bousai.go.jp/kokuun/kokuun14.html ご参照)。

一方、いつどこでも起こりうる大災害に対して日頃から備えるには、行政の災害対策の強化による「公助」の充実はもとより、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」が不可欠であるという、いわゆる国民運動の基本理念が、社会一般に認識されつつあります。

本手引書・事例集は、日頃地域の人々と密接に関わり合い、地域の防災力向上に邁進されている地方公共団体の皆様が、住民や自主防災組織、企業、団体等との連携・協働の下に、減災活動を展開しようとする際に参考となると思われる先進的事例や、トピック的な取組を紹介するものです。是非、ご活用ください。

なお、各事例は、〈特徴〉、〈概要〉、〈目的〉、〈経緯及び活動状況〉別にまとめられ、〈取組の手引き〉欄には、活動のポイントや苦労した点、工夫した点等、他の自治体が同様の取組を行う際に役立つと思われる情報が収められています。また、取組のより詳細な情報を入手したい時のために〈連絡先〉を明記しました。

本書の構成は以下のとおりです。

【第1章】

日本耐震グランプリで受賞した取組事例や、防災教育チャレンジプラン認定事例等、既にインターネット等で紹介されている先進的な取組事例を紹介しています。

※受賞時や一定の期間内の取組についてのみならず、その後の活動状況についても紹介しています。

【第2章】

平成 21 年 2 月に都道府県、政令市、東京 23 区を対象に実施したアンケートに寄せられた取組事例のうち、「家具の固定」、「防災に関する普及啓発活動」、「教育活動との連携」、「住宅の耐震化」それぞれにおいて、創意工夫があり、かつ、継続性、汎用性の点で優れていると思われる事例を紹介しています。

【参考資料】

上述のアンケート調査に寄せられた回答は一覧表に落とし込み、参考資料として巻末に付 しています。

- 1. 家具の固定に関する先進的取組
- ◆NPO 法人「東京いのちのポータルサイト」第1回 日本耐震グランプリ特別優秀賞 (平成19年10月)

口岐阜県恵那市家具転倒防止実行委員会「恵那市家具転倒防止ボランティア作戦」

事 例 名 恵那市家具転倒防止事業(ボランティア作戦)

【岐阜県恵那市】

<特 徴>

○ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、消防団など多くの団体、一般市民などの理解と協力を得て、災害時要援護者といわれる独居の高齢者、重度の障害者や高齢者で構成されている世帯に協働で家具転倒防止器具や火災警報器を取り付けるボランティア活動を実践。

<概 要>

事業は、各町単位で地域協議会又は自治連合会が中心となり、地域の団体・住民・消防団などで 実行組織を創設し、実施希望者の調査、事業実施計画の策定、事業実施に取り組む。なお、事業実 施は、それぞれの地域の年間事業計画を考慮し、地域ごとに決定する。

- 1 主な活動項目
 - ① 家具の転倒防止金具等の取付け
 - ② 身の回りの危険な家具の移動等の作業
 - ③ 火災警報器の取り付け
- 2 対象世帯 (家具転倒防止資機材の配布)
 - ① 恵那市在住で満65歳以上の一人暮らしの高齢者及び重度の障害者。
 - ② 70歳以上の高齢者のみで構成された世帯。 ※実施にあたっては、本人の同意書が必要となる。
- 3 家具転倒防止
 - ① 対象家具:洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス、茶ダンス等(5個以内)
 - ② 取付金具:L字金具・ベルト等にて取り付け
 - ③ 取付場所:寝室・台所・居間

4 経費

- ① 家具転倒防止の資材等は、恵那市防災対策事業費で購入。
- ② 火災警報器の器具本体は、各世帯の負担(市補助金制度あり)で事前に準備。
- ③ 家具転倒防止、火災警報器の取付け作業は、実行委員会並びにボランティアにより無料で実施。
- ④ ボランティア保険の加入費用は、恵那市防災対策事業費で負担。
- 5 事務局

恵那市家具転倒防止実行委員会事務局、恵那市総務部防災対策課、恵那市まちづくり市民協会 防災研究チーム

<目 的>

災害時要援護者といわれる独居の高齢者、重度の障害者や高齢者で構成されている世帯を対象に、家具転倒防止器具・住宅用火災警報器を取り付ける活動をそれぞれの地域が協働し、地域が一丸となって広くボランティア活動として進めていくことが、地震・火災等の減災対策の一環であるとの認識に立ち、このボランティア活動を通して、市民1人1人に防災意識を持ってもらい、今後発生するといわれている東海・東南海・南海地震等の災害に備え、「災害に強い安心・安全なまちづくり」の実現につなげることを目的としている。

活動のメインテーマは、「みんなで広げよう助け合いの輪」とし、民生委員、中高生、日赤奉仕団、自治会ボランティア、一般ボランティア、消防団、女性防火クラブ、市職員、電気工事関係者等のボランティアが協働することで、実効力を高めている。

<経緯及び活動状況>

平成 16 年 1 月に家具転倒防止実行委員会を立ち上げ、平成 16 年 8 月、民生委員・自主防災隊・中学生・女性防火クラブ・建築士・消防団等、ボランティアの力で、142 名の高齢者宅に約 900 名のボランティアを動員して家具転倒防止ボランティア作戦を実施。

その後、平成16年10月には、市町村合併により広くなった恵那市での減災対策が急務となり、 旧恵那市で実施した家具転倒防止器具の取付及び新たに設置が義務付けられた住宅用火災警報器 の取り付けをボランティアの力で行う事となった。

平成18年度は、市内の民生委員及び各自治会の協力の下、65歳以上の1人暮らしの高齢者及び重度の障害者、70歳以上の高齢者世帯に対し、取付け希望の有無について聞き取り調査を行っていただき、平成19年7月から10月にかけ、地域ごとに計5回実施した。活動に参加したのは、実行委員会及びその会員並びに一般ボランティアの計4,000名。

平成20年度の活動実績は、家具転倒防止471世帯、火災警報器763世帯。

<取組の手引き>

活動において苦労した点は以下のとおり。

- 民生委員の方に取付け意思をお年寄りの方々に聞いていただいたが、事業内容がお年寄りに良く理解されておらず、民生委員の方に大変な苦労をかけた。
- 平成 20 年度に初めて火災警報器の設置にもボランティアの力で取りくんだが、設置者負担等 の関係で、決まるまでにいろいろな問題があった。

自治体名	岐阜県恵廷	派市
	住 所	〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
	担当	総務部防災対策課
連絡先	電話番号	0573-26-2111 内線 316
	E-mail	bousaitaisaku@office.city.ena.gifu.jp
	U R L	http://www.city.ena.lg.jp/modules/emergency/index.php?content_id=291

- 2. 耐震補強に関する先進的取組
- ◆NPO 法人「東京いのちのポータルサイト」第2回 日本耐震グランプリ優秀賞 (平成20年11月)

口自治体と建築士事務所協会協働の住宅耐震化の推進

事 例 名 耐震出前相談会の実施

【東京都足立区】

<特 徴>

○ 自治体と建築士事務所協会との協働による木造住宅耐震化の推進

〈概 要〉

木造密集地が多く、まちの耐震化を急がなくてはならない足立区では、区が建築設計者の団体である社団法人東京都建築士事務所協会足立支部と協働して、区民にわかり易く、住宅の耐震啓発のために区内各所まで出向いて「耐震出前相談会」を実施し、耐震助成制度を利用した住宅の耐震診断、耐震補強を推進している。

- 1 主催:社団法人東京都建築士事務所協会足立支部/足立区
- 2 内容
 - ・耐震に関する基礎知識の説明
 - ・区が実施している耐震助成制度に関する説明
 - ・足立区登録耐震診断士による個別相談(申し込み制)
- 3 申し込み方法
 - ・説明会のみの参加者は、申し込み不要
 - ・個別相談の希望者は、先着順による予約が必要

<目 的>

住宅の耐震化を促進することにより、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防ぎ、区民の 生命と財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりの実現を目指すことを目的としている。

<経緯及び活動状況>

1 阪神・淡路大震災では、犠牲者 6,433 名の約8割が建物・家具類等の倒壊による圧迫死で、また建物倒壊による火災が原因での死亡者も多数おり、犠牲者全体の死因の9割超は建物によるものであった。そのため、地震時の被害を最小限に抑えるには「建物の耐震化」が不可欠である。その後、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、更には、平成17年に発生した千葉県北西部地震では、足立区でも「震度5強」を観測するなど大地震が多く発生し、いつ大震災が起きても不思議ではない状況にある。

- 2 足立区では、以上のことから、「建築物耐震化促進計画(平成17年12月)」及び「足立区耐震 改修促進計画(平成20年3月)」を策定し、平成27年度までに区内の住宅の耐震化率を90% に向上させ、震災時に家屋倒壊から人命を守るとともに、災害に強いまちづくりを目指す目標を 定めた。この計画を遂行するため、区内建築関係団体との会合を重ね、木造住宅の「耐震診断」 から「耐震改修」までを、安心して任せられるしくみ(住宅耐震化促進(耐震助成)事業)をつ くった。
- 3 足立区の住宅耐震化促進(耐震助成)事業の概要は、次のとおりである。
- (1) 住宅への耐震助成制度の充実
 - 戸建住宅:耐震診断・耐震改修工事の助成
 - 共同住宅:耐震診断・耐震改修計画の策定(木造は除く)・耐震改修工事
 - 家具等の転倒防止、ガラスの飛散防止、耐震ベッド設置、耐震シェルター設置工事等助成
- (2) 耐震診断士・改修施工者の区への登録制度の実施
 - 耐震診断士・耐震改修施工者の登録制度
- (3) 耐震相談総合窓口の設置

パンフレット「我が家の耐震診断(木造版)」を窓口などで配布するとともに、耐震診断士による「相談会」などを行い、耐震についてのPRと相談を受付けている。

(4) 耐震出前相談会の実施

4 耐震出前相談会は、足立区の住宅耐震化促進(耐震助成)事業の一環で、平成18年度社団法 人東京都建築士事務所協会足立支部と協働で区民に木造住宅の耐震化の普及啓発活動を行なっ てきて、一定の成果を上げており、その実績は次のとおりである。

年度 (平成)	耐震診断 (件数)	耐震改修工事(件数)	耐震出前相 談会 (回数)	耐震出前相 談会参加者 数(延べ人 数)	個別相談者 数(延べ人 数)	派遣相談員 (延べ人 数)
1 8	7 5	3 3	8	1 3 4	5 4	2 4
1 9	2 0 8	9 3	2 1	276	8 7	6 3
2 0	1 2 5	6 8	2 3	162	9 2	1 3 8

※耐震診断、耐震補強工事は、助成制度を利用した件数

- 1 昨今社会問題化している、悪徳業者を排除するための施策として、適正な価格で耐震化を行な うことができるように、耐震診断士・耐震改修施工業者について、区への登録制度を設け、区民 への情報提供を図っている。また、区内業者の雇用の拡大に結びつけている。
- 2 木造住宅の耐震化率向上ためには、安価で確かな品質の耐震改修工事を求めている。そのため、 耐震診断業務を耐震診断・耐震改修計画・概算工事費までをセットで示して、区民が耐震診断後、 次に何をやるかがわかり易いようになっている。
- 3 精密診断による耐震診断の結果は、「木造住宅の耐震診断と補強方法(監修:国土交通省・発行:(財)日本建築防災協会)による建築物の耐震性の判定基準(評点)で表され、「1.0」以上は「(一応)倒壊しない」という評価になるが、耐震改修工事をしても評定が「1.0」に満たない場合でも区の助成制度の対象としている。
- 4 各種まちづくり事業・イベントには、区職員が積極的に参加して、足立区の住宅耐震化促進(耐震助成)事業のPRを実施している。
- 5 区民が安心して気軽に相談できるように、住宅の耐震に関する専門の窓口を設置している。

	自治体名	Ż	東京都足立	区
			住 所	〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目 17番1号
			担当	建築部建築防災課耐震助成係
連	絡	先	電話番号	03-3880-5317
			E-mail	taishin@city.adachi.tokyo.jp
			U R L	http://www.city.adachi.tokyo.jp/006/d08500051.html

3. 防災教育に関する先進的取組

◆滋賀県立彦根工業高等学校 防災教育チャレンジプラン(2006年度)

□防災教育チャレンジプランを支援する彦根市の取組

事 例 名 工高生による木造住宅の簡易耐震診断— 彦根市河原町 — 【滋賀県彦根市】

<特 徴>

防災教育チャレンジプランでの活動を通した大学をはじめとする学校関係、県庁や市役所などの 自治体、商工会議所、建築士会、地元自治会などのネットワークづくり。

<概 要> ※防災教育チャレンジプランの概要

3年生の科目(課題研究)に耐震調査班を設け、彦根市河原町に出かけ、木造住宅の簡易耐震診断を行う。本プランの対象となるのは、3年生建築科耐震調査班8名。

授業(課題研究)での取り組みのため、毎木曜日の午後に実施。ただし、学校行事、定期考査中 は除く。

生徒には、実測や耐震診断ソフト入力などの技術の習得はもとより、コミュニケーション能力・ 防災意識の向上が期待されている。

<目 的>

生徒達が学校で学ぶ専門の学習や技術を生かし、実際に人々が住んでいる町家の耐震診断を行うことにより、生徒の学習の意欲を喚起し、学習成果の深化を図る。また、実社会体験を積むことにより、社会性や人間的な資質向上をねらいとする。さらに家人や地域住人とのコミュニケーションを通し、社会人としての人間関係力が磨かれ、地域の防災意識の向上にも貢献する。

<経緯及び活動状況>

市役所は、広報手段、実測宅のピックアップ、実測の手伝いなどついての相談に応じる。

生徒の簡易耐震診断を支援し、また診断結果をフォローアップし、一般耐震診断につなげる体制 の構築に努めている。

また、市では、耐震診断等に関する助成制度について彦根市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱、彦根市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱、彦根市木造住宅耐震・バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱、彦根市既存住宅耐震リフォーム支援事業補助金交付要綱に基づき一定の要件を満たす物件に対し次の助成制度を創設し地震に強いまちづくりに努めている。

なお、これら助成制度の詳細については、彦根市ホームページにて掲載。

彦根市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱

助成対象経費	助成率
耐震診断員による住宅の耐震診断のための経費で、消	助成対象経費の 10/10 以内
費税相当額を含み 1 件当たり 30,000 円を上限とす	
る。 申込みは、一依頼者につき1棟とする。	

彦根市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

建築物の種類	実際に要した経費を基礎とする算定	補助基本額を基礎とする算定
法第6条に規定する特定建築物(現に使用しているものに限る。)または緊急輸送道路沿道の建築物	耐震診断および予備診断に要した 経費(補修費および修繕費を除く。) に3分の2を乗じて得た額	面積に次に掲げる区分ごとの基準 単価を乗じて得た額の合計額に 3 分の2を乗じて得た額 ア 面積 1,000 ㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 イ 面積1,000㎡を超え2,000㎡以 内の部分 1,500円/㎡以内 ウ 面積 2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内
長屋および共同住宅(現に使用しているものに限る。)	耐震診断および予備診断に要した 経費(補修費および修繕費を除く。) に3分の2を乗じて得た額	面積に次に掲げる区分ごとの基準 単価を乗じて得た額の合計額に3 分の2を乗じて得た額 ア 面積1,000 ㎡以内の部分2,000円/㎡以内 イ 面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分1,500円/㎡以内 ウ 面積2,000㎡を超える部分1,000円/㎡以内
一戸建ての住宅(併用部分を含み、 現に使用しているものに限る。)	耐震診断および予備診断に要した 経費(補修費および修繕費を除く。) に3分の2を乗じて得た額	面積に基準単価 1,000 円/㎡以内 を乗じて得た額の合計額に3分の2 を乗じて得た額

彦根市木造住宅耐震・バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱

	事業名	補助金額		補助対象要件
基本事業	(1)木造住宅耐震・バリアフリー改修 事業	補助対象経費の 10 分の 1 (1,0 は切捨て) とし、50 万円を上降	補助対象経費が 100 万円を超える工事に 限る。	
割増し補助	(2) 県産材利用耐震改修モデル事業	県産材利用数量が 0.25m3 超 0.45m3 以下 県産材利用数量が 0.45m3 超 0.70m3 以下	5 万円 10 万円	(1)木造住宅耐震・バ リアフリー改修事業 の補助金を受けてい る場合に限る。
事業	(3)主要道路沿い耐震改修モデル事業 (4)高齢者世帯耐震改修モデル事業	県産材利用数量が 0.70m3 超 10万円/戸 10万円/戸	20 万円	

彦根市既存住宅耐震リフォーム支援事業補助金交付要綱

事業区分	補助対象建築物の範囲	補助対象経費	補助金額	補助限度額
(1) 耐震補強工	木造建築物(在来軸組	木造建築物の場合は上部構造	補助対象経費の	50 万円
事	工法、伝統的工法また	評点を 1.0 以上に、その他の	10 分の 1 の額。	
	は枠組壁工法によるも	建築物の場合は構造耐震指標	ただし、1,000円	
	のをいう。以下同じ。)	(Is)を 0.6 以上かつ保有水平	未満の端数は切	
	の場合は上部構造評点	耐力に係る指標(q)を 1.0 以	り捨てる。	
	等が 0.7 以上 1.0 未満、	上に引き上げる耐震補強工事		
	その他の場合は構造耐	に要する経費(当該工事に必		
	震指標(Is)が 0.6 未満	要な設計および監理に要する		
	と診断されたもの	経費を含む。)。ただし、当該		
		補助対象経費が 30 万円を超		
		える場合に限る。		
(2) 耐震部分補	地上階数が 2 以下の木	木造建築物の1階部分につい	補助対象経費の	30 万円
強工事(木造建築	造建築物について、上	て、上部構造評点を 1.0 以上	10 分の 1 の額。	
物の1階部分の補	部構造評点等が 0.7 未	に引き上げる耐震補強工事に	ただし、1,000円	
強工事)	満と診断されたもの	要する経費(当該工事に必要	未満の端数は切	
		な設計および監理に要する経	り捨てる。	
		費を含む。)。ただし、当該補		
		助対象経費が 30 万円を超え		
		る場合に限る。		
(3) 耐震改修工	耐震改修を施す建築物	震災時に住宅内部において、	補助対象経費の	30 万円
事(耐震シェルタ	について、木造建築物	一時的に避難する安全な空間	10 分の 1 の額。	
一等)	の場合は上部構造評点	が確保できると認められる耐	ただし、1,000円	
	等が 0.7 未満、その他	震シェルター等を設置する工	未満の端数は切	
	の場合は構造耐震指標	事に要する経費(当該工事に	り捨てる。	
	(Is)が 0.6 未満と診断	必要な設計および監理に要す		
	されたもの	る経費を含む。)。ただし、当		
		該補助対象経費が 30 万円を		
		超える場合に限る。		
(4) その他耐震	耐震設備を設ける建築	住宅倒壊時に安全な空間が確	3万円(定額)	
設備設置(耐震べ	物について、木造建築	保できる性能があると認めら		
ッド等)	物の場合は上部構造評	れる設備(耐震ベッド等)の設		
	点等が 0.7 未満、その	置に要する経費。ただし、当		
	他の場合は構造耐震指	該補助対象経費が 10 万円を		
	標(Is)が 0.6 未満と診	超える場合に限る。		
	断されたもの			

- 1 防災まちづくりの観点から活動主体への助言・相談の窓口を一本化
- 2 防災まちづくりフォーラム開催時においての職員への参加呼びかけを実施

	自治体名	ž	滋賀県	彦根市	F役所
			住	所	滋賀県彦根市元町4番2号
			担	当	都市計画課、建築指導課、総務課
連	絡	先	電話番	号	0749-30-6124
			E-ma	il	toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp
			U R	L	http://www.city.hikone.shiga.jp/

4. 災害時要援護者に関する先進的取組

事 例 名 災害時要援護者の名簿登録

【東京都練馬区】

<特 徴>

- 災害時要援護者の発見とネットワークづくりのため、自ら希望して登録する方式で名簿を作成 し、事前に地域の関係者に提供し、地域で見守る体制づくりに取り組んでいる。
- 要援護者情報の収集・共有に関しては、風水害の際に被害が頻発する地域を中心に福祉関係部局が、所要の手続きを経た上で、「要援護者名簿」を事前に作成し、防災担当部局に提供できる体制を整えている。

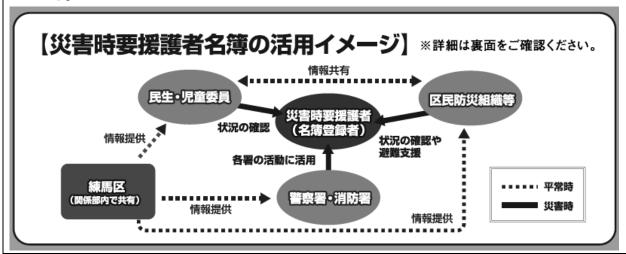
〈概 要〉

練馬区の自主防災組織は、防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会、その他に分類されている。 このうち防災会は、町会、自治会、マンション等の管理組合等を基本とし、地域の防災のリー ダーとして、災害予防、初期消火・避難誘導等の応急活動、復旧・復興も視野に、防災活動全般に ついて取り組んでいる組織である。そのなかには、構成員が高齢者宅を訪問し、交流を深める「敬 老訪問」や、災害時に特に助けてほしい希望を書いてもらう「地域アンケート」等を実施しながら、 援助の必要な要援護者を特定した上で、普段から周囲に居住する防災会員が見守る取り組みを行 なっている防災会もある。

一方、練馬区では災害時要援護者の発見とネットワークづくりに取り組み、災害時要援護者の情報を把握するため、平成19年8月より「災害時要援護者名簿」の作成に取り組んでいる。この名簿は、民生・児童委員、区民防災組織(=自主防災組織)、町会・自治会など地域の関係者に提供することを前提に、自ら希望して名簿へ登録する方式をとっている。

現在は、この名簿を活用しながら、区民防災組織(=自主防災組織)が中心になって、民生・児童委員、町会・自治会などが連携して、平常時からの見守り活動や支援活動の実施を検討するとともに、災害時における状況確認や安否確認の方法、支援体制について検討を進めている。

また、要援護者情報の収集・共有に関しては、風水害の際に被害が頻発する地域を中心に、福祉 関係部局が所要の手続きを経て、「要援護者名簿」を作成し、防災担当部局に提供できる体制を整 えている。



<目 的>

- 普段から援助の必要な災害時要援護者を地域で見守る環境を作る。
- 要援護者の避難支援体制を強化する。

<経緯及び活動状況>

まずは、平成 16 年に発生した一連の風水害時の教訓を踏まえ、風水害時に被害が頻発する地区の要援護者名簿の作成に着手し、福祉関係部局が必要な手続きを踏まえた上で、防災担当部局に提供できる体制を整えた。

災害時要援護者名簿については、練馬区では対象者を、「居宅で生活している方で、災害時に自力で避難することが困難な方」と定義し、以下の方を想定している。

- ・介護保険の要介護3~5の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ・愛の手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ・65歳以上の一人暮らし世帯または65歳以上の方のみの世帯
- ・難病(国・東京都の難病等医療助成を受けている方)の患者
- ・その他、登録を希望する方

【災害時要援護者名簿の登録方法】

- ・登録を希望する本人が、登録票に必要事項を記載し、返信用封筒(料金前納封筒)にて返送する。
 - ・登録票および返信用封筒は、区民事務所、出張所、地区区民館等、区の関係施設に置き、ひとりにつき1枚の登録票を提出するようにお願いしている。

練馬区災害時要援護者名簿 登録票(新規・更新)

私は、練馬区災害時要援護者名簿への登録を申し込みます。 また、下記の関係機関への情報提供に同意します。

【練馬区災害時要援護者名簿登録制度とは】

災害が発生したときに、自力で避難をすることが困難な災害時 要援護者の方は、地域に孤立してしまう恐れがあり、地域の方によ る状況の確認などが必要となります。当制度は、日頃から災害時要 援護者となりうる方について名簿に登録し、平常時および災害時 の飲事活動に活用するため、関係機関で共有するものです。

記載日	平成	年	月	日			の防	災活動に活用す	るため、関係機関で共	有するものです。
	フリガナ							性別	生まれた年	家族の人数
太枠内は	氏 名							男・女	明·大·昭·平 年	※本人も含まれます 人
必ずご記入 ください	住 所	練馬区					=	話 ()	
	※自力での避	能が困難な理由を記	入してください。				_		あれば記入してください。	
支援が 必要な理由						特記事項				
	フリガナ						※親族	失であれば続柄、そ	の他の方は「隣人」「知	1人」 等と記載してください。
緊急時の 連絡先	氏名					ご関係				
	電話	()							
	本人署名				【情	報提供する	関係	機関】		
必ず どちらかに ご記入 ください	代理人署名	3 ※本人が「自署でき 代理人の方の署	きない」「未成年で 『名が必要です。	ある」などの場合は、	の関 ①警 難拠	係機関へ提供し 察署 ②消防署	ます。 ③民生 市民消火	生・児童委員 ④ (隊)、および災害	活動に使用するほか、 区民防災組織(防災会 時に区民防災組織と	*・避
1,200			(ご関係	系)	るこ		訪問等に	より知り得た情	Eの状況等をおうかが 報は、区との共有情報	

- O 災害時要援護者名簿の登録情報の取りまとめや民生・児童委員への提供は、福祉関係部局で行い、自主防災組織への提供は防災担当部局で行なうなど、福祉と防災の連携を意識しながら取り組みを進めている。
- O 自主防災組織に名簿情報を提供するに当たっては、覚書の取り交わしなど名簿情報の取扱に ついて手続きを行なうとともに、名簿を活用した見守り活動を普段から進めていくために、 災害時要援護者に対する支援方法などを記載した地域の防災行動マニュアルを配布してい る。
- O 自主防災組織の育成・支援を担当する職員が比較的長期間担当することや地区担当を決める ことにより、自主防災組織との信頼関係の構築に努めている。
- 災害時に避難所となる区立小中学校を避難拠点と位置づけ、避難拠点の近隣に居住する職員 を避難拠点要員に指名し、自主防災組織である避難拠点運営連絡会の活動に参加させている。
- 地域のさまざまなイベントに防災色を加えることにより、地域における防災活動とみなして、 資器材の提供を行うなど地域のイベント活動を積極的に支援している。

ŀ	自治体名	<u>ጀ</u>	東京都	8種馬	X.
			住	所	〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 7 階
			担	当	危機管理室 防災課
連	絡	先	電話	番号	03-3993-1111(代表)
			E - r	nail	bousai@city.nerima.tokyo.jp
			U I	R L	

Ⅱ. 地方公共団体におけるモデル的取組事例

1. 家具の固定

事 例 名 家具の転倒防止ボランティア支援

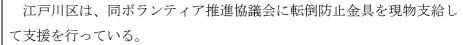
【東京都江戸川区】

<特 徴>

- 災害時要援護者への配慮
- O 専門性をもつボランティアの活用
- O 行政の支援

<概 要>

65歳以上の1人暮らしの熟年者だけの世帯を対象に、区内の大工さんのグループ (熟年者住まいのボランティア推進協議会) が家具転倒防止 金具の取り付けを無料で行っている。





<目 的>

地元の大工さんが、その専門性を生かして、熟年者世帯に家具の転倒防止策を施し、地震の備えとする。

<経緯及び活動状況>

江戸川区内の建設会社、工務店などの建設5団体が、「熟年者住まいのボランティア推進協議会」を結成し、住まいの修繕が自身では困難な概ね65歳以上の一人暮らしや熟年者だけの世帯を対象に、建設技能者としての技術・技能を生かし、工賃無料(材料費は自己負担)で戸の建てつけなどの補修工事をボランティアで行ってきた。

江戸川区は、本活動の一環として、同協議会に地震対策上の家具の転倒防止工事の実施について話を持ちかけたところ、同協議会の承諾を得ることができ、平成17年度から本取組はスタートした。江戸川区は、L字金具等の材料を供与するとともに事業が円滑に推進できるように協賛・後援している。

本取組の詳細は、次のとおりである。

【対象】

65歳以上の熟年者の単身世帯または熟年者のみの世帯 (障害者のみの世帯で自力での取り付け困難者を含む)

【施工範囲】

施工の場所:原則として居間、寝室、台所

対象の家具: 地震の際に転倒し、居住者の身体に危険を及ぼす恐れのある家具・たんす・

食器棚・冷蔵庫など

【費用】

工賃無料(材料は江戸川区が支援)

【施工方法】

L字金具などを使用し、家具を壁などに固定する(※住宅や家具の構造上取り付けができない場合もある)。

【活動実績】

年 度	実績件数
平成17年度	5 9
平成18年度	2 7
平成19年度	9
平成20年度	1 3

- 1 専門性を持つボランティア活動に対して、行政機関が積極的に支援をしている。
- 2 対象が自分自身での作業が困難な熟年者であり、家具の周辺の準備等も含めた作業を考慮する 必要がある。

自治体名	東京都江戸	列区
	住 所	〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
	担当	都市開発部住宅課相談係
連絡先	電話番号	03-5662-0517
	E-mail	juutaku@city.edogawa.tokyo.jp
	U R L	http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kurashi/sumai/taishin/

2. 防災に関する普及啓発

事 例 名 防災対策情報番組の実施

【滋賀県】

<特 徴>

○平素からの減災に関する継続的啓発活動

<概 要>

滋賀県防災危機管理局が、地上波TV局びわこ放送の「くらし Safety」という番組を所管し、 減災を目的として毎週月~金の夕方に3分間放映し、地震対策や地域での防災訓練、自主防災活動 の取組などを紹介している。



<目 的>

地震や風水害、土砂災害などについて防災の具体的な取り組みや最新の防災情報に加え、食の安全や防火、防犯情報を含めた安心安全なくらしのための情報を放映することにより、県民の減災意識の向上を狙いとしている。

<経緯及び活動状況>

滋賀県内には多くの活断層が存在し、特に琵琶湖西岸断層帯については、国の長期評価では、今後30年間に地震の発生する確率が日本で7番目に高いとされている。

地震はいつ起こるかわからず、災害をなくすことはできないが、被害を軽減することは可能である。被害を軽減するためには、日ごろからの備えが大切であり、かつ大切な家族や地域を守ることができるのは、県民一人ひとりの力である。

こういう減災の視点から、地震や風水害、土砂災害などについて防災の具体的な取り組みや、最新の防災情報を、平成17年度から地上波TV局びわこ放送「くらしSafety」という番組で放映している。また、防災に加え、食の安全や防火、防犯情報についても併せて題材として取り上げている。

1 放映内容

- 家庭や地域で取り組める減災対策
- 地震防災についての最新情報
- 子ども向け防災番組「くらし安全塾」
- 県内のユニークな取り組みなど
- 2 放送局:びわ湖放送「くらし Safety」
- 3 放送日時・番組名

毎週 月曜日〜金曜日 午後 6 時 10 分〜午後 6 時 13 分 (生放送なので多少変動あり) 地域情報プレゼンター「とっておき滋賀 5 4 5」のレギュラーコーナー「くらし Safety」 で放送

毎週 月曜日・木曜日 午後 8 時 55 分~午後 8 時 59 分 「くらし Safety」で放送

4 その他

次のとおり、出演者の募集を行っている。

防災・防犯情報を紹介するキッズ版「くらし安全塾」の小学生出演者を募集しています。 リポーターとして番組取材に行ってみませんか?対象は小学3年生以上です。

また、家庭や地域での防災情報も募集しています。

「わが家の地震対策」や「地域での防災活動」など、防災に関するみなさんの取り組みや情報をお寄せ下さい。番組でご紹介させていただきます。

宛先、お問い合わせは:〒520-8585 びわ湖放送 くらし Safety 係

<取組の手引き>

ほぼ毎日の放映なので、日々の内容の企画に当たっては、所管の防災危機管理局や放送局はもち るん、県内の市町、消防本部、県の出先機関、県庁内の各担当課から幅広く題材となる情報を入手 し、1ヶ月単位で企画運営している。

自	治体名	3	滋賀県	1	
			住	所	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
			担	当	防災危機管理局 地震・防災チーム
連	絡	先	電話番号		077-528-3432
			E - r	mail	as00@pref.shiga.lg.jp
			U I	R L	http://www.pref.shiga.jp/c/jishin/safety/index.html

防災に関する普及啓発 その2

事 **例 名** 「防災とボランティア週間」における、管内百貨店のレシートを介した防災啓 発活動【千葉県船橋市】

<特 徴>

企業と自治体の相互協力が目に見える形となって表れている。

<概 要>

「防災とボランティア週間」(毎年1月15日から21日まで)の間に、駅前の大型店舗のレシートの広告部分に啓発文章を記載してもらい、買い物客(一般市民)へ災害に備えることの大切さを訴えている。

啓発文章は、以下のとおり。

防災とボランティア週間 『忘れるな!阪神・淡路大震災。 備えよう!水と食糧3日分』

<目 的>

「防災とボランティア週間」の機会を捉え、一般市民への啓発活動を実施する。

<経緯及び活動状況>

市の消防局が、火災予防運動の期間に駅前の大型店舗等のレシートに、火災予防に関する啓発文章を記載させてもらっていることにヒントを得て開始。

毎年12月までに企業の担当部署へ啓発の打診、承諾後に市長名で依頼をしている。

企業側は、これを実施するかの検討に1週間ぐらいを要することが多い。

- 企業との連携で、市の啓発活動に拡がりを持たせることができる。
- 毎年、改めて交渉するため、継続的な活動となり難い。
- 参加企業を増やすところまでは至っていない。

	自治体名	Ż	千葉県船橋	市
			住 所	〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25
			担当	市長公室 防災課
連	絡	先	電話番号	047-436-2038
			E-mail	bosai@city.funabashi.chiba.jp
			U R L	

防災に関する普及啓発 その3

事 例 名 地域防災指導員の養成

【静岡県】

<特 徴>

自主防災組織の活性化を図るため、地域防災活動をきめ細かに指導できる「地域防災指導員」を 養成する。

<概 要>

1 地域防災指導員の養成

防災の経験者を市町村が選任し、県は「地域防災指導員」として名簿に登録し、災害図上訓練「DIG」を中心とした実践的な訓練や避難所の運営などの実施方法を研修する。

- ※防災の経験者とは、消防団OB、消防・警察官OB、災害ボランティア活動者、ベテラン防災 委員、企業防災担当者など。
- 2 地域防災指導員の活用

市町村の主体的な運用を基本とし、指導員は研修で習得した防災活動の普及促進など、各々の地域において自主防災組織を指導する。

県は、指導員に対し、定期的に防災情報を提供するなど、市町村の取組を支援する。

※地域防災指導員が担う防災活動とは、各種台帳の作成、防災マップの作成、避難生活計画の作成、災害図上訓練「DIG」の普及促進、避難所運営訓練の実施など。

<目 的>

地域防災指導員の機能として以下のことを期待しており、地域防災指導員を養成し、自主防災組織の活性化の担い手とすることで、地域防災力の強化・底上げにつなげる。

- ・小中学校区単位等の相互につながりの深い組織間の連携と地域での情報の共有化
- ・巡回個別指導によるきめ細かな自主防災活動の充実・徹底
- ・県や市町村の施策の広報マンや推進役として防災活動を普及
- ・防災モニターとして地域の防災情報や住民の要望を市町村や県に伝達

<経緯及び活動状況>

自主防災組織活性化検討委員会(平成13年度)より「自主防災組織を活性化するためには地域 防災活動を専門的に指導できる人材が必要である」との提言を受け、平成14年度から、自主防災 組織に対するきめ細かな指導や情報提供を行う「地域防災指導員」(市町村選任)を養成している。

1 養成目標人数

沼津市や静岡市の先進事例では、小中学校区単位に1名の指導員が配置されていたことから、 概ね10組織に1名の指導員の配置が効果的と考えた。

制度創設時、県内に 5,100 の自主防災組織があったことから、地域防災指導員は 500 人程度 を見込んでいた。

2 選任状況

平成20年8月現在、28市町で計574人が選任されている。

活動状況は、各地の自主防災組織に指導員として直接参加し、地域の課題の検討を手伝うほか、 地図を広げ危険個所の確認や災害時の行動確認をしながら実施するゲーム感覚の簡易型災害図 上訓練DIGを取り入れた訓練指導なども行っている。

3 今後の取組

制度創設時に目標とした 500 人の養成は達成したため、平成 21 年度からは災害時要援護者支援や避難所の運営等をカリキュラムとした地域防災指導員フォローアップ研修を開催し、地域防災指導員の資質の向上を図る。

- 1 「地域防災計画」への掲載等、市町村における地域防災指導員の位置づけを明確した方が、地域防災指導員は活動しやすい。
- 2 市町村の自主性を阻害しないように、県は研修等を実施するに留め、市町村の取組を後方支援 する。
- 3 地域防災指導員のフォローアップができていなかったという反省により、平成 21 年度から地域防災人材育成プログラムの一環として、地域防災指導員フォローアップ研修を実施する。制度 創設時から養成だけでなくフォローアップまで考えた制度とするのが望ましい。

F	自治体名	Ż	静岡県	1	
			住	所	静岡県静岡市葵区追手町9番6号
			担	当	総務部危機管理局危機情報室
連	絡	先	電話	番号	054-221-3366
			E - r	nail	boujou@pref.shizuoka.lg.jp
			U I	R L	http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/index.html

防災に関する普及啓発 その4

事 例 名 身近な地域の「市民防災行動計画」づくり

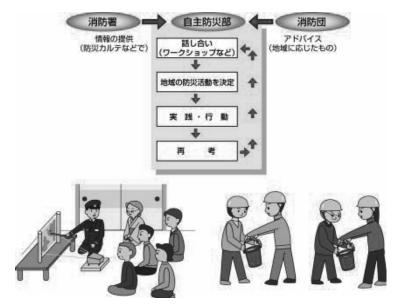
【京都市消防局】

<特 徴>

○ ビジュアルな防災情報の提供を通じた地域の災害対応力向上(住民と行政の連携・協働)

<概 要>

京都市では、消防署員が、顔見知りの町内(自治会)単位で構成されている自主防災組織の構成メンバーに対して、京都市消防局が開発した防災カルテにより、ビジュアルな防災情報(パソコンプログラムによる災害対応力診断、火災延焼シミュレーション、地震被害シミュレーション)を提供している。地域住民は、自分たちのまちの防災について考え、話し合い(ワークショップ形式)、その内容を防災行動計画として、町内版の防災計画である「市民防災行動計画」を策定し、実践している。



<目 的>

「市民防災行動計画」を作成し、防災訓練等を通じて内容を検証し、必要な見直しや内容の充実を図ることによって、地域の災害対応力が向上することを目的としている。

<経緯及び活動状況>

1 阪神・淡路大震災では、多くの家がつぶれて何万もの人が下敷きになったり、閉じ込められたりしたが、ほとんどは顔見知りである近所の人に救出された。また、火災が発生したときに、被害を最小限にとどめたのも、日ごろからの連帯が強い地域であった。このように、災害が起こったときに大きな力を発揮するのは、家庭や地域のつながりが重要との教訓から、京都市では、平成12年から、顔見知りの町内単位で構成する自主防災部の住民自らが、自分たちのまちの防災について考え、話し合い(ワークショップ形式)、その内容を防災行動計画としてまとめた町内版の地域防災計画である、身近な地域の「市民防災行動計画」づくりを推進している。

2 京都市内には、概ね小学校区単位に自主防災会が、町内(自治会)ごとに地域防災の核となる 自主防災部が結成され、それぞれの地域事情に応じたさまざまな自主防災活動が展開されてい る。

「市民防災行動計画」は、この自主防災部で作成され、いざというときのために、自分たちの町に「何が必要で、何をしておくべきか」をまとめた計画で、地域の実情に応じた防災活動が、継続して実践できる内容である。

★「市民防災行動計画」の内容例

- 町内の防災マップを作ろう。
- 定期的に消火器の取扱訓練や普通救命講習をみんなで受けよう。
- 各家庭で非常食や飲料水、非常持出品などの備蓄に努めよう。
- 各家庭に消火器や消火バケツを設置しよう。
- 日ごろから防火・防災活動に積極的に取り組もう。

皆で考え、できることから始めよう!

3 住民参加のまちづくり等によく使われるワークショップ(会議形式)を活用し、自治会などを 単位にグループ分けを行って、話し合いやすい状況をつくり、リラックスした楽しい雰囲気の中、 参加者が自由に意見を出し合い、それらの意見をまとめて「市民防災行動計画」に反映する。

ワークショップで話し合われる事例

- 大規模な災害が起きたらどうする?
 - 火災が発生した場合の消火方法は?
 - 情報の収集や連絡の方法は?
 - 安全な避難方法や避難経路は?
- 日ごろの防火防災活動は何をする?
 - 普通救命講習は受けた方がいい?
 - 防災用品として、何が必要なの?
 - 防災マップは必要?
- 4 京都市の「市民防災行動計画」づくりは、平成 12 年度から 10 年間で全ての自主防災部で策定するよう計画され、現在の達成率は、約 6200 町内(自主防災部)のおよそ 97%と高い実績を上げている。

く取組の手引き>

- 1 「市民防災行動計画」づくりは、強制ではなく、あくまで地域の住民が、自発的に集まって話し合い、地域事情に応じた計画を作成する活動であり、策定が完了するまでには数多くのワークショップの開催を要することから、期間が必要である。
- 2 また、「市民防災行動計画」は、作成したらそれで終わりというものではなく、防災訓練などにより計画の内容を検証し、必要な見直しや内容の充実を図ることが求められる。

E	自治体名	3	京都市	消防局	ਜ਼ੋ
			住	所	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450 の 2
			担	当	安全救急部市民安全課
連	絡	先	電話	番号	075-212-6692
			E - m	ail	fujhb875@city.kyoto.jp
			U R	L L	http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/

3. 教育活動との連携

事 例 名

学校と地域が連携した防災教育

(小学校が周辺地域(自治会等)、市町村防災担当課と共同で、防災訓練、 救急救命講習、避難所開設・運営訓練等を実施)【千葉県】

<特 徴>

学校と地域住民・行政が災害発生時にスムーズな連携の下に活動できる体制づくりのため、小学 生や地域住民等が実施・参加する防災教育の推進。

〈概 要〉

千葉県教育委員会では、「学校と地域の防災教育モデル事業」として、学校と家庭・地域住民・ 市町村関係部局・消防の連携による、小学生や地域住民等への、より身近で具体的な防災教育(講習を含む)、防災訓練を実施。

我孫子市立布佐南小学校では、児童が我孫子市総合防災訓練に参加し、日ごろの防災学習の成果 を発揮。

<目 的>

災害から自分の命を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要であることを、すべての県民に理解させるとともに、日ごろの訓練・教育の積み重ねにより災害を減ずる技術を習得させ、災害発生時に適切な判断の下、全員がスムーズに、かつ安全に避難活動できる体制を構築する。

<経緯及び活動状況>

1 学校と地域の防災教育モデル事業 (平成19,20年度 各年度5地域で実施)

学校と家庭・地域住民・市町村関係部局・消防が協力して、防災教育、防災訓練を実施するなど、平素の防災、発災時の対応、減災について、これらが連携して行う効果的な取組を、実践をとおして研究し、他地域のモデルとする。

平成 19 年度には習志野市立大久保東小学校、松戸市立小金北小学校、成田市立向台小学校、 九十九里町立九十九里小学校、館山市立富崎小学校、平成 20 年度には市川市立大野小学校、柏 市立酒井根西小学校、東庄町立神代小学校、長生村立一松小学校、市原市立養老小学校と周辺地 域が実施し、平成 21 年度も5 地域で実施する。

各小学校では、児童に対する防災教育に力を入れて取り組んでいるが、地域住民等が参加できる講演会、防災訓練を実施することで、大人にも最先端の防災について学ぶ機会を提供することができた。また、これらの機会に、例えば児童のプレゼンテーションやパネル展示により、学校の防災教育の成果を参加者に知らせることができ、お互いが地域の中にある学校との意識を高めることができた。

避難所運営訓練では、自主防災組織の中心となる地域の自治会や町会が中心になり、学校を会場に、児童・教職員も参加して実施することで、災害発生時の学校と地域の連携の問題点を探り、改善に生かすことができる。

2 我孫子市立布佐南小学校の取組

我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教育に取り組んでいる。我孫子市総合防災訓練において、4年生はポスター作成、5年生は避難所開設訓練でテント設営、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成配付、6年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等へアピールした。(平成20年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校)

- 1 早期の計画作成と打合せ実施により、大規模で効果的な活動が可能になる。
- 2 学校(教職員)、保護者、地域住民、行政機関、消防等の、防災に対する認識の違いを把握し 講演会や避難訓練実施にあたっては、充分な検討の上、一番効果的な方法を探る必要がある。
- 3 地域全体の防災体制を充実させるためには、一回限りのイベントではなく、継続的な取組を行うことが必要である。そのためには、関係機関が無理なく取り組める内容と方法を検討することが重要である。

	自治体名	<u> </u>	千葉県		
			住	所	〒260-8662 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁中庁舎 8 階
			担	当	教育庁教育振興部学校安全保健課
連	絡	先	電話番	号	043-223-4091
			E-ma	il	chgakuhoan@mz.pref.chiba.lg.jp
			U R	L	http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/index.html

4. 住宅の耐震化

事 例 名 家づくり利子補給制度の実施

【山形県】

<特 徴>

○ 耐震性を満足しない住宅の除却と耐震化住宅の新築(「自助」への支援(公助))

<概 要>

耐震化を満足しない住宅を減らすため、耐久性の高い住宅の新築・分譲に対し、住宅ローンの金利の一部を県が負担する。

1 融資限度額

2,500万円以内(土地購入費は除く)

2 対象住宅ローン

融資期間35年以内のローンで3年間・5年間・10年間(平成20年度追加)の固定金利ローンで据え置き期間の設定のないもの

3 利子補給率・利子補給期間

耐震建替住宅

・ 3年固定ローン: 利子補給率 0.5% × 3年間
・ 5年固定ローン: 利子補給率 0.5% × 5年間
・ 10年固定ローン: 利子補給率0.25% × 10年間

<目 的>

住宅ローンの金利の一部を県が負担(利子補給)することによって、持家住宅の取得の支援を通 して、耐震化率の向上等を目的としている。

<経緯及び活動状況>

本制度は、平成14年度に県産材の使用促進を目的に創設された。その後県内に確認されていた活断層帯の被害想定が公表され、地震に対する減災という視点から、平成17年度に耐震性を満足しない住宅の建て替えにも適用されることになった。その内容は次のとおりである。

- 1 利子補給の申込者の条件(次のすべてに該当すること)
- (1) 県内に、自ら居住するための住宅を新築、または新築の分譲住宅を購入する者 ※申込みは、1人ひとつの住宅
- (2) 前年1年間の収入または所得が次の金額以下の方
 - ・給与所得者 収入金額が 1,000 万円以下 ・その他 所得金額が 780 万円以下
- (3) 償還が確実に可能な者(融資は、各取扱金融機関の基準により決定)
- (4) 融資契約期限:年度内に取扱金融機関と融資契約・実行可能な者

- 2 利子補給の対象となる住宅の基準
 - 次のすべての基準に該当する**住宅の新築・購入**が対象。
- (1) 県の総合支庁等で既存住宅の耐震診断を行い、耐震性を満足していないと判断された既存住 宅を解体し、除却届けを提出すること
- (2) 建て替える住宅が、在来工法木造住宅の耐久性基準に適合すること

【公庫住宅等政策融資技術基準第4章第2節および同運用について第4第1項の基準】

- ・構造材の強化(すみ柱 12 cm角以上)・基礎の強化(基礎高は地盤面から 40 cm以上)

- ・小屋裏換気措置・・床下換気措置・・換気設備の設置・・防腐・防蟻措置

3 手続きの流れ

利子補給の条件に適合するかどうか、資金計画を検討と耐震診断実施

- ⇒外壁工事を開始する40日前までに、申し込み
- ⇒外壁工事を開始する10日前までに、基準適合報告書を提出し、県が現場確認
- ⇒取扱金融機関とローン契約を締結し、利子補給金の交付を申請
- ⇒工事完成後に14日以内の完成報告、かつ危険住宅を除却後に14日以内の除却報告
- 4 利子補給戸数のこれまでの実績と H21 予定

	年 度	H17	H18	H19	H20	H21 予定
耐震	建替住宅【利子補給率 0.5%】	58	52	13	25	50
4	県産材使用住宅(省エネ型)【1.0%】	_			50	200
参	県産材使用住宅【1.0%】	210	216	116	100	_
考	バリアフリー住宅【0.5%】	_	82	50	50	_
77	高耐久性住宅【0.5%】	100			_	

く取組の手引き>

住宅の図面をもとにして耐震診断するため、古い住宅の場合には図面を作成することが必要。 昭和56年以前の住宅すべて対象にする案もあるが、昭和56年以前であっても耐震基準を満たし た住宅もあり、一律に建築時期だけで本制度の対象には該当できない状況。

簡易的な問診票の活用等を検討し、制度をより使い易くする必要がある。

自治体名	山形県	
	住 所	〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1
	担当	土木部建築住宅課
連絡先	電話番号	023-630-2640
连 裕 兀 	E-mail	ykenchiku@pref.yamagata.jp
	U R L	http://www.pref.yamagata.jp/business/farm/7180025risihokyuuh20ver2.html
		【H21 は上記URL変更の可能性あり】

住宅の耐震化 その2

事 例 名 住宅の耐震化推進のための耐震診断ローラー作戦の実施

【愛知県】

<特 徴>

- O 住宅の耐震化推進のための無料耐震診断
- O 地域住民、専門家、行政の連携・協働による耐震診断の普及・啓発活動

<概 要>

愛知県は、県内の各市町村とともに、地域組織や建築士、防災ボランティアなどと協働して、フェース・トゥ・フェースで木造住宅の耐震化の普及・啓発活動を推進している。耐震診断ローラー 作戦は、その1つの仕組みであり、モデル的実施イメージは次のとおりである。

- ローラー作戦の実施地区を決めて、事前に町内会などを 通じて住民に通知
- 建築士団体、大工団体、防災リーダー会、防災ボラン ティアなどに参加を呼びかけ
- 参加者や地域の人を対象に県が防災講演会を主催
- 土、日曜日に市町村職員、上記参加者が実施地区の対象 住宅を訪問し、耐震診断を勧誘



<目 的>

地震の際の被害を軽減するため、県・市町村が防災ボランティア、町内役員や建築士とともに、 住民に対して住宅の耐震化の必要性を説明して耐震診断を受けさせることを目的としている。

<経緯及び活動状況>

- 1 阪神・淡路大震災(平成7年)による犠牲者の8割以上が家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫 死だったことを教訓に、愛知県では、平成14年度から木造住宅の無料耐震診断事業を開始した。 これは、各市町村が事業主体となって、老朽化した民間木造住宅に対し専門家を派遣し、無料 で耐震診断を行い、正確な住宅の耐震性能の情報を提供することにより、住宅の耐震化の促進を 図ろうというものである。
- 2 耐震診断の推進については、それまで各市町村において対象者に対するダイレクトメールや、 職員が対象住宅に無料耐震診断申込書などを届けるポスティングなどの取り組みを実施してき たが、紙媒体による一方通行の啓発では、効果に限界があった。
- 3 愛知県は、先進的に取り組んでいた他県の効果的な事例や、県内の吉良町において大工などの 組合が、独自に耐震診断ローラー作戦を実施したところ大きな成果があったことなどから市町村 に呼びかけてモデル的に実施したことを契機に取組を開始した。

4 平成19年度の主な都市でのローラー作戦の実績は次のとおりである。

自	治 体	名古屋市	岡崎市	一宮市	知立市	田原市
訪問件数	訪問	198	8 4	2 3 1	192	2 2 7
初向什数	面談	108	5 6	176	1 3 2	102
申込み	訪問時	1 4	2 6	3 2	2 0	4 3
サンの 状況	申請書受取	1 0 0	1 9	8 3	6 8	2 8
1人 // L	後日申込み	1	1	6	1 1	

- 1 ローラー作戦の実施は、事前に住民への周知を行い、かつ地元の人とともに回ることにより、 戸別訪問が順調に行える(訪問セールスなどのように怪しまれない)。
- 2 地元の人と回ることは、空き家や建物の利用形態など対象ではない家屋の判別が迅速に行える。
- 3 自主防災意識の低い地区では、防災意識の啓発から取り組まなければならない。
- 4 留守宅の少ない日曜日の実施が効果的である。(地域による)

	自治体	名	愛知県		
			住	所	〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
			担	当	建築部建築担当局住宅計画課防災・まちづくりグループ
連	絡	先	電話番	\$号	052-961-2111(代表)
			E - ma	ail	jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp
			U R	L	http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/

参考資料

地方公共団体における様々な取組(平成21年2月現在) (平成21年2月に実施した内閣府のアンケート調査*結果より)

*都道府県、政令指定都市、東京都 23 区を対象に、各防災担当部局には「家具の固定と防災に関する普及啓発」、教育委員会には「教育活動との連携」、住宅部局には「住宅の耐震化」に関して、平成 19 年度以降に実施した取組と管轄下におけるトピック的な取組について調査したもの。

【都道府県の防災部局の回答】

県名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	北海道のHP、NTT東日本ハローページ(防災情報「レッドページ」) へ情報を掲載し、広く道民へ周知した。 【市町村のトピック的な取組事例】 ・家具転倒防止器具等の展示(北見市:H20)	北海道のHP、NTT東日本ハローページ(防災情報「レッドページ」)への情報の掲載(H19, 2 の)、また、緊急地震速報パネル展の実施(H19)、地域防災フェアの実施(パネル展等(H1 9))、活断層講演会の実施(H19, 20)等により防災に関する普及啓発活動を実施した。 【市町村のトピック的な取組事例】 ・地域コミュニティFM局を通じた啓発普及放送(北見市: H20) ・災害図上訓練の実施(苫小牧市: H19) ・「火山勉強会」登山の実施(観測機器、火口列・火口などの見学等)(駒ヶ岳火山防災会議協議会: H19, 20) ・保育園における防火・防災映画の上映及び防火・防災紙芝居の読み聞かせの実施(上川南部消防事務組合: H19, 20)
作	防災啓発研修などで説明を実施しているほか、青森県総合防災訓練などで資料を配布するなどの取組を行っている。 市町村においては、広報誌に掲載する以外の取組は特にない。	防災週間に、防災啓発研修を実施したほか、11月に県内3ヶ所で防災シンポジウムを開催した。 テレビの広報番組において、地震防災番組を作成したほか、県の広報誌に特集記事を掲載した。 た。 八戸市においては、八戸市安全・安心まちづくり推進協議会を設立し、その中で説明を実施している。 また、4市(青森市、弘前市、八戸市、十和田市)において、出前講座等を実施している。
业	・県ホームページでの広報 ・市町村へパンフレットを配布 ・「岩手・宮城内陸地震の震災写真展」における転倒防止器具等の 防災物品の展示(一関市)	・津波教育の推進→津波学習用教材の配付とともに、小中学校の教職員を対象に講習会を開催・自主防災組織育成ワークショップの開催→地域住民向けの講演会、地域課題の抽出など・自主防災組織リーダー講習会・情報紙等への取材協力

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
回	・宮城県では、平成15年度及び平成16年度に、「家内安全推進事業 (家具転倒ゼロ作戦)」として、日曜大工が困難な高齢の方や身体に障 害を持った方のみの世帯を対象に、地震による家具等の転倒で居住 者が負傷しないようにすることを目的に、作業員を派遣し家具等を床・ 壁等に固定する作業を無償で行ったが、現在では当該事業は行って いない。・市町村においては、建築担当課等において、家具転倒防止 作業員の有償・無償派遣を行っているところもある。	・宮城県では、地域防災リーダー養成研修を開催し、地域の防災リーダーとなる人材の育成に 努めている。一般向けとしては、「みやぎ出前講座」の1講座として「宮城県地震に備えて」という 題目での出前講座を行っており、142項目ある出前講座の中でも一位の利用数となっている。 また、楽天株式会社との協定により「宮城県防災・危機管理ブログ」を開設しており、防災関連 情報を広く提供している。・各市町村においても、独自に研修会や出前講座等を開催している状 況があるが、全市町村の開催状況等については把握していない
英田	該当ありません。また、市町村においても該当がありません。	・職員による「出前講座」として、住民等に対し防災意識の啓発や自主防災組織の必要性等に ついての普及を行っています。また、自主防災組織の組織化の促進のための研修会を開催し ています。 ・毎年5月下旬を「県民防災意識高揚強調週間」、5月26日を「県民防災の日」とし、ポスターや ラジオ放送を活用し防災意識の啓発を行っているほか、県民の協力を得て防災訓練を実施して います。また、山岳遭難の防止や火災予防、水難事故防止等についてもマスメディアを活用し た普及啓発を行っています。 ・防災に関する知識、技術を体験することができる施設「防災センター」を平成2年に設置し、県 民の利用を通じて広く普及啓発を行っています。

県名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
岩	・リーフレットを活用しての啓発活動を実施している ・家具等の転倒防止に関する住民向け相談窓口を設置し、相談対応し ている ・住宅フェア等催事場にてパンフレットの掲示・配布を実施している	・防災に関する講演会の開催 ・県の職員による県民への防災教育(出前講座) ・リーフレット・パンフレットを作成しての啓発活動 ・自主防災組織のリーダーの養成(研修会の開催) ・各種防災訓練の実施
倡島	県では、パンフレットの配布やホームページを活用して PR 活動を行っている 県内の市町村においても、同様に、パンフレットの配布などを行っている る 先進的な事例は、特に行っていない	一般向けの防災普及活動は、県においても市町村においても防災訓練や講演会・講習会を行っている トピック的な取組事例は特にない
茶	(県)一般県民を対象とした啓発事業の中で取り上げ普及に努めている。 ・いばらき防災大学(年11回のうち1回) 「住宅の耐震化」の講義の中で、家具の転倒防止対策も併せて講義。 ・啓発パンフレッド自分の身は自分で守る」の作成・配布(年2万部) 「家の中の安全対策」の一つとして、家具の転倒防止対策について掲載。 (市町村)主な取組事例 ・パンフレット配布 ・ホームページ、広報紙への掲載 ・全戸配布の防災ガイドに記載 ・音識者による講演会の開催 ・固定器具の配布	(県)一般県民を対象とした研修会等の開催、啓発パンフレットの配布等・総合防災訓練の実施(年1回)・起震車の運用(年153回・約 25 千人が体験・・・・19年度実績)・・いばらき防災大学(年11回開講)・・・・自主防災組織リーダー研修会(年2回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
桅	・県民からの要請により、職員が集会等の場に出向いて、県政についての説明等を行う「とちぎ県政出前講座」等により、「家具の固定」についての意識の普及啓発を行っている。「とちぎ県政出前講座」では、災害から命・財産・我が家・我がまちを守るために、普段からやっておくべきことや災害の時にどう行動すべきかを説明し、防災知識の普及啓発を行っている。 ・管轄下の市町でトピック的な(話題性のある)取組事例はないが、市町において、市民向けの出前講座で「家具の固定」をはじめとした防災知識の普及啓発を行っている事例はある。	・とちぎ県政出前講座、防災・危機管理講演会(防災のつどい)、総合防災訓練(県と市町の共催)等を通じて、県民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図っている。 ・管轄下の市町でトピック的な(話題性のある)取組事例はないが、市民向けの出前講座、市町レベルでの防災訓練、防災リーダー研修等を通じた普及啓発活動を行っている事例はある。
推	「家具の固定」は、国交省の「住宅・建築物耐震改修等事業」の補助対象外であるが、同対象事業において、普及啓発活動があり、それに付随するものとして活動を行っている。	〇県・・・・市町村が行う普及啓発活動への人的バックアップ及び、出前講座での講演活動。 〇市町村・・・・各種広報誌への記事掲載、地元 FM を使った特集番組、生涯学習講座開催時のパンフレット配布、出前講座での講演、老朽家屋へのパンフレットのポスティング活動。(※詳細添付)

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
哲	県政出前講座「今すぐできる震災対策」 地震に関する様々な情報を提供し、県の震災対策を説明するととも に、大地震に備えて家庭でできる身近な震災予防対策を説明する出 前講座を実施している。 H19 年度→76 回 4,575 人 H20 年度→62 回 3,229 人	・県政出前講座「今すぐできる震災対策」同左・地震対策セミナー ・地震対策セミナー 一般県民向けに防災防災意識の啓発やハード、ソフト両面にわたる予防対策の進め方を考えるセミナーを実施している 防災に係る講演の他、地震関連資料の展示、建築職員による耐震診断などを開催し、地震被 害を軽減するための対処方法を啓発する。 H19年度 H20.1.16 開催 450 人参加 H20年度 H20.1128 開催 450 人参加
# K	「県民だより」や「千葉県ホームページ」に家具の固定についての啓発 記事を掲載したり、講演会や訓練時に、家具の固定に関する啓発資料 の配布を行った。	(県の取組)「県民だより」や「千葉県ホームページ」等各種媒体を活用し、一般県民向けの防災 啓発に努めている。また、平成19年4月1日より運用開始した「防災ポータルサイト」においても 「防災まめ知識」等の啓発情報を掲載している。 19年度においては、NHK-FM「ひるどき情報干葉」に協力して「防災特集」のコーナーを月1回設け、防災情報の提供を行った。 その 他、防災訓練や講演会等においても、啓発資料を配布し広報に努めている。さらに、防災教育 施設として、体験型学習設備を備えた「西部防災センター」や県で地震体験車を保有し、各市町 村や消防本部への貸出しを通じて県内全域の住民等が地震体験学習を行うことできるような体 制づくりをしている。(管轄下市町村のトピック的な事例)船橋市において、防災とボランティア週 間において、管内の百貨店のレシートに、防災啓発のための広報文章を掲載。
承	1.区市町村への転倒防止対策推進の働きかけ 2.関係機関、団体への普及啓発と協力要請 3.公共施設等の転倒防止対策推進 4.各広報媒体を利用した啓発 5(※詳細添付)	1.災害対策パンフレットの作成 2.防災広報ビデオの制作 3.防災フェア 4.防災ポスターコンクール5.防災市民大学 6.防災シンポジウム 7.防災センターの見学会 8.親子防災教室 9.その他防災展(※詳細添付)

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
神奈川	1.県災害消防課の取組	1.県災害消防課の取組
	・家庭や地域での防災対策用に作成した冊子「かながわ防災読本」	・家庭や地域での防災対策用に、冊子「かながわ防災読本」を作成し、県内市町村へ配布した
	の「地震から身を守るには」の項目の中に、「家具の転倒や落下を防ぐ	ほか、県総合防災センターや各県政情報コーナー等への配架や県のホームページに掲載する
	対策をとる」ことなどを掲載し、県内市町村へ配布したほか、県総合防	など県民向けに「地震」や「風水害」などへの備えに関する普及啓発を実施している。
	災センターや各県政情報コーナー等への配架や県のホームページに	2.県総合防災センターの取組
	掲載するなど「家具の固定」に関する普及啓発を実施している。	・防災フロアーの防災展示コーナーに「非常持ち出し品チェックリスト」と「わが家の防災安全チ
	2.県総合防災センターの取組	ェック」のチランを作成し配布した。
	・県総合防災センターに、体験コーナーや防災情報の展示コーナーが	・親子で防災体験講座(平成 19年7月26日実施、一般県民親子47人参加)小学校4年生以
	あり、その展示コーナーの一画に家具転倒防止コーナーを設けてタン	上を対象として地震の講義や、コンロ作りなどを行い防災への理解を深めてもらった。
	ス等の固定方法を展示している。	·親子防災教室 (平成 19 年 8 月 5 日実施、一般県民親子 63 人参加)(平成 20 年 8 月 3 日実
	・平成 19年 10月 18日(日)に防災フェア 2007、平成 20年 10月 19日	施、一般県民親子 90 人参加)災害に対して日頃の備えがいかに大切かを親子で防災への理解
	(日)に防災フェア 2008 を実施し、参加団体による家具転倒防止の実演	を深めてもらうことを目的として実施した。
	を行った。	・防災フェア 2007(平成 19 年 10 月 18 日実施、一般県民 2,281 人参加、19 機関・団体参加)
		・防災フェア 2008(平成 20年 10月 19日実施一般県民 3,158人参加、17機関・団体参加)日頃
		の備えの大切さや、災害時の対応について楽しみながら学んでいただくことを目的として実施し
		た。
		・ミニ防災教室 (平成 20年1月16~20日に実施、一般県民 225人参加)(平成 21年1月15、
		16、17、18、21日に実施、一般県民256人参加)「防災とボランティア週間」中に、「災害用伝言ダイヤ
		ル 171」の操作体験や、人形を使っての「心肺蘇生法」の実演などのミニ防災教室を実施し県民
		に対する防災意識の啓発を図った。

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
照	く新潟県の取組> ・県発行防災啓発パンフレット「地震からあなたと家族を守るために」を配布 (家具転倒防止啓発ページを設けている) ・県民だよりでの広報実施 ・各種防災関係イベントで家具転倒防止に関するパンフレット配布及びグッズを展示 く市町村のトピック的な取組> ・内閣府との共催事業「防災カフェ」にて体感型家具転倒防止啓発 (ホームセンターで家具転倒防止グッズを使用しての実験等を実施) ・住民への防災啓発パンフ配布、広報誌での啓発コーナー設置	く新潟県の取組> ・県発行防災啓発パンフレット「地震からあなたと家族を守るために」を配布・県発行防災啓発パンフレット「地震からあなたと家族を守るために」を配布・県民だよりによる広報実施・県民への自主防育成を目的としたジンポジウムを開催(年1回)・県民への津波啓発を目的とした講演会を開催(年1回)・自主防のリーダーとなる自治会長を対象とした自主防啓発研修を実施(年3回)・自主防のリーダーとなる自治会長を対象とした自主防啓発研修を実施(年3回)・自主防の以び啓発パンフ配布、広報誌での啓発コーナー設置・自主防が実施する地域での防災訓練に防災土を派遣し、啓発活動を強化・ジュニアレスキュー隊育成講習会実施
五三	パンフレットの配布など	・住民参加型の防災訓練の実施・パネルディスカッション) ・県民防災フォーラムの開催(講演、パネルディスカッション) ・自主防災組織への活動支援(組織の結成、活動の活性化のため、研修会等を県と市町で実施)
電子	 ・ 地震防災セミナー(H20.6 月)における PR、普及 ・ 消防庁作成資料「地震に自信を」の配布(H19,20) ・ メールマガジン、新聞による PR、普及(H19) 	・総合防災訓練における体験展示コーナー(H19,20) ・「防災のしおり 家庭での防災対策」監修、配布(H20) ・ 防災とボランティア週間 パネル、資機材等展示(H19,20) ・ テレビ、ラジオ、メールマガジン、新聞による PR、普及(H19,20)

県名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
素	〈平成19年度〉	〈平成19年度〉
	・家具の転倒防止などのチェック項目を掲載した「わが家の防災対	・「家の中」「家の外」「非常用持出品」「非常用備蓄品」などのチェックリストなどを掲載した「わ
	策」チェックシートを作成・全戸配布を実施。	が家の防災対策」チェックシートを作成・全戸配布を実施。
	・地域住民などが参加する地震防災訓練会場において家具の転倒	・防災関連の情報が総合的に閲覧できる「やまなし防災ポータル」を県ホームページに開設。
	防止等に係るパンフレットを配布。	・地域住民や防災関係機関などが参加する地震防災訓練を実施。
	・県政出張講座において家具の転倒防止の普及・啓発を実施。	・県民を対象にした県政出張講座を実施。
	<平成20年度>	〈平成20年度〉
	・家具の転倒防止等を掲載した「わが家の防災・防犯対策」リーフレッ	・「地震対策」「風水害対策」「火災対策」「子どもの安全」などのチェック項目を掲載した「わが
	トを作成・全戸配布を実施。	家の防災・防犯対策」リーフレットを作成・全戸配布を実施。
	・地域住民などが参加する地震防災訓練会場において家具の転倒	・地域住民や防災関係機関などが参加する地震防災訓練を実施。
	防止等に係るパンフレットを配布。	・県民を対象にした県政出張講座を実施。
	・県政出張講座において家具の転倒防止等の普及・啓発を実施。	
	(市町村取組事例)	
	自主防災会が希望者に対し家具の固定(取り付け)を実施。自主防災	
	会が実施した取り付けに要した経費(金具代)に対し3割を市が補助。	

県名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
長野	家具の固定については、県内各自治会、自主防災組織に本課職員	防災に関する普及啓発活動については、県内各自治会、自主防災組織に本課職員が出前講
	が出前講座として赴き、家具の固定の重要性について説明を行ってい	座として赴き、防災の普及啓発活動を行っている。
	ð,	また、地震体験車を活用した啓発活動も実施している。
	また、広報誌やホームページを中心に県民に対し、周知を実施して	
	৽ঽ৻ঀ	
	なお、市町村が住宅(高齢者世帯又は身障者等世帯が居住するもの	
	に限る。)の所有者又は使用者が設置する家具類の転倒防止器具を	
	配付する事業に要する経費に対し、県は1戸2千円を上限に2分の1	
	以内の補助を行っている。	
斑斑	・県民を対象に、「できることから地震対策」というパンフレットを	・防災講演会:毎年1月の防災とボランティア週間に合わせ、一般向け講演会を実施。 平成 19
	配布するとともに、TV番組「くらし safety」(詳細はQ2)においても家	年度は 750 人、20 年度は 800 人の参加を得ている。
	具固定について定期的に啓発放送を行っている。	・防災出前講座:家庭や地域で防災に取り組むことの重要性と有効性を理解していただくため
	・県庁、振興局等各地方機関においては、執務室内の家具固定を	に、自主防災会、自治会、学校などで出前講座を行っている。19 年度は 90 回実施。
	今年度一杯で完了。	・防災対策情報番組:防災意識啓発のため地上波 TV 局びわこ放送にて
		「くらし Safety」という番組を防災危機管理局にて所管しており、毎週月~金の夕方に3分間放
		映している。地震対策や地域での防災訓練、自主防災活動の取組などを紹介している。

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
京都	・「家具の固定」については、総務省消防庁から交付されるパンフレット **エ野村、野本! 酢&*! アハキオ	1 防災講演会(一般住民向け 年2回)→ =m+4ヵスアヒヒ**公=*のン・ジ まホジレ+2ヒト**間で機間い事権 ヒト** 軸塗みを間が プレ
	を15回れて配布し、谷光をしています。 ・京都府が一般府民向けに実施している出前語らい職員派遣では、阪	In引作ない的火去職のメノハーで中心と9~の以来国は徴労に生坊し、別火鋛規⇒を用惟している。テーマはその時々に関心が高いもののうちから選んでいる。
	神・淡路大震災を例に、家具やテレビの下敷きにならないように啓発を	2 自主防災組織リーダー研修会等の実施→
	しています。	(財)日本防火協会の助成により、1泊2日の研修会を開催した他、1日単位の防災リーダー人
	・京都府での取り組みを受けて、各市町の出前講座においても、「家具	づくり講座を実施し、防災リーダーの育成に努めている。
	の固定」や「転倒防止措置の実施」の啓発に努められている。	3 京都府災害ボランティアセンターへの研修事業の委託→
	・一部の町では、災害時要配慮者世帯に対して、シルバー人材センタ	NPO団体、府社会福祉協議会、京都府が官民共同設置している京都府災害ボランティアセン
	一の人材を活用し、家具等転倒防止事業を実施されている。	ターに、災害ボランティアセンター設置運用研修等を委託し、災害ボランティアの受入が円滑に
	・平成21年度には、自主防災組織リーダー研修会等において、「家具	できるよう努めている。
	の固定」の講座の実施し、防災リーダーを通じて家具の固定を普及し	4 総合防災訓練への住民の参加→
	ていくことを計画中。	市町村や府内の主要大学と連携し、地元住民や学生など幅広い層の参加を呼びかけ
		5 職員出前講座の実施
車	推進	1 昨年度から「防災力強化県民運動」を展開し、県民・団体等に対して、「自助」「共助」の取組
	の転倒防止」を本年度の最重点目標として、県民及び団体等に取	を呼びかけている。(実施内容は別紙参照)
	組を呼びかけている。	2 県内の小中学校において、阪神・淡路大震災のあった1月17日を中心として、地域住民とと
	(啓発チラシの作成・配布(別添)、イベント等での実演等)	もに防災訓練を実施することで、防災意識の向上を図っている。
	2 地震時による家具店等の危険性を広く周知するため、モーディフェ	3 ひょうご防災リーダー講座、ひょうご防災カレッジの実施 (詳細は別紙参照)
	ンスの実大震動実験台に居室を再現し、具体的にどのような被害が生	4 人と防災未来センターにて、研修や地震に関する展示を行い、防災意識の向上を図ってい
	じるか、明らかにした。	る。(※添付あり)

茶良	[首]	
		[首]
	・消費者向けに「今日からできる家具の転倒防止対策」をテーマに「住	〈講演会・リーダー研修会・出前トーク等>
	まいづくりセミナー」を開催	・平成19年度近畿府県合同防災訓練の中で、訓練実行委員会と(財)消防科学総合センターの
	・県下全戸配布の広報誌『県民だより奈良』の防災特集号にて家具の	共催で『防災・国民保護講演会』を開催
	固定や配置の見直しについて掲載	・地域の防災活動の中心となる防災リーダーを育成するため『奈良県防災リーダー研修』を開
	・一般向けパンフレット「みんなで取り組む震災対策」「わが家の震災対	催(平成20年度は『奈良県自主防犯・防災リーダー研修』を開催)
	策』で家具の転倒防止対策について掲載	・「みんなで取り組む震災対策」をテーマに、職員を派遣して『出前トーク』を実施
	・職員を派遣した「出前トーク」で上記のパンフレットを配布し啓発	・災害や犯罪に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため『奈良県自主防犯・防災に
	【市町村】	関する講演会』を開催(平成20年度)
	・自主防災組織や自治会での防災研修、防災講習、出前トークにおい	<パンフレット・広報誌等>
	てパンフレットを配布し啓発	・県下全戸配布の広報誌『県民だより奈良』で毎年繰り返し啓発・大規模地震への地域防災力
	・防災訓練の際に、防災用品を展示し、家具の固定に対する啓発の実	向上のため『自主防災組織で守る地域の安全』及び『みんなで取り組む震災対策』で共助につ
	関	いて、『わが家の震災対策』で自助について啓発・「平成19年度防災功労者表彰-活動事例
		集-」をまとめ、自主防災活動先進事例の紹介
		〈ホームページ〉・ホームページへの掲載
		く訓練> ・災害時における防災関係機関相互の連携を深めるとともに、参加機関の災害対応
		能力の向上、広域応援体制の検証、県民の防災意識の高揚等を図るため、『総合防災訓練』及
		び『林野火災訓練』を毎年実施

県名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
茶良	【市町村】	【市町村】
	・自主防災組織や自治会での防災研修、防災講習、出前トークにおい	<講演会・リーダー研修会・出前トーク等>
	てパンフレットを配布し啓発	・年1回自主防災組織を対象に防災セミナーを開催
	・防災訓練の際に、防災用品を展示し、家具の固定に対する啓発の実	・巨大災害の発生や、市に影響を及ぼすおそれのある奈良盆地東縁断層帯の存在を周知し、
	暑	個人や地域における防災の取り組みを進めることを目的に講演会を開催
		・「自主防災リーダー研修会」を開催し、講師を招いて最近の地震活動の紹介や住宅・建築物の
		耐震対策について講演
		・成人大学講座の防災学習「身近な防災について考えよう」で、地震のビデオ視聴、防災クイ
		ズ、備蓄食品の試食
		・生涯学習セミナー「町民大学」において、防災マップ(洪水・地震)を用いた講義の開催
		<パンフレット・広報誌・ポスター>
		・広報誌への掲載(風水害対策、地震対策、自主防災組織、緊急地震速報等)・暮らしガイド
		への掲載 ・パンフレットの作成 ・ポスターの作成
		〈ホームページ〉・ホームページへの掲載
		<ハザードマップ> ・地震に対する警戒を高め、市民への防災対策に寄与するため、ハザード
		マップを作成し各戸に配布
		く訓練>・市民の防災に対する意識を高め、地域の防災上の問題点、課題を具体的、視覚的
		に把握するため、市民参加型の災害図上訓練(DIG)を実施・防災訓練の際に、防災用品を展
		示・(財)宝くじ協会から消火・通報訓練指導車(愛称:けすゾウくん)が寄贈され、それを活用し
		て地区自主防災会の訓練に運用 ・自主防災組織での訓練開催時にパンフレットにより啓発 ・
		「かわいっこかえるきゃらばん!」と題し、子供から高齢者まで気軽に楽しく取り組める新しい形
		の防災訓練を実施
		<イベント>・秋の「市の文化祭」において、パンフレットの配布及びポスターの掲示を行い、
		耐震診断や耐震改修の啓発 ・町の文化祭で防災コーナーを設置し、避難所一覧・防災倉庫の
		位置図・防災資機材の展示、防災クイズと備蓄食品の試食を行い啓発・防災グッズ展の開催

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
和歌山	(県の取組み)	(県の取組み)
	・「出張!県政おはなし講座」(県職員が依頼先に出向き県の施策を説	・防災に関する普及啓発活動として、「出張!県政おはなし講座」(県職員が依頼先に出向き県
	明する事業)にて県の防災対策を説明する際に、住宅の耐震化ととも	の施策を説明する事業)や地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」(防災に関する
	に「家具の固定」について重要性を説明している。	知識、技術を学ぶ講座)を実施している。「出張!県政おはなし講座」については、平成19年
	・県地震防災対策事業支援補助金(補助対象:市町村)の補助メニュ	度、約2時間の講座を約110回行った。「紀の国防災人づくり塾」については、平成20年度、計
	一として「家具等の転倒防止を図る事業」を設け、市町村が取り組む	5日間の講座を県内3ケ所で実施した。
	「家具等の固定」に対して補助を行っている。	・平成19年4月にオープンした防災センターの見学案内でミニ講座を実施している。
	・本県では地震体験車を保有しており、その使用の際、ダンボールで	・県広報誌の他、防災啓発用パンフレットやビデオを配布し、防災に関する普及啓発活動を行っ
	作成した家具が転倒する様子を見てもらい、家具の固定の重要性を説	ている。
	明している。(市町村の取組み)	(市町村の取組み)
	・新宮市:申請のあった要援護者の自宅に市職員が出向き、家具の固	・広川町:津波防災教育に特化した「津波防災教育センター」と本県の偉大な先人である濱口梧
	定を行っている。	陵の精神を学び伝える「濱口梧陵記念館」を併せた「稲むらの火の館」を平成19年度から運営
	・古座川町:住民向け防災啓発として、地震体験車による地震体験や	し、防災に関する普及啓発を行っている。
	家具の転倒防止プレートやガラス飛散防止シートの配布を行ってい	
	Ŷ	

岐阜	・「家具の固定」の取組	・岐阜県地震防災フォーラムの開催
	職員出前講座、地震防災啓発パンフレットなどによる啓発知	濃尾地震の発生した 10 月 28 日を「岐阜県地震防災の日」として定めており、毎年この日に地
	・管轄市区町村でのトピック的な取組事例	震防災意識啓発のためフォーラムを開催している。本年度は以下のとおり開催した。
	恵那市	日 時:平成 50 年 10 月 28 日 13 時 30 分~16 時 40 分
	平成 19 年度、恵那市家具転倒防止実行委員会が中心となり、65 歳	テーマ:ご近所力を高める!! ~みんなの地域はみんなで守る~
	以上の1人暮らしの高齢者及び重度の障害者、70歳以上の高齢者の	次 第:第一部 基調講演 第二部 パネルディスカッション
	みで構成された世帯(471 世帯)に対し家具の固定をボランティアのカ	参加者:500名
	で無料取付を実施した。	共 催:岐阜市·NHK岐阜放送局·岐阜市自主防災組織連絡協議会
		岐阜県消防協会
		※NHK教育テレビでパネルディスカッションの模様を録画放送(45分)
		・中学二年生向け地震防災啓発パンフレットの作成
		中学二年生を対象とした地震防災啓発パンフレットの作成及び配布を平成 19 年度より行って
		おり、本年度も来年度の県下中学二年生全員に行き渡るようパンフレットを作成した。
		・一般向け地震防災啓発パンフレットの作成
		出前講座、イベント等で配布するための地震防災啓発パンフレットを作成した。

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
糧	1 地震防災ガイドブックや「自主防災」新聞第 70 号による啓発 ※静岡県地震防災センターのホームページ参考 (http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp) 2 市町村に対する助成事業 ・家庭内家具固定等推進事業・地域総合防災推進事業審査会事業 (今後の見通し)→災害時要援護者世帯対象事業については、例年、	 協働による自主防災組織活性化 (1)静岡県自主防災活動推進委員会の設置(平成 14 年度~) (2)「自主防災」新聞の発行・配布 (3)地域防災指導員の養成 (4)災害ボランティアコーディネーターの養成 (5)静岡県防災土の養成
	相当額の実績かあり、その必要性は高い。また、一般世帯対象事業についても、現在実施中の市町に加え、今後の制度化を検討している市町もあるため、県としては引き続き県費補助金により市町への支援を行っていく。 (※詳細添付)	 2. 啓発イヘントの開催 (1)津波対策推進旬間(7月1日~10 日)における啓発 (2)地震防災強化月間(静岡県の地域防災計画による)における広報 3. 自主防災組織等向け出前講座 4. 各種マニュアルの作成・配布 5. 地震防災センターにおける公募による防災用品の展示による県民への防災啓発(※詳細添付)
敞	防災リーダー育成支援事業で、家具転倒防止講座の講師を派遣した。	・防災セミナー(講演会ーフォーラム)の実施(毎年3市町村で実施) ・防災情報誌の発行(年2回発行) ・「防災情報誌の発行(年2回発行) ・「防災学習システム」をインターネットで公開し、居住地域における震度や自宅の倒壊可能性についてシミュレーションできるようにした。 ・県立私立学校教員に対する防災講演(平成 20 年度 17 回実施) ・防災パンフレットの配布 ・市町村防災関係部署への起震車貸出

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
馬取	【県】 ①鳥取県防災ホームページ「鳥取県の防災」による啓発(「家族でする 防災」で紹介)(平成19年・20年) ②県保有の起震車の側面に、「家庭でできる防災対策」として「家具の 固定」のイラストをペイントし、動く広告塔として広報に活躍している。 (平成20年度) ③NHK総合テレビ(鳥取放送局)の番組「とっとりくらしの情報便」の中で、「住宅耐震化に向けて」をテーマに住宅の耐震化と建物内の家具の転倒・落下防止対策の重要性について説明。(平成20年) 該当無し	①イベント 【県】体験・参加型防災イベント「とつとり防災フェスタ」(平成 20 年度) 従来から実施してきた防災訓練を見直し、より住民の目に触れるところで住民自らが参加できる大規模イベントとして開催した。参加者は約2万人。 【島取県米子市】安全なまちづくり米子フェスティバル(平成 19 年・20 年) 防災と防犯をテーマに開催し、水消火器による初期消火体験、シーベルト体験車による衝突 体験、耐震診断などの住まいの無料相談などを行った。 ②防災研修会、防災講演会等の開催 ③展示等 ④学校における防災教育の実施(平成 19 年・20 年) ⑤点報媒体の活用(平成 19 年・20 年) ⑥県保有起震車(愛称 グラットくん)による地震体験(平成 19 年・20 年) ①災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚(平成 19 年・20 年) (※詳細添付)
三匪	防災週間など各種研修・講演会の中で、家具の固定など家庭できる防災を普及啓発している。また家具の固定について補助事業など事業はないかを平成20年4月に県内全市町村を対象に調査を行いましたが、トピック的な事例はありません。	岡山県や各市町村で行う総合防災訓練の実施、市町村広報紙による普及啓発、懸垂幕掲示による広報、防災リーダー研修会などを行っており、みんなで防災(出前講座)の講演も行っている。また、平成20年3月に岡山県防災対策基本条例を制定し、公助、共助、自助の協働んいよる防災対策を推進しており、平成20年6月には条例制定記念シンポジウムを開催した。

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
広島	(首)	(員)
	・ホームページを通じた家具固定の啓発	・広報誌等の媒体を通じた防災に関する普及啓発の実施
	・家具固定に関するパンフレットの配布	・防災拠点施設における啓発活動(防災情報展示室の運営, 学習活動の受け入れ等)
	(中円)	・防災普及啓発用パネルの展示・貸し出し
	・出前講座等を通じた家具固定の普及	・防災フォーラムの開催
	・全戸配布のハザードマップに家具固定の実施方法等を掲載	(市町)
	・地域住民等が参加する防災訓練や防災イベント等の際、普及啓発	・広報誌等を通じた普及啓発の実施
	を実施(パンフレットの配布,家具転倒模型を用いた実験・展示等)	・消防署員等による出前講座の実施
	・市防災センケーにおける家具固定に関する啓発展示	・地域住民や自主防災組織等が参加した訓練の実施
		・防災パンフレットやハザードマップの配布
		・日本地震工学会の主催で, 小学生や幼児向けの地震防災の学習教材(絵本, 紙芝居, 模型,
		映像、ゲームなど)の展示・実演会を開催
믘	県及び市町でのトピック的な取組事例はありません。	県総合防災訓練において、一般住民がプレイヤーとして参加(負傷者、被災者役、避難誘導者役 エ)
		斗/ · 叶然明径继明(整核 消压 白衛隊 海上保守部)上缆里派谱手—1、(DMAT)の油堆厂下名数
		3.7公区,1.8公区,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.7公司,1.7公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司,1.8公司
		スユニュスコンスの記言。 ・地域における災害時要接護者游難誘導訓練
		・防災関係機関と医療関係機関の連携による医療救護・搬送訓練など
		市と大学教授を中心とする防災NPO法人が密接に協力して、地域の自主防災組織の結成の支
		援や研修、自主防災組織の連携化への取組を行っている。(宇部市)

県名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
愛媛	平成19、20年度	平成19、20年度
	・『自助』促進車座ミーティング	・自主防災組織リーダー育成研修会
	県内全20市町で対話を通じて、自助による防災対策の必要性の理	19年度557名、20年度457名が受講し、自主防災組織のリーダーとして必要な防災知識
	解及び実行の促進を図ることを目的として、標記ミーティングを行っ	の普及を行った。
	た。	・防災キャンペーン
	その際、モーディフェンスの実験映像をまじえ、家具の固定の必要性	県独自で定めた「えひめ防災週間」中に、県内のショッピングセンター等で防災アンケートを
	を説明した。	実施し、防災啓発パンフレットなど配布した。
	・県広報誌「さわやか愛媛」	·防災講演会
	「家具の固定」に関する記事掲載した。	県内の自主防災組織及び企業など要望のあった機関へ防災講演を行った。
加田	・HPに家具固定のチェックポイントを掲載している。	・住民対象の図上訓練・研修会
	・家具転倒防止相談窓口を設置し、相談に対応している。(消防防災	県内各地で地域住民を対象とした DIG や講演を年間約30回実施し、自主防災組織の設立を
	課内)	支援するもの。
		・ お 域 に
		福岡県西方沖地震の発生した3月に、自主防災組織・消防団員・防災士等が事例紹介や意
		見交換を行う機会を設け、幅広く県民の防災意識の高揚を図るもの。
		・安全安心防災フェア
		3月中の一定期間、協力企業の店舗に防災グッズ等の特設コーナーを設けていただき、県民
		の防災意識を喚起するもの。
		・福岡県避難支援マップ
		県内各市町村の避難所・徒歩帰宅者支援ステーション・救急病院等の地図情報を HP 上で公
		開し、県民に対して災害への備えを促すもの。
		※なお、GPS 付き携帯電話では、最寄りの避難所等目的地までの推奨ルートが表示される。

県名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
故	・県ホームページで住宅の耐震対策(家具の固定)に関する相談窓口、助成の案内などの情報を掲載・県内土木事務所窓口での相談及びパンフレットの配布	・防災出前講座の実施 ・地域防災リーダー養成講座の開催 ・市町長等を対象とした防災トップセミナーの開催 ・市町長等を対象とした防災トップセミナーの開催 ・佐賀県総合防災訓練での普及啓発活動の実施
戒 毫	・県→県政出前講座で家具の固定について触れている。 ・管内市町→防災マップの裏面の1ページを使って、地震による家具 転倒防止策を掲載	(県:)・県政出前講座・ラジオ、テレビでの広報・県広報誌への掲載・県総合防災ポータルサイトへの掲載・災害ボランティアコーディネーター研修会の開催・火山都市国際会議においてシンポジウム開催(管内市町:)・講演会・広報・防災ボランティア・自主防災組織・災害時要援護者・フォーラム・学校教育(※詳細添付)
極	・「家具の固定」に特化した取組は、特に行っていない。 ・県庁見学や出前講座、学校における防災教育、自治会等での研修 会において、「家具の固定」を含めた防災の講話を行っている。(年間約3000 人参加)	同左
鹿児島	本県においては、地震・風水害・火山対策などの防災に関する総合的 な教育・研修の実施や情報提供の拠点施設として、県防災研修センタ 一を設置しており、家具等転倒防止対策について研修会やイベント・ 県政広報紙等を通じ普及・啓発に努めている。 県内市町村のトピック的な取り組みについては、鹿児島市で、家具の 転倒防止の含め、市民への防災への備えを記載した「わが家の安心 安全ガイドブック」を作成し、全世帯に配布するとともに、住民を対象と した研修会でパンフレットやビデオ等を活用した広報啓発を行ってい る。また、出水市では地震時における事故を防ぐため高齢者等の居 間等に設置する耐震金具を給付している。	(1) 年6回県下全戸を配布対象に作成されている「県政かわら版」において、毎年6月発行分 は風水害、土砂災害などを内容とする特集を掲載し、防災に関する普及啓発に努めている。 (2) 県防災研修センターにおいて、地震・風水害・火山対策などの防災に関する総合的な教育・研修の実施や情報提供を行い、防災に関する普及・啓発に努めている。 県内市町村のトピック的な取り組みについては、把握していない。

【政令市の防災部局の回答】

政令市名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
仙合市消防局	·家具転倒防止展示セット制作・展示(平成 13 年度:6 消防署、平成 14 年度:5 役所·2 総合支所) ·家具転倒防止器具取付見本(守ゾーくん)作製	・防災・防火フェスティバルの開催(平成 14 年度~) ・地震体験車「ぐらら」の運用(平成 14 年度~) ・地震災害対策教化担当(地震アドバイザー)配置(平成 15 年度~) 現在 1名(消防吏員) ・地域地震防災アドバイザー配置(平成 18 年度~) 現在 47 名(消防吏員) ・防災・減災シンポジウム(女性の視点に立った地震災害対策)(平成 19 年度) ・防災・減災フォーラム(先の宮城県沖地震から 30 年を迎えて)(平成 20 年度)
さいたま市消防局	・財団法人 消防科学総合センター作成リーフレットの「地震による 家具の転倒を防ぐには 一あなたが守る家族の安全一」 を、公演会等で配布しています。 ・年2回程度(9月・1月)に市報に防災記事を掲載する際に、 家具の転倒防止について記載しています。	・自主防災組織及び自主防災組織未結成の自治会を対象として、年1回「防災リーダー研修会」を実施しています。 ※平成19年度は平成20年3月1日に実施。さいたま市の被害想定を作った業者の社員に講師をお願いしました。 平成20年度は平成21年2月1日に実施。人と防災未来センターの語り部を講師としてお願いしました。 ・各自主防災組織(自治会)や老人会・商工会・学校等からの依頼により、出前講座を行っています。 ・内閣府、防災推進協議会との共催で、「防災フェア2008inさいたま」を開催しました。(平成20年8月22日~25日) ・年3回市報に防災に関する記事を掲載しています。 ※6月:水害9月:地震対策1月:自主防災組織

政令市名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
千葉市消防局	千葉市政出前講座の中で、家具の固定についての資料を配布し、説明している。 〈千葉市政出前講座実績〉 平成19年度40回1,588人参加 平成20年度27回976人参加(平成21年2月9日現在)	下記の通り、防災に関する普及活動を実施している。 ①千葉市政出前講座の実施(実績は左記の通り)②防災リーダー養成講座(詳細は別添の通り)③防災リーダー研修会(詳細は別添の通り)④防災かわらばん(別添)を年2回作成して、住民へ配布し、回覧を依頼している。⑤千葉市総合防災課のホームページから、防災啓発パンフレット「わが家の危機管理マニュアル」を「ダウンロードできるようにしている。⑦「みんなで参加自主防災組織・心構えと活動のポイント」等を窓口等で配布している。
堺市消防局	なし	防災管理者講習ー地震対策 消防協力事業所一研修会 音楽鑑賞、防災指導ー小学生に対する防災意識の啓発 広報誌での広報ー防災一般について
名古屋市消防局	名古屋市では、無料の耐震相談窓口を設け、家具の固定に関する市民からの相談に応じています。また、各種イベント・講習会を通じて普及啓発を実施するとともに、公式ウェブサイトでも配信をしています。	避難所マップや家族防災会議の開催を促すパンフレットなどを作成し、配布するとともに、ボランティアフォーラムをはじめとするイベントや防災訓練を実施しております。また、公式ウェブサイトに防災のページを設け、本市の防災体制や風水害、地震対策などを配信するほか、広報なごやを通じて市民啓発に取り組んでいます。市民利用施設である港防災センターにおいては、防災用品の展示といった啓発事業を行っております。

政令市名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
京都市消防局	1 概要	1 自主防災組織に対する指導
	広く市民に対して家具転倒防止対策の必要性を啓発すると	* 防災訓練(消火実験会,消防訓練,地震対応訓練及びその他の防災訓練)
	ともに、地域ぐるみで震災対策に取り組んでいる地域内に居	各自主防災会ごとに総合防災訓練を実施。内容は,夜間防災訓練,地域発災型訓練,水災害
	住する在宅避難困難者の住宅に存する家具に家具転倒防	を想定した訓練、防災カルテ等を活用した「DIG」による図上訓練など
	止器具を取り付ける。2 対象者	* 市民防災行動計画づくり
	地域ぐるみで震災対策に取り組んでいる自主防災組織の地	消防署員の指導により,町内版の地域防災計画である「市民防災行動計画」を町内毎に作成
	域内に居住する在宅避難困難者。	<u>ታ</u> る。
	3 事業の期間	* 防火見回り活動の推進
	平成17年度から平成19年度までの3箇年度	自主防災組織に対する育成、指導及び防火防災教育訓練の一環として、地域内を巡回し、放
	4 家具転倒防止器具	火火災防止をはじめとする火災予防の注意喚起や災害危険箇所の把握等を行うために、自主
	家具転倒防止板(長さ90センチメートル及び120センチメー	防災組織単位で実施し, 防火見回り活動の輪を広げ, 地域の自主的な防火及び防災活動とし
	トル、合成樹脂エラストマー製)	て定着させる。
		2 訪問防火指導
		消防職員が住宅等を訪問し、防火防災に関する啓発及び指導を行う。
		3 京都市市民防災センターを活用した啓発
		災害の擬似体験を通じて,市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の
		高揚を図る。

政令市名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
静岡市消防防災局	事業開始 平成16年度~	市政ふれあい講座
	・補助内容 家具等の固定経費を補助	・「わが家の地震対策」「静岡市の地震対策」と題し、自主防災組織の活性化と住民の防災意識
	(最大4個所2/3以内·補助金上限12,000円)	啓発を目的に、自主防災会等へ出向き講座(座談会)を開催しています。
	・補助対象 高齢者等世帯(高齢者のみ・障害者等が居住す	三者会合
	2中帯)	・災害時に活動の拠点となる学校や生涯学習交流館等において、各地区の住民代表者が中心
	その街	となり、学校職員及び市職員の三者で災害時の対応等について確認・検討等を行う会合を実施
	・普及啓発事業(広報掲載・ふれあい講座での啓発)	しています。
		啓発パンフレット
		・本市で作成している東海地震被害想定や市内の避難地マップを盛り込んだ冊子「わが家の地
		震対策」、津波避難対象地区の市民向け津波啓発パンフレット「地震だ津波だすぐ避難!」を、
		他「命のパスポート」「地震による家具の転倒を防ぐには」「自主防災組織活動マニュアル(初め
		てのリーダーのために)」「静岡市の国民保護~武力攻撃やテロなどから身を守るために~」等
		のパンフレット類を適宜配布している。
		広報紙による啓発活動
		・毎月2回、全市に配布する広報紙「静岡気分」の最終紙面に防災ワンポイントとして防災意
		識、啓発記事を掲載する他、総合防災訓練の前には防災特集記事を組んでいます。
		その他の啓発活動
		・コミュニティFM放送の「FMーHI」と「FMしみず」の2局を利用し防災情報提供及びワンポイン
		トアドバイス等、放送を通し啓発を行っています。

政令市名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
神 市 市 市	・平成 18 年 1 月に、工務店等による金具等での家具固定費用に対する補助制度を創設。対象は、満 65 歳以上の方、身体障害者の方、小学生以下の子供のいる世帯。(補助率1/2、上限 1 万円)・家具固定や耐震改修を行う場合に安心して仕事を頼める組織として、市内の建築関係団体が協力し「神戸市すまいの耐震ネットワーク」を設立した(事務局は神戸市の外郭団体)。本ネットワークにおいて、家具固定の専門家を紹介している。・平成 19 年度に、地域の方の活動拠点である地域福祉センターにおいて、実際にセンター内の家具を固定する実演と、家具固定のセミナーをあわせて実施。(10 箇所)	・学校・自治会・事業所等の自衛消防訓練に立会い、訓練の講評に合わせ、住宅用火災警報器の設置を始め、防火・防災に関する講話を行っている。 ・ホームページから防火・防災に関する講話を行っている。 ・ ホームページから防火・防災に関する講話を行っている。 ・ 毎年、小中学生の夏休みを利用し、防災啓発作品(ポスター・作文)の募集を行うことで、児童に防災に関して考えるきっかけを持ってもらっている。2008年度はポスター4231 点、作文 40点の応募があった。 ・ "いのちの大切さ"をはぐぐむ「防災教育」を小学校において行い、学校から家庭へ、家庭から地域へ、地域から学校へとつなげる取り組みを行っている。平成 20 年度はプレモデル校で防災教育を実施。具体的には、「震災の教訓を伝える」「知識を伝える」「技を伝える」という 3 テーマのもと、テーマに合ったメニューを掲載している「防災教育支援プログラム冊子」を作成し、小学校へ配布。プレモデル校がその中から希望のメニューを選び、防災教育を実施した。平成 21 年度から本格実施予定。 ※添付あり
広島市消防局	・市政出前講座(市職員が地域に出向き、市の施策や制度を 説明するもの)等の機会を利用し、「家具の固定」の重要性を 住民に対して啓発している。	 ・広島市総合防災訓練(H19、20) ・各区、学区単位での防災訓練、生活避難場所運営マニュアル検証訓練(H19、20) ・自主防災会リーダー懇談会(H19、20) ・防災講演会、防災教室(H19、20) ・防災展示(ポスター、パネル掲示)(H19、20) ・広報誌及びチランを使った普及開発(H19、20) ・市政出前講座(H19、20)

政令市名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
北九州市消防局	本市の取り組みについては下記のとおり。 1. 「ホームページ」による啓発 市運営のホームページ「防災情報北九州」内のコンテンツ に家具固定についてイラスト等の例示による啓発を実施 2. 「防災の手引き」による啓発(市内各世帯配付) 平成18年度作成「防災の手引き」内に家具、電化製品等の 固定についてイラスト等の例示による啓発を実施	本市の取り組みについては下記のとおり。 1. 各媒体による啓発活動 (1)ホームページ(2)市刊行物(3)報道(テレビ・新聞)(4)ラジオ 2. 防災フォーラムの開催 3. DIG(住民参加型災害図上訓練)の実施 平成 17 年度から各校区等を対象とした DIG を実施、また、平成 19 年度から中学生を対象とした J-DIG(ジュニア DIG)を展開。 4. 消防隊による市民啓発活動 「地区安全担当制度」(各消防隊が各地域を担当)により、防災講演会・防災訓練等の各種防災啓発活動を実施。
浜松市消防本部	高齢者世帯等に対し、家具の固定に係る作業代を助成している。(平成 19.20)	1.各種団体からの申請により防災講座を実施している(内容:東海地震に備えて)(H19.20) 2.啓発冊子の作成と配布 東海地震をテーマに冊子「くらしと地震」を4年間毎に更新作成している。また4カ国外国版も併せて作成。 3.洪水ハザードマップの作成と配布 4.市ホームページでの啓発 東海地震、洪水、エ砂災害をテーマに情報を提供している。

【東京23区の防災部局の回答】

都区名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
千 田	65 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯と 65 歳以上で要介護3 以上の方を介護する世帯に取り付け助成・補助を実施してます(担当:保健福祉部高齢介護課)	高層ビルからの避難の備えて「おんぶひも」や階段避難器具を避難所訓練で紹介してます。 また、地震時に発生するエレベーター閉じ込め対策として、予め水やトイレをエレベーター内 に備蓄しておくためのキャビネットを配布した。 AED 地域配備として 24 時間だれもが使用できることと、マンション住民 3 名以上が AED 講習を 受講するなどを条件に当該マンションに AED を貸与した。
日 以	①防災パンフレット「わが家・わがまちの地震防災」の中で、家具転倒防止対策について解説している。 ②区のホームページで家具類転倒防止対策について解説している。 ③防災危機管理センターにおいて転倒防止器具の展示、転倒防止に関するパンフ・チランの配布、東京消防庁作成の転倒防止に関する映像を常時放映、TVモニターを活用した防災クイズの中で転倒防止についての問題を出題している。	①左記に挙げた家具転倒防止に関するもののほか防災パンフレット等を防災課窓口にて配布し、高層住宅に関する防災対策をまとめた DVD 等の貸出を行っている。 ②家庭における防災意識の高揚を図るとともに、震災時に備えるため、区民に対し防災用品のあっせんを行っている。 ③地域の防災拠点での防災訓練を実施し、区民に対する初期消火力の強化、防災行動力の向上及び防災意識の高揚を図っている。 ④防災意識の高揚を図っている。 ④防災意識の音及啓発を図るため、区内事業者、防災区民組織及び一般区民を対象に防災講演会を年1回開催している。

都区名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
投	平成18年度より、区内に住民登録がある世帯に対して、15,000 円相当を上限として、家具転倒防止器具や、ガラス飛散防止フィルム等を現物助成しています。また、65歳以上の高齢者のみの世帯や、身体障害者手帳等の交付を受けている者を含む世帯等、自力での取付けが困難な世帯に対しては取付け支援を行っています。今年度は7月より、区内全世帯(117,000世帯)に家具転倒防止器具助成事業のパンフレットを各戸配布し、事業PRをはかりました。	 ・防災のてびき、避難所マップ等の作成及び配布(通年) ・防災の目、防災とボランティア週間等の防災展(1月) ・防災請演会の開催(1月~3月) ・出前講座(通年) ・防災訓練(10~11月) ・ホームページ(通年) ・ケーブルテレビ(年4回)
中	家具の固定は防災パンフレットに勧奨の記載を行っているほか、高齢者の方には転倒防止機具の助成をしています。また、平成 21 年度からは、区で防災用品の斡旋を行う予定で、その中に加える予定です。	防災の普及啓発活動とし、毎年、ボランティア養成講座研修、防災指導者講習会を開催しています。また、町会等からの申し出により、避難所運営訓練を随時行っています。 さらに、本区への転入者全員に防災パンフレットと防災地図を配布しています。
田順	・家具転倒防止の器具取付事業の実施(対象:高齢者のいる世帯や心身に障害のある方の世帯)・家具転倒防止器具(L字金具)の無料配布・パンフレットの配布(区報含む)・防災イベントでのパネル展示	・パンフレットの配布(区報含む)・防災イベントの実施・区ホームページにおける啓発・町会、自治会等との防災拠点会議の実施・起震車による地震体験・「すみだ安全・安心メール」の配信・防災行政無線(固定系)による放送、など

都区名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
江	・パンフレットの作成 ・家具転倒防止用品のあっせん ・家具転倒防止器具の取付(高齢者と障害者の方に限る	・防災マップ及び防災啓発パンフレットの作成及び区民配布・区報や区 HP での啓発活動への呼びかけ・欧災ビデオの貸出
	「家具転倒防止器具の取り付け事業」を高齢福祉課及び障害福祉課で行っている。内容は地震発生時における安全性を高めるため家具転倒防止器具の取り付けに要する費用を取付費 10,000 円を限度に区が負担する。(器具の購入費は自己負担)高齢福祉課の対象者要介護 4,5 の方(重度、ねたきりの方)またはひとりぐらし等高齢者登録をされている方障害福祉課の対象者 ひとりぐらしの上肢、体幹、視覚障害 1、2 級、内部障害 1 級の方で自分で器具の取り付けが出来ない方。	・防災行動マニュアル・英文パンフレット等を作成配付し「自分の身は自分で守る」「近隣の助け合い」を基本に区民等へ防災意識の啓発を図っている。 ・めぐろ区報等の印刷物に、適時防災関係記事を掲載するほか、視覚に訴える防災ビデオを貸し出している。 ・起震車・煙体験ハカを活用し、区内各所で開催する防災教室の中で、煙から避難習得、震度体験等を通し「自分の身は自分で守る」を基本に、区民等へ広く防災意識の高揚を図っている。・防災セクーに併設されている地震の学習館において、区民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進、さらに地域の連帯感の促進を図るため、各種疑似体験や映像機器を使い「自分の身は自分で守る」ことを基本に防災啓発事業を行っている。また、日本語のわからない外国人に対しては、国際交流協会と連携し防災啓発事業を行っている。
H H	高齢者、障がい者へ器具の至急取付を実施	・ホームページに掲載 ・防災週間等にパネルとともに現物を展示

都区名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
沙	事業名称:家具転倒防止金具取付事業事業概要:阪神·淡路大震災	・中学生軽可搬ポンプ(D級)操作訓練 区立中学校各校(8校)で年1回実施。授業の一環と
	を教訓に、平成8年度から、区内の単身の高齢者世帯や障害のある」ない、2 井亜かびを対象に 神霊空にこる あ目の 配がたにする	して行う。1、2年生が対象、地域の自主防災組織が中心となって指導にあたる。消防団、消防 期 叶※調 ボーセー・ゼ カナメ ノ 日め)、神神の一 昌 な キュートの 幸難 「作 ※ 幸華太 卓 水 2 一 大
	人がいる世帯なこで刈るに、地辰寺による冬兵の転倒を切止りるにめの金具を3つまで無料で取り付ける事業を実施している。対象:①	者、防炎珠がこれによる、日で、日で、この後の一見であることの思惑、防炎患患を同める、体験によるポンプ操作方法の得とく・自主防災組織軽可搬ポンプ(D級)操法大会 区内自主防
	単身の高齢者世帯および高齢者のみの世帯②ねたきりの高齢者が	災組織が一堂に会しポンプ操作の取得、普及につとめる。・コミュニティFM出演 月1回、番
	いる世帯③1~3級の「身体障害者手帳」を持つ人がいる世帯④1~	組出演。10~15分程度の時間で防災に関する話題を話す。防災課の出演者は、1人。番組パ
	3度の「愛の手帳」を持つ人がいる世帯⑤1、2級の「精神障害者保健	一ソナリティーと会話形式で番組が進行する。・渋谷くみんの広場での展示 区民向け防災地
	福祉手帳」を持つ人がいる世帯費用:無料(家具3つまで)※3つ以上	図等の展示、配布を行った。一時(いっとき)集合場所、避難場所、避難所の周知。開催期間
	の設置を希望する場合、申請者の負担で設置	は、2日間。・防災パーク2008 NHKと共催で実施。開催期間は、2日間。区民向け防災地図
		等の展示、配布を行った。防災用品、備蓄品、耐震ベッド、耐震シェルター等の展示、紹介を行
		った。講演会の開催・訓練会場での啓発 地域訓練、総合防災訓練の各会場で各種啓発物
		の配布、展示を行った。地域訓練・・自主防災組織が連合して行う訓練または、単独で行う訓
		練。 総合防災訓練・・9月1日に区の主催で行う訓練・渋谷区消費生活展の出展 防災用
		品の展示、紹介。渋谷区消費者センター主催の消費生活展(開催期間1日)において防災用品
		の展示、紹介を行った。

都区名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
猛 中	・地域訓練の中で、映像や起震車を使って家具転倒防止装置の重要性を説明。	①映像を用いた防災座談会の実施 ②防災広報紙(区内全防災組織に配布)を用い ・防災用品(転倒防止器具や災害備蓄用品など)の斡旋・紹介 ・地域防災住民組織の訓練成果
为	平成19年度より65歳以上の1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び障がい者が属する世帯に対して、家具転倒防止器具の購入・調査・施工費用(上限12,000円)を助成している。また一般区民に対しては、器具の斡旋を行っている。周知方法については、広報・ホームページのほか、民生委員・防災会の協力を得てきめ細かく周知している。また、区内で行われるイベントには、見本を持参して説明を行っている。	①防災市民組織等に対する防災講演会の実施②防災課職員による防災講演会③防災課職員による防災資器材操作指導④防災物資の斡旋⑤駅前防災相談コーナー開設⑥震災救援所運営連絡会における防災意識啓発など⑦リーダー要請講座⑧広報の防災特集号の発行⑨防災懇談会の開催(※詳細添付)
祖 日	平成18~19年度に災害時要援護者(愛の手帳所持者、要介護3~5、身障手帳1~4級)を対象に、寝室の家具の転倒防止を無料で実施。実績:18年度 105件 19年度 95件平成20年度にも同様の事業を実施中・対象者を拡大(要介護1・2、生活保護受給者)・住宅用火災警報器の設置もメニューに追加	平成19年度に、地域防災計画の改訂を実施した。その内容をまとめた、一般区民向けのパンフレット「災害にそなえて」を作成し、全戸配布(ポスティング)実施中。

都区名	01.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
유	北区では、災害時要援護者世帯に対して、家具転倒防止器具を家具3点まで無料で取り付けする事業を平成17.18,20年度と3回実施している。また平成21年度も継続して実施予定である。	北区では、震災時の自助・共助の中核となる組織として170にもなる自主防災組織が各町会・ 自治会をバックボーンとして組織されています。この組織は、避難所の運営を担当するとも に、地域における初期消火や救助活動を担うことが期待されています。そこで、北区では地域 の特性に応じた防災力の向上と協力体制の確立を図ることを目的として、自主防災組織、学校 PTA 役員と学校指定参集職員を対象とした「地域防災パワーアップ講座」を平成17年度から実 施しています。この講座は、専門の外部講師により、1日目に「まちの防災マップ」づくりを行い、 2日目には、学校図面を使った避難所運営の図上訓練を実施しています。なお、この講座を終 了した自主防災そしきにおいては検証も兼ねて、実際に学校の施設を使った 避難所恵運営 訓練を従事実施しています。
禁	・補助制度有。・助成対象者→65 歳以上の高齢者のみの世帯。・助成率→1/2。・助成金上限→10,000 円	・防災講演会、講習会の実施・防災の手引などの配布・起震車による震度体験訓練・防災用品の斡旋事業
石立	家具の固定器具を取り付ける事が困難な高齢者、障害者世帯に対し、取り付けに係る費用の一部を助成する制度を実施しています。又、建築物の耐震に関する説明会、相談会の実施時に併せ家具の転倒防止の有効性について啓発を行っています。	・木造住宅の耐震化に関して区内各地で説明会、相談会(年間 20 回程度)を実施するとともに 広報紙等により啓発を図っています。また、建築物の耐震化に関し費用の一部を助成する制度 を実施しています。 ・小、中学校等で行う避難所訓練や区主催の防災訓練等で災害に対する心構えや、応急手当 などの方法の啓発を行っている。 ・町会、自治会、福祉施設等において防災に関する講演を行っている。
三百二	・家具の転倒防止ボランティア支援→65歳以上の一人暮らしの熟年者だけの世帯を対象に、区内の大エさんグループ(家具の転倒防止ボランティア)が家具転倒防止金具の取り付けを無料で行っている。区はこれを支援し、ボランティア協議会に転倒防止金具を現物支給している。(問い合わせ先 江戸川区都市開発部住宅課相談係)・広報紙による啓発→引越しの多い3月上旬に「大地震に備えて家具の転倒防止対策を」という啓発記事を掲載している	・中学生を対象とした「中学生防災講習会」を実施 ・町会、自治会を対象に「防災まちあるき」を実施。その後地域の特性にあった防災マップを作成。 成。 ・平成20年7月に全戸配布した「江戸川区洪水ハザードマップ」に対して、町会、自治会単位で の説明会を実施

都区名	Q1.「家具の固定」についての取組	Q2.防災に関する普及啓発活動
克	防災用品の斡旋を行っており「家具転倒防止用品」を斡旋価格で購入	葛飾区防災課では災害時における自助、共助、公助、それぞれの立場と役割を実情を踏まえ
	できるようにしている。	啓発している。(19年度)
		「防災リーダー研修」各自治町の防災リーダーを対象に水害に対する知識の習得を目的に開催
		「防火シンポジウム」被災地より講師を招き災害体験を語っていただき自主防災意識の高揚、
		強化を図り基調講演等を通して災害への備えの参考するため開催
		(20年度)
		「防災リーダーの研修」震災復興をテーマに基調講演等を行い災害への備えの参考とするため
		開催
		「わたしの便利帳」防災特集の編成「広報かつしか」「FM かつしか」「防災訓練指導」

【都道府県の教育委員会の回答】

県名	「教育活動との連携」についての取組
北海道	【道教委として学校において防災教育を進める際の方針】
	児童生徒が、地震や風水害などの様々な災害について正しく理解し、適切な備えと行動がとれる能力を育成することは重要なことである。
	道の関係部局や北海道開発局などの防災の専門機関から直接、情報を得たり、指導を受けたりすることは、防災教育を進めるに当たり、より効果が高まるものと考えて
	おり、講師派遣など関係機関による取組について情報提供を行うなど、各学校における防災教育の一層の充実を図る。
	【平成19年度】
	・関係機関等についての情報提供のための通知発出
	防災教育の一層の充実を図るため、関係機関による講師派遣や防災教育にかかわる教材等の情報について、通知を発出し周知を図った。
	・小学生用学習教材の作成・配布による家庭との連携
	児童に安全に必要な知識を習得させるとともに、安全に行動できる態度や能力の向上を図るため、災害安全等に関し、学校及び家庭で活用できる小学生用学習教材
	を作成・配布した。その中で、自然災害などから自分の安全を守るため、日頃から備えておくべきことについて家庭等と確認できる内容を掲載した。
	【平成20年度】
	北海道開発局による出前講座等についての情報提供のための通知発出
	水害に対する防災教育の一層の充実を図るため、北海道開発局職員による出前講座等の情報について、通知を発出し周知を図った。
	・北海道開発局による水防災教育についての出前講座
	北海道開発局職員による道内小学校等への出前講座を実施し、児童生徒が住んでいる地域の河川の災害事例のほか、ハザードマップや避難時の心得等についての
	説明を通して、水害への対処法を学ぶなど、学校における防災教育の充実を図った。
	・学校安全研究協議会における北海道開発局職員による講義
	教職員等を対象とした、災害安全を含む学校安全に関する研究協議会において、北海道開発局職員による自然災害の発生状況や防災教育の進め方についての講義
	を行い、各学校における防災教育の充実を図った。

県名	「教育活動との連携」についての取組
秋田	市内小・中学校11校、定期的な避難訓練(地震・火災想定)を実施しています。学校によっては消火訓練に消防車を養成している場合がありますが、トピック的な取組は特
	にありません。
秋田	【県教委】
	1.防災教育を行う指導者としての知識、技能、指導方法等の習得を目的に、秋田県防災教育指導者研修会を実施した。(平成 19,20 年度)
	【県立学校】
	1.特別支援学校において、通常の避難訓練以外にも、警察の協力により警察官が不審者役になり避難訓練・職員研修会を実施した。(平成 19.20 年度)
	【市町村】
	1.大館市教育委員会において、AED を使用するなどの救命講習会を 5 年生を対象に実施した。(平成 20 年度)
	2.八峰町教育委員会において、県民防災の日である5月26日に地域の方々から「日本海中部地震」についての体験談を聞く場を設定した。また、早朝に少年警火団によ
	る「火の用心」地域巡回活動を週1回実施した。(ともに平成 19.20 年度)
	3.大仙市教育委員会において、近隣の仙北市、美郷町と連携し、「中学生防災・弁論大会」を会場持ち回りで実施した。(平成 19,20 年度)また、市内 5 小中学校が「緊急消
	防援助隊 北海道・東北ブロック合同訓練」を見学した。(平成 20 年度)
41年	(1)県教委区委員会が主体となった災害時の防災訓練における連携は実施していない。但し、県が主催する安全研修会等で事例発表や紹介等を行い啓発に努めてい
	2°
	(2)県防災課によると各市町村が小学校等の学校行事等と連携しながら実施した市区町村は平成 20 年度 16 校(2,423 名)、平成 19 年度 10 校(2,044 名)となっている。
	校種等の詳細については不詳。
	(3)各市町村での主な活動(事例)を広報等に掲載された一部を別紙のとおり添付。(※添付あり)
中	学校事故防止対策研究協議会を毎年度開催し、管理職に安全点検と防災避難訓練について指導を行っている。

1. 「生きる力」を比べくも健康核育推進事業・学校安全指導者研修会の開催等 2. 助元 が

 1 子葉県教育庁では、平成19年度から、干葉県総務部消防地震防災課とともに、「自助・共助をはぐぐむ防災教育推進事業」を実施している。この中で、個域、企業、団体等と連携した取組は以下のとおりである。 (1)学校と地域の防災教育を選出した取組は以下のとおりである。 (1)学校と地域の防災教育を選出機した取組は以下のとおりである。 (1)学校と地域の防災教育を選集した取組は以下のとおりである。 (1)学校と地域の防災教育を選集した取組は以下のとおりである。 (2)地域・学校防災教育を記している。日本度・5 校が実施。 (2)地域・学校防災教育を記し、参加者全体での意見交換を行った。 (3)教師への防災教育を記し、参加者全体での意見交換を行った。 (3)教師への防災教育を計し、参求な講師による様々な観点からの講座を実施し、教師への研修を行った。 (3)教師への防災教育を討会 (4)防災教育を討会 (5)教師への防災教育を計し、多家な講師による様々な観点からの講座を実施し、教師への研修を行った。 (5)教師への防災教育を計会 (5)教師への防災教育を計会 (7)学校と地域の防災教育を計会 (1)学校と地域の防災教育を手が止事業実施地域 (19年度)松戸市、習志野市、成田市、九十九里町、館山市 (20年度)柏市、市川市、東庄町、長生)的災債配付に関小の抗災教育を付け、登集活・全をおげては、5年生は迷難所開設制 (2)教孫子市立布佐南小学校の取組 (2)教孫子市立布佐南小学校の取組 (3)整婚の官のした、整雑時の食のレジで集作成配付、6年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等へアピールに含々度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。 	県名	「教育活動との連携」についての取組
		1 千葉県教育庁では、平成19年度から、千葉県総務部消防地震防災課とともに、「自助・共助をはぐくむ防災教育推進事業」を実施している。この中で、個人や家庭、地
(1)学校と地域の防災教育モデル事業 小学校と地域の防災教育モデル事業 小学校がそれぞれの周辺地域(自治会等)、市町村防災担当課と共同で、防災訓練、教急教命講習、講演会、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害発生 な連携の下に活動できる体制づくりを目指す(19 年度:5 校 20 年度:5 校が実施)。 (2)地域・学校防災教育セミナー 学校・教育関係者、モデル事業実施地域住民、防災担当課職員、一般県民の参加のもと、学校と地域の防災教育モデル事業実施校の事例発表、専門家に、施及びこれらをもとに、参加者全体での意見交換を行った。 (3)教師への防災教育研修会 企画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々な観点からの講座を実施し、教師への研修を行った。 (4)防災教育検討会 企画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々な観点からの講座を実施し、教師への研修を行った。 (4)防災教育検討会 位(1)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 (19 年度)松戸市、習志野市、成田市、九十九里町、館山市 (20 年度)柏市、市川市、東庄町、長生: と管轄下市町村のトビック的な取組事例 (1)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 (19 年度)松戸市、習志野市、成田市、九十九里町、館山市 (20 年度)柏市、市川市、東庄町、長生: 2) 登孫子市立布佐南小学校の取組 2) 登孫子市立布佐南小学校の取組 登孫子市立布佐南小学校の取組 登孫子市立布佐南小学校の取組 登孫子市立布佐南小学校の取組 会年度の「ほうさい甲子園」奨励賞受賞校。	:	域、企業、団体等と連携した取組は以下のとおりである。
小学校がそれぞれの周辺地域(自治会等)、市町村防災担当課と共同で、防災訓練、教急救命講習、講演会、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害発生8 な連携の下に活動できる体制づくりを目指す(19 年度:5 校 20 年度:5 校が実施)。 (2)地域・学校防災教育せミナー 学校・教育関係者、モデル事業実施地域住民、防災担当課職員、一般県民の参加のもと、学校と地域の防災教育モデル事業実施校の事例発表、専門家に、施及びこれらをもとに、参加者全体での意見交換を行った。 (3)教師への防災教育研修会 企画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々な観点からの講座を実施し、教師への研修を行った。 (4)防災教育検討会 (4)防災教育検討会 (4)防災教育検討会 (5)教師への防災教育モデル事業実施地域 (19 年度)松戸市、習志野市、成田市、九十九里町、館山市 (20 年度)柏市、市川市、東庄町、長生: 2 管轄下市町村のトビック的な取組事例 (1)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 (19 年度)松戸市、習志野市、成田市、九十九里町、館山市 (20 年度)柏市、市川市、東庄町、長生: (2)我孫子市立布佐南小学校の取組 (2)我孫子市立布佐南小学校の取組 登、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシビ集作成配付、6 年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等へアピール 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		(1)学校と地域の防災教育モデル事業
な連携の下に活動できる体制づくりを目指す(19 年度:5 校 20 年度:5 校が実施)。 (2)地域・学校防災教育セミナー 学校・教育関係者、モデル事業実施地域住民、防災担当課職員、一般県民の参加のもと、学校と地域の防災教育モデル事業実施校の事例発表、専門家に、 学校・教育関係者、モデル事業実施地域住民、防災担当課職員、一般県民の参加のもと、学校と地域の防災教育モデル事業実施校の事例発表、専門家に、施及びこれらをもとに、参加者全体での意見交換を行った。 (3)教師への防災教育研修会 企画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々な観点からの講座を実施し、教師への研修を行った。 (4)防災教育検討会 的災災を積減計会 (4)防災教育検討会 防災教育を持つる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、干業県の防災教育の方向性、個別の事業等について検討していただき、その結果を事業運営に生か! (4)防災教育検討会 は1)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 (19 年度)松戸市、習志野市、成田市、九十九里町、館山市 (20 年度)柏市、市川市、東庄町、長生: (2) 我孫子市立布佐南小学校の取組 表孫子市立布佐南小学校の取組 登、避難物資配付手伝い、避難時の食のレンビ集作成配付、6 年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等へアピール今年度の「ほうさい甲子圏」奨励賞受賞校。		┃ 小学校がそれぞれの周辺地域(自治会等)、市町村防災担当課と共同で、防災訓練、救急救命講習、講演会、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害発生時に、スムーズ
() 地域:学校防災教育セミナー校・教育関係者、モデル事業実施地域住民、防災担選及でれらをもとに、参加者全体での意見交換を行う。) 教師への防災教育研修会 画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々、) 防災教育検討会 災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、当時と地域の防災教育モデル事業実施地域 () 党校と地域の防災教育モデル事業実施地域 () 我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教養発売立布佐南小学校では、全校をあげて防災教、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成う年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		な連携の下に活動できる体制づくりを目指す(19 年度:5 校 20 年度:5 校が実施)。
校・教育関係者、モデル事業実施地域住民、防災担: 及びこれらをもとに、参加者全体での意見交換を行こ り教師への防災教育研修会 画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々: ・)防災教育検討会 災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、: 管轄下市町村のトピック的な取組事例)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 ()) 我孫子市立布佐南小学校の取組 送孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成 、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成		(2)地域·学校防災教育セミナー
及びこれらをもとに、参加者全体での意見交換を行つ()教師への防災教育研修会画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々、)的災教育検討会災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、当管轄下市町村のトピック的な取組事例)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 ()我孫子市立布佐南小学校の取組と孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教践孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教送孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教送発子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教会発展の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		学校・教育関係者、モデル事業実施地域住民、防災担当課職員、一般県民の参加のもと、学校と地域の防災教育モデル事業実施校の事例発表、専門家による講演の実
(1)教師への防災教育研修会 画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々 (1)防災教育検討会 災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、 管轄下市町村のトピック的な取組事例 (2) 関係子市立布佐南小学校の取組 (3) 我孫子市立布佐南小学校の取組 (4) 我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 (4) 選難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成 (4) 発達の「ほうさい甲子園」奨励賞受賞校。		施及びこれらをもとに、参加者全体での意見交換を行った。
画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々、 ・)防災教育検討会 災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、 管轄下市町村のトピック的な取組事例)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 (・) 我孫子市立布佐南小学校の取組 送孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成 ・強難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成		(3)教師への防災教育研修会
.) 防災教育検討会 災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、。 管轄下市町村のトピック的な取組事例)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 () 我孫子市立布佐南小学校の取組 既孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 既孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		企画運営を外部団体に委託し、多彩な講師による様々な観点からの講座を実施し、教師への研修を行った。
災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、当管轄下市町村のトピック的な取組事例)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 ()我孫子市立布佐南小学校の取組 践孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 践孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		(4)防災教育検討会
管轄下市町村のトピック的な取組事例)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 ()我孫子市立布佐南小学校の取組 我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教 、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		防災に関わる大学関係者、研究所員に委員を委嘱し、千葉県の防災教育の方向性、個別の事業等について検討していただき、その結果を事業運営に生かしている。
(1)学校と地域の防災教育モデル事業実施地域 (19年度)松戸市、習志野市、成田市、九十九里町、館山市 (20年度)柏市、市川市、東庄町、長生7(2)我孫子市立布佐南小学校の取組 我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教育に取組んでいる。我孫子市総合防災訓練において、4年生はポスター作成、5年生は避難所開設割 営、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成配付、6年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等ヘアピール 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		
(2)我孫子市立布佐南小学校の取組 我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教育に取組んでいる。我孫子市総合防災訓練において、4年生はポスター作成、5年生は避難所開設割 営、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成配付、6年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等ヘアピール 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		\Box
我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教育に取組んでいる。我孫子市総合防災訓練において、4 年生はポスター作成、5 年生は避難所開設訓 営、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシビ集作成配付、6 年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等ヘアピール 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		(2)我孫子市立布佐南小学校の取組
営、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成配付、6 年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等ヘアピール 今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		我孫子市立布佐南小学校では、全校をあげて防災教育に取組んでいる。我孫子市総合防災訓練において、4年生はポスター作成、5年生は避難所開設訓練でテント設
今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。		営、避難物資配付手伝い、避難時の食のレシピ集作成配付、6 年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等ヘアピールした。
		今年度の「ぼうさい甲子園」奨励賞受賞校。

 県名	
神奈三	【県の主な取組み】
	・「平成 19 年度高等学校教育課程研究集録(特別活動)」で防災教育実践例等を学校に示し、特別活動での活用を促している。
	・「学校における防災教育指導教材」(平成 17 年 3 月)で防災教育における指導教材を学校に示し、各教科での活用を促している。
	・「学校における地震防災活動マニュアル作成指針」(平成 18 年 1 月)に基づき、「地震防災活動マニュアル(作成例)」(平成 20 年 8 月)を示し、各学校でのマニュアルの
	点検・見直しを促している。
	・「災害ボランティア推進事業」として、学校が避難所となった場合などに、生徒・教職員がボランティアとして避難所運営活動等を支援できるよう、NPO等との恊働により、
	意識啓発マニュアル作成等を行っている。(平成 20 年度~)
	・「防災教育研修講座」で、防災教育の充実と担当教員の指導力の向上を図るために、学校における防災教育に関する内容やその具体的な方法について研修を実施して
	いる。(平成 19、20 年度)
	【市町村のトピック的事例】
	・ 小学校(4年社会科)、中学校(保健体育科)で地域特性を踏まえた自然災害を学び、災害発生時に地域自主防災組織と有機的に連携できるようにしている。(二宮町)
	・ 小学校において、道徳、特別活動、総合的な時間である「きらり」の時間で「我が家の防災会議」などのテーマで防災を採り上げている。(南足柄市)
	・児童生徒用防災教育副読本「地震ーその時私たちは」を配付し、学校で活用している。(相模原市)
	・中学校生徒を対象に、平成18年度から3ヵ年で通常授業の枠内で防災資機材の取扱や搬送訓練などを採り上げ、中学生の防災意識向上を図った。(小田原市)
	・学校が避難所となった場合を想定し、消防団の協力を得て、中学生に簡易トイレ・テントの設営や炊き出しを体験させることで、地域の一員としての自覚を持たせる。(座
	間市)
	・町の広域避難場所宿泊訓練に中学生と保護者、教職員が参加する。(大井町)
	・町で実施する防災訓練に、児童・生徒が参加し、町ぐるみの体制を作る。(開成町)
	・防災教育用CDを作成し、各学校に配付のうえ、防災担当者の研修も実施。(小田原市)保護者向け「大地震発生時行動カード」の作成。(海老名市)

原名 「新書店の主体を交響から守るため、災害後にまとめられた次の各種記録等を参考にして、市町村数委及び年校へ減災について指導した。 「新書店の記憶、施定を起えて、解消集小学校長会 平成17年6月15日発行 ②「私な変数の記憶・施定を起えて、解消集・中枢の5年2月2日発行 ③「私なため地震が対しが高速を発えて、解消集・中枢の5年2月2日発行 ③「私なため地震に対ける一般がある。 「一番では、10月2日発行 ④「在機管理研修会費料」は適市が第受員会 平成20年10月年成 ⑤「存機管理研修会費料」は適時が第号員会 平成20年10月年成 ⑤「存機管理研修会費料」は適市が第号員会 平成20年10月年成 ⑤「存機管理研修会費料」は適時が第号を発展さて「中枢の5年2月2日発行 ⑥「存機管理研修会費料」は適市が30円の1月2日発行 ⑥「存機管理研修会費料」は適時が第号を発展を下で、1月17日付け十数学第578号 ⑥「中地技大電災・日町市記録集」あしたへ)前消集十日町市 単成19年12月発行 2 異常要主催「危機管理研修会」を開催し、被災した相崎市教委が64市町村教委へ地震対応プウハプを講義した。 (1)学校における地震災害対応マニュアルの作成と開知 解章主権の策(発表が第10年3月)の勢削から、無教育を員会で「学校における地震災害対応マニュアルの作成と開か 解章主権の原施。 「一番の企業を対象に実施している「学校安全指導者研修会」において、富上常東大学環境防災学館の小村権史主権の防災教育研修 を全通した、3度に関する会主に関し、企業を対した。 (2)研修会を通した、3年に関係を表通した、1年を教育を発展していて、子どもの安全確保について必要な措置を講するよう、下記の①一③の取組を行った。 ② 各小・中学校における「防災機能の変とが大災害に適切に適切に必要するため、各学校における「防災機可の影集、年間の教育行事の中への防災教育の位置づけ、実践的な防災製業施、防災体制の整備 会を受講したうえて、学校での平常地からの着実な防災教育の実践、年間の教育行事の中への防災教育の位置づけ、実践的な防災制度の実践、年間の教育行事の中への防災教育の位置づけ、実践的な防災制度の実践、年間の教育行事の中への防災教育の位置づけ、実践的な防災制度の実践、年間の教育で事の中への防災教育の位置づけ、実践的な防災制度の実践、年間の教育を見事のよりに、「防災・防災・防災・シボルン・「防災・防災・防災・防災・防災・防災・防災・防災・防災・防災・防災・防災・防災・防
--

	4	
	张 中	牧目/10割/こくび 地位
	茶豆	1.「安全・安心まちづくり号」啓発キャラバン(※添付あり)
		(1)「安全・安心まちづくり図面・ポスター原画」の募集(バス車体広告に掲載)
		·主催: 奈良県、奈良県教育委員会
		・募集内容: 防犯、防災に関する図画、ポスター原画
		・対象: 県内に在住の小·中学生(特別支援学校小学部、中学部及び中等教育学校を含む)
		・優秀作品: a.「安全・安心まちづくり号」バス車体広告への掲載、b奈良県ホームページに掲載、c.県主催イベント等での展示、d.県の啓発資料・広報誌に掲載 等
		(2)「安全・安心まちづくり号」バス運行(奈良交通バス)
		・出発式・・・奈良市立鶴舞小学校児童、教職員及び地元関係者が参集
		・キャラバン訪問(図画・ポスター原画の応募があった学校をバスが巡回
		・バスの運行(早朝~深夜)
		2.竹あかりの集い (※添付あり)
		・平群町ボランティア連絡協議会と平群町教育委員会、小学校及び中学校との連携
		・ボランティア連絡協議会と平群中学校生徒が作成した防災ずきんを町内小学校1年生全員に寄贈
		・竹あかりの集いとして、阪神淡路大震災犠牲者の冥福を祈り、防災意識を高めるため、約500個の竹筒に明かりを灯すほか、豚汁・非常食の配布等を実施
- April	車	静岡県教育委員会は、平成 13 年度から、各学校が、学校・自主防災組織・市町村防災担当部局等を構成メンバーとする「防災教育推進のための連絡会議」を開催するこ
		とを推進している。「連絡会議」は90%以上の学校で実施され、学校、自主防災組織、市町村防災担当部局の三者の相互協力の促進に効果的である。(会議の内容詳細
		は→ ※添付あり)

県名	「教育活動との連携」についての取組
黎	1.地震防災啓発資料の作成配布(9 月 1 日「防災の日」前後に配布) (1)資料の種類(大将学年の全児童生徒に配布。19 年度は、小1、中1のみ配布)
	(ア)小学 1 年生用「じしんがおこったら」 (イ)小学 4 年生用「守ろう「い・の・ち」! 地しんはとつぜんやってくる」 (ウ)中学 1 年生用「地震に備えて!」 (2)内容(発達段階に応じ、児童生徒が地震災害を理解し対応できるもの)
	(ア)(小1用)「おはしも」のきまり、地震時の心構え、避難場所、連絡先の記入 (イ)(小4用)地震の震度表、「おはしも」のきまり、地震時の心構え、緊急地震速報、 避難場所、連絡先の記入 (ウ)(中1用)地震時の心構え、防災学習システム、東海地震注意情報等、災害伝言ダイヤル「17」、避難場所、連絡先の記入
	2.「高校生防災セミナー」(平成16年度から20年度まで実施)(1)日か、家庭や神様の昨然1日・1一音群できる昨然ローダーの菩萨を図る
	(1) ロゴン や声 いがないがく プローエス 買いて ションペン・イ・ショ 次 日 回る。(2) 参加者 40 名 (県内10高校から それぞれ 4 名 道 つ)
	(3)内容 (1日目)講和、ワークショップ(2~4日目)情報交換会、心肺蘇生法実技講習、災害図上訓練(DIG)、「人と防災未来センター」見学、野島断層保存館見学、語
	り部による講話、兵庫県立舞子高校生徒とのディスカッション、震災メモリアルパーク見学 (5 日目)「地震防災フォーラム」、修了式(実践発表、全県立高校代表生徒ワ
	ークショップでファシリテータを担当)
	3.県立学校防災教育研修会の開催
	(1)対象 県立学校の防災担当者(約180名)(2)内容 講義(防災局防災危機管理課啓発・育成 G 職員)、実践発表、ワーケショップ
	4.県立学校等における教職員に対する防災知識の普及啓発事業(防災局防災危機管理課事業)
	防災危機管理課職員が学校に赴き、地震防災の知識やノウハウについて教職員を対象に講習会を実施することにより、学校で教職員が児童生徒を対象に実施する防
	
111	- 1.三重県教育委員会の取組 →①防災教育ビデオの活用②手引き等に基づく指導③防災担当者による出前授業、実験④地震体験車による体験⑤訓練⑥児童生徒の
	主体的活動⑦学習発表会、文化祭での発表、展示⑧心配蘇生法の習得※ 添付あり「三重県の学校における防災教育」2.市町の取組 → 鈴鹿市「防災井戸端教室」
	(※添付あり)

県名	「教育活動との連携」についての取組
島根	平成20年10月読売新聞、日本海テレビ松江本社から「ビジュアル版幸せ運ぼう~阪神・淡路大震災から学ぶ~」(教材)を寄贈していただいた。本教材を有効に活用する 為に県内の中学校、高等学校それぞれ1校にモデル的に活用していただいた。(別添「活用実践例」を参照) 活用実践例などを使い多くの学校で活用されるよう周知することとしている。
梅	1.「防災教育推進モデル校」を指定し、各学校で「児童生徒一人ひとりの実践的防災対応能力の向上」を図るとともに、「地域と連携した防災ボランティア活動の実践力の育成」に努めることを基本に、防災教育を実践している。(平成 19 年度6校指定、平成20年度3校指定) 2.モデル校における取組を県内の学校に広めていくため、実践内容を発表する「学校防災研修会」の開催や「しっかり防災ホームページ」を活用した防災教育の充実を図っている。
梅	平成19 年度の取組 ・学校安全担当指導主事が、学校安全に関する各種研修会において、近い将来に発生すると言われている「南海地震」を取り上げ、学校における対応についての講和を行った。 ・今までに作成していた「震災の手引き」の内容を再点検した「防災の手引きを作成し、平成20 年度に各公立幼、小、中、高等学校(園)及び県立特別支援学校に配布し、防災教育の推進を図った。 平成20 年度の取組 ・学校安全担当指導主事が平成19 年度と同じように、学校安全に関する各種研修会において、防災教育についての内容を取り上げ講和を行った。 平成20 年度の取組 ・参川県防災局危機管理課と連携し、公立小、中学校長を対象とした「防災セミナー」を開催(平成20 年度と21 年度の2 年間で全校長が受講する予定)し、学校における 防災教育の推進を図った。 各市町村のトピック的な取組 ・九亀市において、丸亀市立城辰小学校と川西地区自主防災会が連携し、保護者や地域往民も参加した「防災訓練」を3 年前から年2 回実施している。城辰小学校は、防災劉禄を学校の年間行事予定に組み込み、学校全体として防災教育の充実を図っている。川西地区自主防災会も、城辰小学校だけでなく地域の中学校、高等学校と も連携して、防災訓練を実施している。

県名	「教育活動との連携」についての取組
一种	文教施設の耐震化を図ると供に、災害が発生した際には、児童・生徒等の安全確保や応急教育の実施、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を講ずることとしている。
無	本県の公立小・中・高等学校では、火災や地震等の避難訓練を実施する場合、約9割の学校が消防署等、関係機関に協力を依頼し実施している。
極	1.本課が主催する学校安全指導者研修会(平成 19 年度)において、延岡市地域防災ネッッワークお代表である防災士を講師に迎え、「学校における防災体制の充実を目指して」と題した講義を体頼した。研修の対象は県内の教職員等で、防災教育、防災管理について教示を得た。 2.本県危機管理局が作成している防災教育用視聴覚教材の改良・改善を図るため、平成 19 年度から県内の小・中学校をモニター校に指定し、同教材を活用したモニター授業を実施している。又、平成 20 年度の学校安全指導者研修会においてはモニター校のうちの 1 校が同教材を活用した授業実践の事例発表を行った。平成 19 年度モニター校→18 校 平成 20 年度→14 校
鹿児島	取組事例 【阿伝少年消防クラブ(鹿児島県大島郡喜界町)】 (目的) 学校及び家庭、地域からの火災の減少を図るとともに、人命を尊重し財産の保全を図る社会人としての素地を育成する。 (主な活動内容) (1)年度初めに、喜界町消防署員による活動についての研修が行われ、火災予防に関する学習をする。 (2)防災の意義や知識だけを学ぶのではなく、立派な社会人になるための人間形成を図るための消防規律訓練を実施する。 (3)喜界町出初式へ参加する。 (4)運動会で「集団規律訓練」を発表する。 (5)鹿児島県少年消防クラブ研修に参加する。

【政令市の教育委員会の回答】

政令市名	「教育活動との連携「こついての取納
札幌市	れ幌市教育委員会では、各学校における地震や風水害等を想定した避難訓練等の実施状況について調査を行い、実態把握に努めるとともに、指導主事の学校訪問等に
	おいて、各学校に対して、児童生徒への防災に関する指導の在り方について指導・助言を行っております。
さいたま市	平成 19·20 年度安全教育(防災教育)研究委嘱
	さいたま市立八王子中学校
	(研究主題)「災害時に中学生として地域貢献できる生徒の育成」
	(平成 20 年 10 月 22 日に研究発表を行いました)
千葉市	児童生徒等に対する防災教育は各学校で行われています。
	・小学校では年3回、中学校では年2回位実施
	・耐震体験車や煙体験等取り入れる学校が多くなっています
	・市教育委員会では防災教育に関するビデオを各学校に貸出をしています
	・県教委、県総務部消防地震防災課から教育資料が作成され学校、児童生徒に配布指導しています。(※添付あり)
京都市	1. 京都市教育委員会が「学校安全の手引」を作成し, 防災教育も含めた学校安全全般について指針を示している。その指針をもとに各学校が防災教育を推進している。
	2. 学級活動で実施する防災教育のための教材として京都市教育委員会と小学校安全教育研究会が作成した安全ノートを活用している。安全ノートは小学校1・2年生
	用,3・4年生用,5・6年生用,中学校用の4冊を作成している。
	3. 火災や地震を想定した避難訓練では所轄の消防署と連携して実施している学校が多い。避難や誘導の仕方,初期消火,通報の仕方などについて実施後に指導を受
	けて,改善への方向を明確にするようにしている。
	4. 地域の消防分団や自主防災会などとの連携した避難訓練を実施している学校もある。

広島市 広島市 を図っ	広島市では、平成12年6月に「学校(園)防災マニュアル」を作成し、全校・園に配布するとともに校長会等を通じて災害予防措置や災害応急対応等についての周知徹底
	を図っている。
北九州市 教育	教育活動との連携に関する取組について(防災関係) 北九州市消防局・教育委員会
位制]	[「消防士さんといっしょ」事業】(継続事業)
小	小学校3・4年生の社会科教育の一環として、消防職員がゲストティーチャーとなり、市内の小学校を訪問。担任とともに、副読本「消防のしごと」、ビデオ、消防資機材を
活用し	活用した授業を実施。
中原	平成19年度実績 市立小学校131校(全校) 児童8, 972人
q-۲٫]	【「J-DIG(Junior high school-DIG 参加型災害図上訓練)事業】(継続事業)
日 日 日 日 日	研修を受けた消防職員が講師になり、中学2年生を対象に参加型災害図上訓練を実施。
上 上 上 上 上 上 上 上 上	地域の特性や災害が発生した時の危険な場所などの情報を大きな地図に書き込むことで、災害に対するイメージを作り、身の守り方や対応策について、生徒自らの考
えるカ	える力を養う。
中 中	平成19年度実績 市立中学校9校 生徒1, 072名
【防災	【防災教材 DVD「北九州市 いのちのパスポート」】(20年度新規事業)
- 中風	台風や地震等の災害時に、児童が自ら安全な行動がとれるよう、必要な知識の習得を目的とし、現在、消防局と教育委員会が共同で作成中。平成21年度当初配布予
说。	
<u></u> ⊢	テーマや学年に応じた内容とし、避難訓練等と併せた活用を予定。
市内	市内の全小学校(私立・国立合む)・特別支援学校等が配布対象。

政令市名	「教育活動との連携」についての取組
福岡市	・小・中学校での防災教育の取組について1)小学校では、3・4年 社会科 地域の人々の安全を守る諸活動「災害」,体育科保 健領域「地域でのけがと防止」,学級活動「************************************
	避難の仕方」 災害時の安全な行動の仕方」などの中で行われている。2)中学校では、保健体育科の保健分野 傷害の防止」(目然災害に備えて)、字秘活動 避難経 路の確認と避難の仕方」の中で行われている。3)風水害対策としては,避難訓練時や全校集会,帰りの会の中で注意事項(風の強い時は屋外へ出ない,川の近くで遊ば
	ない,川の増水に気を付ける等)として,児童生徒へ指導している。・防災訓練の実施について1)防災訓練を年に2回実施するように教育委員会から各学校へ指導してい
	る。2)訓練内容としては,火災による避難訓練を中心とし,地震を想定した防災訓練,防 犯に関する訓練等を実施している。※火災による避難訓練(4月~6月)、地震 を想定した防災訓練(9月~11月)・体験学習について(平成19年度)1)福岡市防災センターの体験利用(自主的)を行っている。小学校53校 中学校12校、幼稚園?
	こらたったがないが、
	の見守り,バリアフリー,交通安全など,地域での日々の暮らしに関わる様々な問題について,地域全体の取組に発展させるため,学習機会を提供している。
静岡市	1 地域と学校とのつながり(1)地域防災訓練への参加12月の第1日曜日が地域防災の日となっており、この日を中心に地域の自主防災組織が実施する訓練に、小中
	学生が参加できる態勢を整え、協力して行うよう努めています。(市内中学生の参加率が本年度は昨年度よりも向上しました。(43%から55%増加)訓練の中で、搬送や消
	火等活躍する場を提供していただいています。 市教育委員会から参加協力の通知を各学校へ出しております。 (2)総合防災訓練への参加、見学9月1日の総合防災訓
	練においては、東海地震の覚知訓練を各学校で行い、その後、避難訓練(地区と協同で行ったところもあります。炊き出し訓練等も含めて)、引き渡し訓練(保護者に学校
	まで迎えに来てもらい、引き渡す)等を行いました。親子で学校から家まで帰る途中に、防災に関してどんな危険が通学路にあるかなどを確認したところもあります。また
	県の訓練会場(本年度は静岡市会場)に授業で出向き、参観した学校もありました。(静岡市は2学期制のため9月1日は始業式と重ならない。)2 行政とのつながり
	(1)防災教材や防災指導の提供学校で行う防災訓練への防災指導、または総合的な学習の時間で行う防災教育への協力を行っています。具体的には、起震車体験、ス
	モークハウス体験、消火等体験的なものと防災についての講話があります。また学習教材の提供もしていただいております。県の防災センターが市内にありますので、見
	学した学校もあります。 (2)避難所となる学校とのつながり学校が避難所に指定されている所では、行政、地域、学校の3者による防災連絡会を開いております。医療関
	係者も参加したところもあります。(内容:開放施設の見直し、避難所運営マニュアルの見直し、地域防災訓練の打ち合わせ、備蓄品の確認等)3 その他生徒個人の非常
	食を学校に保管しているところもあります。

政令市名	「教育活動との連携」についての取組
新潟市	「教育活動との連携」・地域防災力の向上(災害危険箇所情報の提供や防災訓練など、防災知識の普及啓発を通じて協同住宅に住む地域住民を含め区民ひとリー人の
	「自助」の力を高めるほか、自主防災組織の育成により「共助」の力を高め、災害時要援護者を地域で共に助け合う体制を確立するなど地域防災力の向上を図り災害へ
	の備えを固めている。<主な取り組み>・防災情報の整備 ・自主防災組織の育成 ・小・中学校防災教育の推進 ・防災知識の普及・啓発「トピック的な取組」〇地域自
	主防災会 自主防災会と学校が連携し、合同訓練を実施するなど、若年層の参画を促し、また、子どもや若者にもわかりやすく、魅力的な活動を展開している。 その基盤
	整備として、関係者代表による連絡会を設置し、様々な状況下での地震発生を想定した検討会を重ねるとともに、災害が発生した際の、住民への迅速な対応についても
	力を注いでおり、情報発信の拠点としての役割を果たしている。・最近数年間の活動内容1.地域の自主防災訓練の実施・・・毎年2.校区内小学校(児童・保護者・教職
	員)との地震を想定した合同防災訓練の実施・訓練内容く地域>1. 周知訓練・・・町内をめぐり、避難を指示 2. 避難誘導、情報収集訓練・・・住民は一時避難所(小学
	校)に避難 3. 友愛訪問訓練・・・要援護者宅を訪問し、安否確認4. 起震車による地震体験訓練・・・希望者対象 5. 心肺蘇生方法・AED操作訓練 6. はつらつ体操・・・
	健康づくりのための体操を実施 7. 給食・給水訓練・・・アルファ米を作り、参加者に説明し配布<学校>1. 避難訓練・・・一時避難所(グラウンド)から二次避難所(体育
	館)へ 2. 引き取り訓練・・・保護者が担任から児童を引き取る方法の習得 3. 車いすか助訓練・・・児童の代表による車椅子の介助方法の取得 4. 給食・給水訓練・・・
	アルファ米を作り、盛り付け、袋詰め、配布、試食

【東京 23 区の教育委員会の回答】

都区名	「教育活動との連携」についての取組
4	取組とトピック的な取組事例 ・幼稚園、小学校、中学校が年11回(ひと月1回、8月を除く)避難訓練を行う。(地震による出火、校内理科室等からの出火、公園への避難、風水害、津波による避難) ・学校が地域と連携した総合防災訓練を実施する。(幼稚園1園、小学校7校、中学校1校)
	・防災謀が平成 18 年度に防災拠点活動マニュアルの作成を美施した。それに奉つき、字校を防災拠点とした活動が行われている。 ・防災課が緊急地震速報利活用マニュアルを作成し、本年度区内幼稚園、小学校、中学校に受信装置を設置した。 ・防災課が区内小学校、中学校に災害時特設公衆電話を設置した。
新宿	・例年、各学校で行っている防災訓練
旧唱	・町会避難所訓練を小学校で行う。
	(炊き出し用アルファー化米を食べるためにプールの水をろ過して、
	お湯を沸かすなど、防災課職員の指導のもと、300人をこえる
	町会の方々が避難所での暮らしの一部を体験)
	・「地域安全マップ」の作成
	・9月1日は防災の日。「東海地震の警戒警報が発令された」
	という想定で、保護者が児童を引き取る訓練
	・学校独自の安全管理マニュアルを作成
	・非常通報訓練を行う

	「教育活動との連携」についての取組
毗四	・防災教育目黒区立の幼稚園及び小中学校では、月に1回、地震や火災の発生を想定した訓練(主に避難訓練)を実施しています。また、訓練と連動して、引き取り訓練
	(幼稚園)や集団下校訓練(小中学校)を実施しています。また、目黒区では平成 20 年 8 月に区立幼稚園及び小中学校へ緊急地震速報受信機器を設置し、震度 5 弱以 上の強い揺れが予想される場合は速報が流れるようになったことから、緊急地震速報を用いた訓練を行い「まずは身の安全を図ること」を指導しています。・総合防災訓
	練への参加防災週間に実施される「総合防災訓練」では中学校を訓練会場とした場合、授業の一環として生徒が訓練へ参加しています。生徒は学校敷地に設置してあ
	る防災備蓄倉庫内のさまざまな防災資機材(発電機、簡易トイレ、非常用炊飯器、給水ポンプ、災害用仮設電話)を消防署員や防災担当職員の指導の下、実際に組み
	立てたり使用することで防災資機材の取り扱い方法を学びます。・普通救命講習の受講災害時を含め、学校の応急救護体制の充実を図るため、区立小中学校にはAED
	(自動対外式除細動器)が設置されています。AED は心肺蘇生法などと併せて使用するものですので、万が一の事態が発生したときに円滑に救命活動ができるよう、授
	業の一環として生徒が普通救命講習を受講している学校もあります。
中田公	世田谷区では、区立小・中学校全校(95 校)について、学校・家庭・地域が相互に連携し、地域防災・教育活動の充実・健全育成を柱とする取組みを進める「学校協議会」
	を設置しており、既に10年以上が経過している。
	中でも、地域防災の取組みでは、児童・生徒が参加する「学校避難所訓練」や「サバイバルキャンプ」などを実施している学校が多い。
	さらに、数年前からは、近隣の小・中学校間で連携し、合同で取組む事例も出てきている。
	今後、様々な面から、小・中学校の連携・協力はますます高まる傾向にあり、学校を地域拠点とする防災等の取組は、より一層地域に根ざしていくことが予想される。
	(主な事例)
	·避難所運営訓練(各小·中学校)
	避難所設営、炊き出し、無線機・発電機操作、仮設トイレ設置、救命講習ほか
	・小・中合同避難所運営訓練(近隣の小・中学校)
	同一会場(学校持ち回り)または、各校一斉同時による開催
	・サバイバルキャンプ
	学校での宿泊訓練体験を通じて、防災知識や技能の習得等を図る。

【都道府県の住宅部局の回答】

県名	「住宅の耐震化」についての取組
岩手	① 木造住宅の耐震診断に対する支援
	平成 17 年度から、市町村が実施する耐震診断士派遣事業に対する県補助金を実施。
	(実績)・平成17年度 410戸 ・平成18年度 900戸 ・平成19年度 730戸 ・平成20年度 700戸(見込み)34市町村が県補助金を受けて実施。
	1市については、平成 15・16 年度に耐震診断士派遣事業を実施。
	② 木造住宅の耐震改修に対する支援
	平成 20 年度から、木造住宅の耐震改修に対する補助事業を実施する市町村に対する県補助金を実施。
	(実績)・平成20年度 55戸(見込み)23市町村が、補助事業を創設済み。平成21年度は、概ねの市町村で事業実施予定。
	③各種普及啓発活動
	·一般県民向け耐震講座を実施(H19:1回、H20:2回)
	・町内会に対する出前講座の実施(久慈市6会場)(H20)
	・学校教育と連携した耐震教育の実施(H20)
	・耐震改修事業者の登録・公表(H19~)
	・耐震診断士の登録・公表(H17~)
	・耐震改修事例の紹介(ホームページ)(H20)
	・建築関係団体、商工関係、農協、損害保険会社と協力した PR の実施(H20)
回	(1) 助成事業の実施
	耐震診断助成 耐震改修工事助成 ・「避難弱者の住宅」への助成 ・「避難経路沿道の住宅」への助成
	(2) 普及啓発
	・「県政だより」による広報・パンフレットの作成・配布・耐震相談所の設置(※ 添付あり)

県名	「住宅の耐震化」についての取組
三	1.山形県住宅リフォーム資金融資制度
	木造住宅の耐震改修等を行う方が、県内に本社のある大工・工務店に工事を発注する場合に、県と県内金融機関との協同で低利の融資を行う。
	2.山形の家づくり利子補給制度
	耐震化されていない住宅を除却し替わりに新築される住宅等に対し、住宅ローンの金利の一部を県が負担する。
	3.木造住宅の耐震改修マニュアル
	県内の住宅建設業者や建築技術者の方々に、木造住宅の耐震診断・耐震改修の必要性や方法を理解していただくことを目的として、建築関係団体、全市町村及び県によ
	り構成する山形県住宅・建築物地震対策推進協議会により作成し、講習会を実施。
	4.震相談窓口
	山形県住宅・建築物地震対策推進協議会により「住宅の耐震化に関する相談マニュアル」を作成し、建築関係団体、全市町村及び県の出先機関に耐震相談窓口を設置し
	°2012°
	5.高齢者すまいの地震あんしん事業(アドバイザー派遣事業)
	65 歳以上の高齢者のみの世帯が居住し昭和 56 年以前に建築された住宅を対象として、家具の転倒防止や補強方法等の「命を守る減災対策」をアドバイスする建築の専
	門家を県が派遣する
茶	1.木造住宅耐震診断事業(茨城県事業)
	・「木造住宅耐震診断士」の派遣を行う市町村へ、派遣費用の 1/4(上限 6,750 円)を県費補助(他に国費で 1/2 補助)
	・財政力指数1以上の市町村へは県費補助を行っていない。(国補助はあり。)
	平成19年度(実績):診断戸数(診断戸数:県補助、県補助なしの合計)→1,053 戸 県補助(県補助は診断戸数の内数)→ 874 戸
	・H20年度の実績見込みは、約430戸(診断戸数)

 群馬 「住宅の耐震化」については、国交省の「住宅・建築物耐震砂の活動を行っている。	
	きる人材育成のための講座開催、市町村が行う前記講座への人的バックアップ。一般県民に対して、耐震改修の重要性を啓蒙する出前講 掲載、地元 FM を使った特集番組、生涯学習講座開催時のパンフレット配布、出前講座での講演、老朽家屋へのパンフレットのポスティンの埼玉プラン(埼玉県5カ年計画(H19~23))により、「危機や災害に強い体制の整備」とし、以下の目標を掲げております。
	・掲載、地元 FM を使った特集番組、生涯学習講座開催時のパンフレット配布、出前講座での講演、老朽家屋へのパンフレットのポ ^{スティン} の埼玉プラン(埼玉県5カ年計画(H19~23))により、「危機や災害に強い体制の整備」とし、以下の目標を掲げております。
	5カ年計画(H19~23))により、「危機や災害に強い体制の整備」とし、以下の目標を掲げております^^# キギャルをおま
	2%(2)地域防災協力企業、事業所の登録数:4,300
	(況は、① 76.3%② 2,275
	木造住宅無料簡易耐震診断(②市町村における住宅に対する耐震補助制度創設(③地震対策セミナーや耐震・リフォーム相談会の実施
, , , , , , , ,	,228戸実施(②耐震診断補助 19市4町、耐震改修補助 15市4町(③地震対策セミナー参加者 450名、耐震・リフォーム相談会 1
*	
	※埼玉県においては、住宅の耐震化は市町村において促進し、多数の者が利用する建築物の耐震化については、県が促進することと「埼玉県建築物耐震改修促進計画」
	ます。
・一般の方を対象とした耐震セミナー・耐震診断・耐震改修に係る建築士等	に各市町村の建築担当部署に耐震相談等の窓口設置
・耐震診断・耐震改修に係る建築士等	・一般の方を対象とした耐震セミナーや木造住宅耐震講習会(一般向け)の実施
	·耐震診断·耐震改修に係る建築士等の建築技術者を対象とした木造住宅耐震講習会(技術者向け)の実施。また、講習会修了者のうち、希望者については県のホームペ
一ジにおいて、氏名、連絡先を公表	3表
・「住宅・建築物耐震改修等事業」や「	・「住宅・建築物耐震改修等事業」や「地域住宅交付金」等を活用した住宅の耐震診断及び耐震改修の促進

県名	「住宅の耐震化」についての取組
新潟	(平成19年度取組)
	・県、市町村及び建築関係団体が連携し、平成 19 年 3 月に策定した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 5 条第 1 項に規定する「新潟県耐震改修促進計画」を効
	果的に実践することを目的とした「新潟県耐震改修促進協議会」を設置。
	(平成 19 年 7 月 11 日設置。 県内 30 市町村、4関係団体参加) ※新潟県内 31 市町村
	(平成 20 年度取組)
	・県内市町村の木造住宅耐震診断事業の現状、今後の事業制度創設を踏まえ、木造住宅の耐震診断を実施する者が不足することが予想されることから、新潟県耐震改
	修促進協議会主催で木造住宅の耐震診断を実施する者を養成する講習会を県内3箇所で開催するとともに、今年度「多雪区域における耐震診断方法」が(財)日本建築
	防災協会から示されたことから、既に木造住宅の耐震診断を実施している技術者を対象としたスキルアップのための講習会も併せて開催した。
	※「多雪区域における耐震診断方法」については、当県の長岡市において実施した旧耐震基準の住宅の引き倒し実験結果が発端となり、確立された経緯がある。
石川	本県輪島市では「住宅の耐震化」へ向けて下記の取組をおこなっています。
	「輪島市既存住宅建築物耐震改修促進事業 耐震改修工事(簡易型)」
	1.事業の概要
	既存の木造住宅の修繕やリフォーム等を行う際に、耐震補強工事に要する費用の一部を支援することで、少しでも地震に強い住宅を増やし、市民の生命・財産を守るこ
	とを目的とする
	2.補助対象住宅
	所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅
	3.補助対象工事
	筋交いの設置、補強金物、合板補強等の耐震補強工事
	4.補助金と負担の割合
	耐震補強工事費相当額を交付します。ただし補強工事1箇所(0.91 ㎡)あたり2万円、合計10万円(5箇所)を上限とします。

県名	「住宅の耐震化」についての取組
福井	福井県では、20 年度から市町と一緒に木造住宅の耐震改修工事に補助を実施。申込窓口は各市町。
	耐震改修の対象となる住宅
	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設されて一戸建て木造住宅②市町の耐震診断士派遣事業による耐震診断を受け、診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の一戸建て木
	造住宅
	対象となる耐震改修工事
	①耐震改修後の上部構造評点が10以上となる改修工事②福井県木造住宅耐震診断士が補強計画を行い、福井県木造住宅耐震協議会の判定を受けること
	③福井県木造住宅耐震診断士が工事監理を行うこと
	補助金額
	耐震改修工事に要する費用の 2/3 以内(60 万円を上限) (県:1/3 以内、市町:1/3 以内)
	その他、各市町によって制度の有無、募集戸数、受付期間、その他要件がかわる場合があります。
平	(平成19年度)・木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金・木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金
	(平成20年度)・木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金・木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金・木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金
	(トピック的な取組事例)身延町木造住宅耐震改修事業→木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅について、総合評点を0.7以上とする
	耐震改修工事及び建て替え工事に補助。※ 添付あり
長野	1. 補助事業
	長野県では市町村と連携して平成14年度から住宅の耐震診断及び耐震補強に対する補助事業を実施している。
	・耐震診断 市町村が木造住宅耐震診断士を派遣する(診断に係る住宅所有者負担なし)
	・耐震補強(住宅所有者が実施する耐震補強工事に市町村が補助するに要する経費に補助を行う。
	・補助対象限度額 120万円 ・補助率 1/2(県・市町村各1/4)(工事費120万円の場合 補助額60万円)
	 2. ソフト対策
	・出前講座の実施 ・小学生を対象とした県庁社会見学時の啓発講座の実施

県名	「住宅の耐震化」についての取組
大阪	大阪府では、10 年後(H27 年度)の耐震化目標 9 割の達成に向けて、平成 18 年 12 月に大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プランを策定しました。
	民間住宅、特に耐震化率の低い木造住宅に対し、耐震化の阻害要因を軽減又は解消するため、耐震化に関する啓発や知識の普及、支援制度等の施策を総合的に展開
	し、木造住宅の耐震化が促進するよう取組んでいる。
	(阻害要因:危険の認識不足、耐震化の情報不足、費用負担の大きさ)
	〇「耐震化に向けた啓発活動」
	府民一人ひとりが耐震化の必要性を認識していただくよう草の根的な啓発として、危機管理部局および市町村と連携し、防災訓練、自主防災組織の訓練、市民まつり、自
	治会活動などあらゆる機会を捉え、補助制度等のきめ細かな PR を行っている。さらに平成20年度からは建築関係団体とも連携し、耐震化の啓発、相談を行う専門家(建
	築士)をアドバイザーとして地域に派遣している。
	〇「耐震改修工法・手法の普及」
	平成19年度に策定した耐震改修事例集を市町村や建築関係団体に配布して窓口相談等で活用すると共に、府民に対してホームページでの紹介やパンフレット版の配布
	により普及を図っている。また、伝統・在来構法別の事業者向け改修設計マニュアルを活用し、技能の向上を図る講習会を開催している。
	〇「所有者の負担を軽減する支援制度」
	平成19年度から、木造住宅に対し、耐震診断は所有者負担額を2万5千円から5千円程度に軽減する補助制度の拡充を行い、耐震改修は、工事費用の15.2%、限度
	額60万円/戸とする補助制度を創設する。
	平成20年度より耐震改修補助制度については、国の制度拡充に併せ、収入分位40%以下の低所得者に対して補助率を23%に引き上げている。
奈良	民間住宅等の耐震化の促進(※詳細添付) ①県民向け講演会の開催等②住宅・建築物耐震化促進協議会③耐震技術者の耐震相談・派遣④既存木造住宅耐震診断
	支援⑤特殊建築物等耐震診断支援⑥既存木造住宅耐震改修支援(※詳細添付)

県名	「住宅の耐震化」についての取組
和歌山	·助成事業
	本県では、昭和 56 年 5 月以前の木造住宅を対象に、耐震化に係る以下の事業を実施する市町村に対して、市町村が要する費用の 1/2 を助成している。 耐震診断(専門家を派遣し、耐震診断を実施する事業)
	miscon (耐震診断の結果、住宅所有者等が耐震改修する場合に、研修費用の一部を助成する事業)
	耐震補強設計審査(消費者からの、申し込みに応じて、耐震改修に必要な、補強計算、工事図面及び内訳書等について専門家が審査する事業)
	・啓発事業 (事業説明用のパンフレット等の作成)、(市町村と連携し、自治会等を対象とした説明会の実施)
	・講習会・研修会(建築士を対象とした耐震診断方法の講習会)、(工務店を対象とした耐震改修全般に係る研修会)
	・木造住宅耐震診断士の認定(講習会修了者からの申請に基づき認定)
	・耐震相談窓口設置(建築設計事務所からの申請に基づき指定)
	・工務店名簿の公表(研修会を受講済で一定条件を満たす工務店を名簿化して公表)
斑	・耐震化の普及啓発・耐震化の組織体制の整備・耐震診断(個人木造住宅)・改修工事の支援(※詳細添付)
岐阜	・市町村に対する耐震診断、補強工事費の間接補助事業
	・各種メディアを活用した PR
	・町内会単位の住民説明会(出前トーク及び専門家派遣委託) (※H19,H20 共通)
静岡	1.事業の概要 2.事業の実績 3.静岡県耐震改修促進計画による耐震化の推進(平成18年10月27日策定) 4.住宅の耐震化の目標と現状の推計
	5.事業推進のための取組 6.今後の事業展開 (※添付あり)

	原 名	は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
₩	おいて	はおい としにおいました 一人・一人・一人・一人・一人・一人・一人・一人・一人・一人・一人・一人・一人・一
K,	₹	
		②耐震改修費補助事業→①の無料耐震診断で倒壊の危険性があると判断された住宅に対し、 耐震改修費の補助を行う。
		③耐震診断ローラー作戦→無料耐震診断の対象住宅に対し、町内役員や建築士とともに臨戸し、耐震化の必要性を説明し耐震診断を促進する。
		④防災まちづくり→住宅の耐震化を含め、地震対策の意識を高めるため、町内(学区内など)程度の単位で防災まちづくりを行う組織を募集し、取組や講演会などの
		活動にかかる支援を行う。
		⑤愛知建築地震災害軽減システム研究協議会→愛知県、名古屋市、愛知県内の3国立大学、建築関係団体と連携し、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会を運
		営し、「産・官・学」で耐震改修工法の開発や、評価、その他啓発活動等を行っている。
		⑥高齢者耐震リフォーム促進事業→過去の地震被害より、高齢者が被害にあうケースが多いため、高齢者への地震対策の啓発手法として、高齢者多く接する福祉関係
		実務者が、啓発を行えるようなマニュアルを作成した。これについては、今後持続的に市町村と協力し、事業が行われるよう配慮する。また、建築実務者向けにも高齢者
		住宅を耐震改修行う際の、留意点など高齢者の特徴に配慮した住宅耐震化マニュアルを作成した。
		⑥青少年耐震まちづくり啓発事業→小学生、中学生、高校生を対象に、住宅の耐震化の必要性を教えるため、建築士が授業ができるようにマニュアルなどの教材を作成
		し、研修会を行い講師を養成した。今後、市町村と協力し、持続的に事業が行われるよう配慮する。

(1) 耐傷 (1) 耐损 (1) 耐损 (2) 相同 (3) 耐损 (3) 耐损 (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1.耐震診断、補強設計、耐震改修への補助事業の実施 (1)耐震診断 ・一般診断 補助対象事業費上限 設計図書あり 84千円 設計図書なし108千円 補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3または、国1/2、県1/6、市 町村1/3、所有者なし ・精密診断 補助対象事業費上限240千円 補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3 ・補強設計 補助対象事業費上限240千円 補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3
(1) 田 村 (2) (2) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (5) (5) (5)	対象事業費上限 設計図書あり 84千円 設計図書なし108千円 対象事業費上限240千円 補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、列対象事業費上限 240千円 補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、
	対象事業費上限 設計図書あり 84千円 設計図書なし108千円 対象事業費上限240千円 補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、同対象事業費上限 240千円 補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、
(2) 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	対象事業費上限240千円 補対象事業費上限 240千円
**· (2) ** (3) 副(3) 1. 5.75%(2 1. 1.	断補助対象事業費上限240千円 補計補助対象事業費上限 240千円
(2) 補(2) (3) 耐(3) 耐(3) 耐(3) 耐(3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	計 補助対象事業費上限 240千円
· (3) 耐; · · · 5.75%(2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計 補助対象事業費上限 240千円
(3)耐护 ・・ 5.75%(2 ・4 ×1/6)	讨震改修
1. 5.75%(2 ř. ×1/6)	
5.75%(2 ・ ・ ・ × 1/6)	•収入分位40%以下の世帯 補助対象事業費上限 耐震改修に要した費用の23%で1,500千円 補助率:国 11.5%(23%×1/2)、県 5.75%(23%×1/4)、市町村
·· ×1/6) 2.計需	5.75%(23%×1/4)、所有者 77%
×1/6) 2.耐震	・収入分位40%以下の世帯補助対象事業費上限 耐震改修に要した費用の23%で1,500千円 補助率:国 7.6%(23%×1/3)、県 3.8%(23%×1/6)、市町村 3.8%(23%
2.耐震	×1/6)、所有者 84.8%
i	2.耐震化無料相談窓口の開設(ワンストップサービス)→住宅の耐震化に関する常時相談窓口を設置する建築関係団体の経費の一部を助成し、県民が耐震化を行うため
の情報	の情報提供を実施する。
3.鳥取	3.鳥取県木造住宅耐震化業者登録制度→木造住宅の耐震化に関して一定以上の知識を有する建築士等の勤務する建築士事務所、建築工事業者を登録・公表し、県民
が耐震	が耐震化を依頼する業者の情報提供を実施する。
島根 1.ハート	1.ハード事業→・耐震改修補助
4てい.2	2.ソフト事業→
ポープ・ ポープ・	・しまね建築・住宅コンクール→耐震化の促進に貢献する建築物建築技術及び地震防災活動を表彰
	·耐震改修モデル設計による地域学習会→地域の住民とともに、住宅の耐震改修の必要性を学習
・島根	島根県耐震改修設計施工技術者の育成支援→住宅の耐震診断及び耐震改修に係る技術者向け講習会の開催と受講者名簿の公表
- 計	耐震対策啓発パンフレットの作成

県名	「住宅の耐震化」についての取組
広島	広島県耐震改修促進計画に基づき, 平成 27 年度までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標として, 所有者等に対し, 耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行っ
	でいる。
	県においては、民間所有の住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度を設けていないが、県内の全市町において、国の耐震診断・改修の支援制度が活用できるよう
	に, 市町の耐震改修促進計画の策定の支援を行っている。
	平成 21 年 1 月 1 日現在,県内市町で戸建住宅の耐震診断に対する補助を実施しているのは 8 市町であり,うち 2 市においては,公共が耐震診断を実施している。(所
	有者も交通費程度の費用負担を要するが、耐震診断費用は公共が負担している。)
	また,戸建住宅の耐震改修に対する補助を実施しているのは3市となっている。
크	山口県では、平成19年度より「山口県耐震改修促進計画」に定める耐震化率の目標値の達成に向けて市町と協力体制のもと「住宅・建築物耐震化促進事業」による施策
	を実施しています。事業の概要及び平成19・21年度の実績は以下のとおりです。
	・旧耐震基準の一戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度の実施(県内全市町)
	<補助率(負担割合)> ①耐震診断→補助率 2/3(国1/3,県1/6,市町1/6,所有者1/3) ②耐震改修→補助率 2/3(国18/60,県11/60,市町11/60,所有者1/3)
	く補助基本額> ①耐震診断→42 千円/戸又は 60 千円/戸(注1.2) ②耐震改修→450 千円/戸又は 900 千円/戸(注1)
	(注1):市町により補助基本額が異なります。(注2):周防大島町では上記の耐震診断補助制度に替えて、耐震診断員を派遣し耐震診断を無料で実施しています。
	<h19実績>①耐震診断→95戸 ②耐震改修→13戸</h19実績>
	<h20実績(見込)>①耐震診断→79戸②耐震改修→17戸</h20実績(見込)>
	・耐震化の促進に向けた普及啓発の実施
	(耐震化意識の啓発のためのリーフレット・ポスター等の作成・配布、県ホームページにおける各種制度の紹介、高校生による耐震講座等を実施)

	県名	「住宅の耐震化」についての取組
	徳島	平成16年度の「木造住宅耐震化促進事業」の創設後、現在、県内の全ての市町村において、「耐震診断」及び「耐震改修」に対する助成が受けられる体制となっていま
		す。また、18年度には、簡易な耐震改修を支援するための「徳島県耐震リフォーム支援事業」を創設するとともに、本県から国に提案した結果、耐震改修促進税制が創
		設されています。
		・平成19, 20年度の取組
		1)耐震建替優遇ローン制度の創設
		耐震診断の結果が1.0未満の木造住宅の建替に対し、県内の金融機
		関の協力を受けて「とくしま耐震建替優遇ローン」を創設することにより、新たに建替ルートから耐震化の促進を図る。
		2)徳島県耐震リフォーム支援制度の制度拡充
		金融機関からの融資が受けにくい65歳以上の高齢者の行う耐震化工事に対し、工事費の20%(最大20万円)の直接補助ができるよう改正。
4		3)徳島"トクトク"事業(ゼロ予算)で耐震診断重点啓発事業を実施
01		1.市町村の担当者と共に住宅を一戸ごとに訪問し、その場で耐震診断の申込みを受け付ける「戸別訪問」
		2.地域の集会などで住宅の耐震化の必要性について説明「押しかけ耐震講座」
		3.職員が撮影した地震被害状況の写真や耐震化の支援制度を紹介「木造住宅耐震化パネル展」を実施しており、20年度は、県内全市町村で「戸別訪問」を行いました。
		・市町村での取組
		1.阿南市→20年度より、市が行う木造住宅耐震診断事業をうけ、診断の結果「倒壊または大破壊の危険有り」と診断された住宅の所有者が耐震改修をする場合、耐震改
		修工事及び同時に附帯して行う一連の工事に要する費用の一部を補助。
		2.小松島市→19年度より、安心で安全なまちづくりのために、耐震改修に伴って行われるリフォームについても補助。
		3.美波町→18年度より、町が実施した耐震診断で「やや危険です」の評点1.0未満診断された住宅に地域材を用いて町内建築事業者により施工する簡易な耐震補強工
		事に対して補助。(※添付参考資料あり

影	県名	「住宅の耐震化」についての取組
<u>u∠m</u>	香川	1. 平成 19 年 3 月に香川県耐震改修促進計画を策定し、耐震化に向けて各市町の指導を行っております。平成 20 年 3 月に高松市、坂出市、宇多津町で、また、平成 20
		年 10 月に三木町においてそれぞれ耐震改修促進計画を策定しております。
		高松市では、住宅・建築物耐震改修等事業を活用して、緊急輸送道路沿道の建築物(住宅も含む)の耐震診断・改修について補助を行っております。また、宇多津町で
		は、住宅・建築物耐震改修等事業を活用して、既存の木造住宅の耐震診断に対して補助を行っております。
		2.平成 20 年 4 月より香川県土木部住宅課において、建築士の資格を持った職員が無料で木造住宅耐震診断を行っております。
		·木造住宅簡易耐震診断
		事業主体:香川県 事業開始:平成 20 年 4 月 1 日~
		事業内容: 昭和 56 年以前に建てられた在来軸組み工法の木造住宅で、2階建て以下かつ延床面積 500 ㎡以下のものを対象として、申込者から提出してもらう図面を基
		に職員が無料で耐震診断を行う。
		・講習会の開催
		事業主体:香川県
		事業内容:①一般県民を対象として、耐震改修の必要性を周知啓発する。(平成 19 年度):1回開催 (平成 20 年度):1 回開催予定
		②建築に携わる技術者を対象に、耐震診断技術の習得を目的として実施。(平成 19 年度):1回開催 (平成 20 年度):1 回開催予定
FEN1	愛媛	住宅の耐震化については、県内の住宅の耐震化を促進するため、平成16年度から耐震診断補助事業に取り組んでおり、19年度は、県内15市町で186戸、20年度は1
		4市町で122戸耐震診断を実施した。また、耐震改修を円滑かつ効率的に実施するため、建築士等を対象とする説明会を19年度以降実施するとともに耐震診断を行う技
		術者育成のための講習会の開催や耐震診断事務所の登録を行い、建物所有者への耐震化の最新情報提供は、出前講座及び車座ミィーティングにより周知に努めてい
		る。なお、耐震改修補助事業は、20年度に1町で補助制度を設けて、耐震改修の促進を図っている。

	「住宅の耐震化」についての取組
高知	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し補助金等でその耐震化を支援しています。
	事業內容 (平成 19 年度、平成 20 年度とも同じ取組)
	①住宅耐震相談窓口整備事業
	市町村や県民からの住宅の耐震化に関する技術的な相談に対応するため、専門家による常設の相談窓口を設置。(平成 19 年度相談件数 244 件)
	②木造住宅耐震対策推進事業
	高知県版木造住宅耐震診断マニュアル(改訂版)を使用して、耐震診断や改修設計に携わる「高知県木造住宅耐震診断士」の養成。(平成 19 年度 410 名、平成 20 年度
	53名)
	③木造住宅耐震診断事業
	市町村が「高知県木造住宅耐震診断士」を派遣して木造住宅の耐震診断を実施する場合に、その費用の一部を補助。(平成19年度実績 813棟、平成20年度見込み 約
	900 棟)
	補助金名:木造住宅耐震診断事業費補助金 補助先:市町村 補助対象事業費:30 千円/件(別途個人負担3千円有り) 補助限度額:7.5 千円/件
	④ 木造住宅耐震改修設計事業
	木造住宅耐震診断事業で耐震診断を行った木造住宅を補強・改修するための改修計画の作成(改修設計)を行う所有者に市町村が補助する場合に、その費用の一部を
	補助。(平成 19 年度実績 86 棟、平成 20 年度見込み 約 300 棟)
	補助金名:木造住宅耐震改修設計費補助金 補助先:市町村 補助対象事業費:300 千円/件 補助限度額:50 千円/件(市町村が補助する額の 1/4)
	⑤ 木造住宅耐震改修事業
	木造住宅耐震診断事業で耐震診断を行った木造住宅を補強・改修する所有者に市町村が補助する場合に、その費用の一部を補助。(平成 19 年度実績 86 棟、平成 20
	年度見込み 約 300 棟) 補助金名:木造住宅耐震改修事業費補助金 補助先:市町村 補助対象事業費:600 万円/件
	補助限度額:300 千円/件(市町村が補助する額の 1/2)
	(市町村のトピック的な取組については、特に事例はありません。)

県名	「住宅の耐震化」についての取組
福	木造戸建住宅の耐震診断アドバイザーの派遣事業、県民向け相談窓口の設置、耐震に関するセミナーの開催、県民からの要請に応じて行う出前講座の実施などの事業を実施しております。また、市町村に対しては、地域の実情に応じた支援策を盛り込んだ市町村耐震改修促進計画策定を支援し、耐震化を推進するよう指導しております。 おります。 「耐震診断アドバイザー制度」 県内の原則昭和56年以前に建築された木造戸建住宅にお住まいの方を対象に、耐震診断アドバイザーを派遣し、現地調査を実施し、耐震診断をするものです。(財)
	福岡県建築住宅センターに委託して実施しております。派遣に係る費用は1件あたり3千円を県民に負担していただきます。
布置	・地震の基礎知識や(財)日本建築防災協会とリンクした「佐賀県がばい耐震の家」のホームページで総合的な地震対策の情報を提供している。 ・住宅の耐震化のための支援策として、住宅ローンを利用して耐震改修を行う所有者等に対し、「住みたい佐賀の家づくり促進事業」により利子補給相当額の補助を行っている。また、平成19年度から耐震診断補助を行う市町への間接補助制度を設け耐震化推進の取り組みを行っている。(実績無し) ・平成20年度伊万里市において民間の木造戸建て住宅に対する耐震診断補助の制度が創設された(平成20年度実績 2戸) 「佐賀県がばい耐震の家」のホームページ http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kurashi.anzen/sumai/taishin/index.html 住みたい佐賀のいえづくり促進事業のホームーページ http://www.pref.saga.lg.jp/web/sumitaiie.html※(耐震化リフォームの項目を参照下さい。)
咸	県は、昭和56年5月31日以前に建てられた居間の戸建木造住宅について、耐震診断費用の補助をする市町に継ぎ足し補助をする。 負担割合:個人1/3、国1/3、市町1/6、県1/6(上限7500円) 実績:平成19年度120戸、平成20年度81戸(2009.1未現在) また、耐震診断で「危険」と判断されたものについて、耐震改修工事費の補助をする市町に継ぎ足し補助をする。 負担割合:個人:1/2以上、国1/2x0.45、市町1/2x0.55x1/2、県1/2x0.55x1/2(上限82.500円) 実績:平成19年度25戸、平成20年度34戸(2009.1未現在)

県名	「住宅の耐震化」についての取組
熊本	熊本県では、民間の戸建て木造住宅の耐震対策に取り組むため、平成18年度から県内の戸建て木造住宅所有者の求めに応じ、(社)熊本県建築士事務所協会を通
	して建築士の資格を有する耐震診断アドバイザーを派遣し、住宅の一般診断法による耐震診断を実施するとともに、耐震性に関する知識の普及・啓発を行い、既存住
	宅の耐震性能の向上を図っています。 平成 19 年度実績:120 件 平成 20 年度実績: 42 件(予定)
	「県内市町村の取組」
	(熊本市) 平成 20 年度から精密診断を実施 (八代市) 平成 20 年度から精密診断を実施
大分	1.民間木造戸建住宅への補助事業の実施
	・耐震診断補助(H18~)・・掛かった費用の 2/3(上限 2 万円) ・耐震改修補助(H20~)・・掛かった費用の 1/2(上限 60 万円)
	2.啓発活動
	・防災講演会の実施(H19·20 共) ・戸別訪問による簡易耐震診断(H19·20 共)
	3.業者の育成
	・「良心的な耐震化に取り組む」ことへの誓約書を提出した業者名簿の作成(H19~)
四	1.宮崎県では、「宮崎県木造住宅耐震化促進事業」について取り組んでいます。
	(1)事業の目的→県は、大地震における木造住宅の被害を軽減するため、予算で定めるところにより、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震診断アドバイザー派
	遣事業(以下「木造住宅耐震化促進事業」という。)を行う市町村に対し、補助金を交付することによって、木造住宅の耐震化を促進する。
	(2)事業の概要→イ事業期間 平成 20年度~22年度 ロ事業主体 市町村 ハ事業内容(補助額等)(※詳細は添付)
	(3)平成 19 年度及び 20 年度の実績→(※詳細は添付)
	2.建築物防災展
	「建築物防災展」は、1923年の9月1日に起きた「関東大震災」の教訓を忘れないということと、この時期に多い台風への「心構え」の意味も含めた9月1日の「防災の
	日」前後に、県民に対して建築物の地震等の関する防災知識の普及、啓発を図るため開催する。住宅の無料耐震相談も実施する。・19 年度実績・・平成 19 年 9 月 1
	日 平成 20 年度実績・・平成 20 年 8 月 30 日、31 日
	3.耐震相談業務委託
	木造住宅の耐震化に対する県民の相談に対応するため、耐震相談業務を宮崎県住宅供給公社に委託している。(※詳細は添付)

 庶児島 (19年度) ・住宅耐震ワークショップの実施(18年度からの2箇年事業) 住宅耐震ワークショップの実施(18年度からの2箇年事業) 住宅耐震な修の普及啓発のための地域実践活動として、地域ごとに行政や建築の専門家を交えて、地域ぐるみの地震対策を語めようとする試みで、平成18年度に3地区、19年度に2地区で実施し、延へ186名の住民が参加した。 ・木造住宅耐震技術講習会の開催(実施年度:H7,H8,H12,H13,H17 以降毎年) 設計者や施工者を対象にした木造耐震の技術者を育成する講習会を開催し、住民からの耐震改修の相談等に活用するために、(20年度) ・木造住宅の地震対策セミナーの開催 住宅耐震改修の普及啓発のため、地域防災のリーダーである県地域防災推進員や地域住民を対象としたセミナーを実施し、31年宅耐震改修の普及啓発のため、地域防災のリーダーである県地域防災推進員や地域住民を対象とたセミナーを実施し、31年宅耐震改修の普及啓発の中提 ・バンフレット等の配布による住宅・建築物耐震化のための基礎資料を整備なおえ、管轄化の市町村で、トビック的な取組事例はありません。 	県名	「住宅の耐震化」についての取組
	鹿児島	(19年度)
		住宅耐震改修の普及啓発のための地域実践活動として、地域ごとに行政や建築の専門家を交えて、地域ぐるみの地震対策を語り合い、安全で安心なまちづくりを進
		・木造住宅耐震技術講習会の開催(実施年度:H7,H8,H12,H13,H17 以降毎年)
		設計者や施工者を対象にした木造耐震の技術者を育成する講習会を開催し、住民からの耐震改修の相談等に活用するために、受講者名簿を作成している。
		(20年度)
		・木造住宅の地震対策セミナーの開催
		住宅耐震改修の普及啓発のため, 地域防災のリーダーである県地域防災推進員や地域住民を対象としたセミナーを実施し, 31名が参加した。
・緊急輸送道路沿道の住宅・建築物の把握・細街路等の幅員の調査を行い、住宅・建築物耐震化のための基礎資料を整備なお、管轄化の市町村で、トピック的な取組事例はありません。	双	・パンフレット等の配布による住宅・建築物耐震化の必要性の周知
・細街路等の幅員の調査を行い、住宅・建築物耐震化のための基礎資料を整備なお、管轄化の市町村で、トピック的な取組事例はありません。		・緊急輸送道路沿道の住宅・建築物の把握
なお、管轄化の市町村で、トピック的な取組事例はありません。		・細街路等の幅員の調査を行い、住宅・建築物耐震化のための基礎資料を整備
		なお、管轄化の市町村で、トピック的な取組事例はありません。

【政令市の住宅部局の回答】

政令市名	名
4. 韓市	木造戸建住宅の耐震診断補助(平成 18 年度から継続実施)[要件」→①市内にある木造戸建住宅で、札幌市民が所有し自らが居住しているもの②昭和 56 年 5 月 31
	日以前に在来軸組構法で建築(着工)されたもの。「補助額」→耐震診断にかかった費用で、建築士事務所に支払った額の 2/3 以内、かつ 30,000 円を限度。
	│2 木造住宅の耐震改修を行うための資金融資(札幌市住宅資金融資制度)(平成20年から)「取組状況」→融資対象者については、平成19年度は高齢者や障がい者に
	限定していたが、平成 20 年度からはこの要件を廃止
	│3 分譲共同住宅の耐震診断補助「要件」→①市内にある学校、児童福祉施設、老人福祉施設、医療施設、分譲共同住宅で、規定の規模を有するもの②昭和 56 年 5 月
	│31 日以前に建築(着工)されたもの「補助額」→予備調査または耐震診断にかかった費用で、建築士事務所に支払った額の 2/3 以内、かつ予備調査は 12 万円を、耐震
	診断は 150 万円を限度。
仙台市	
	分譲マンション耐震予備診断・分譲マンション耐震#
	(平成 19 年度)市民センターやコミュニティセンターなどに,補助制度を紹介するパンフレットを設置。
	⑥ 専門家による木造住宅耐震化相談会の実施。(毎月1回)
	◎ 対象となる分譲マンションの管理組合へ, 補助制度についてのご案内を郵送。
	(平成 20 年度)
	┃ 市民センターやコミュニティセンターなどに,補助制度を紹介するパンフレット,ポスター及び地震ハザードマップを設置。
	② 市政だより(毎月1回発行)に, 戸建木造住宅耐震診断及び改修工事の補助制度に関する記事を掲載。
	③ 一部町内会で、戸建木造住宅耐震診断のパンフレットを回覧。
	(4) 地域懇談会, 婦人防火クラブ大会などの各種イベントに参加し, 住宅耐震化及び補助制度をPR。
	⑤ 市政出前講座の実施。
	(6) 専門家による木造住宅耐震化相談会の実施。(毎月1回)
	⑦ 平成18年度に耐震診断を受けて, 本市の耐震改修工事の補助制度を利用していない方への実態調査。
	8 耐震改修工事事例集の作成。
	③ 分譲マンションの耐震化に取り組む管理組合へ, 専門家の相談員を派遣。
	① 対象となる分譲マンションの管理組合へ, 補助制度についてのご案内を郵送。

政令市名				住宅の耐震化」についての取組	
十葉十	1.実施事業(1)耐震診断助成事業(2)木造住宅耐		助成事業(3	震改修助成事業(3)住宅建築資金等利子補給制度(4)分譲マンション改良工事資金利子補給制度	改良工事資金利子補給制度
	2.実績(※詳細添付) 実績(平)	実績(平成 21 年 1 月末現在)			
	事業名	年度	平成 19	平成 20	
	兼 <u>甲</u> 书 击 适 念 卿 请	木造(戸)	27	36	
	《新聞· 《新聞· 》 《新聞· 《新聞· 》	分譲マンション(棟)	0	0	
	木造住宅耐震改修助成事業(戸)	(声)	25	29	
	住宅建築資金等利子補給制度(戸)	前給制度(戸)	0	2	
	分譲マンション改良工事	分譲マンション改良工事資金利子補給制度(棟)	0	0	
三零十	(1)木造住宅①木造住宅耐震診)断士派遣制度②木造住宅	;耐震改修助	(1)木造住宅①木造住宅耐震診断士派遣制度②木造住宅耐震改修助成制度(2)特定建築物耐震改修等事業助成制度(3)分譲マンション①マンション耐震診断事業費	()分譲マンション(1)マンション耐震診断事業費
	用助成制度②マンション耐震改修工事等事業助成	修工事等事業助成制度			
新潟市	木造住宅耐震改修事業→要綱名∶「新潟市木造住	名:「新潟市木造住宅耐震	汝修工事等	宅耐震改修工事等補助金交付要綱」 要領名:「新潟市木造住宅耐震改	要領名:「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領」
	(平成19年度)この要綱を10月1日付け改正。(中越沖地震を受け一層の耐震化促進を図るため) (平成20年度)要綱、取扱要領供にを4月1日付けで改正。(木造住宅全般について, 耐震化促進:	1日付け改正。(中越沖地 共にを4月1日付けで改正	<u>り震を受けー</u> E。(木造住5	(平成19年度)この要綱を 10 月 1 日付け改正。(中越沖地震を受け一層の耐震化促進を図るため) (平成20年度)要綱、取扱要領供にを 4 月 1 日付けで改正。(木造住宅全般について, 耐震化促進を図るため)	
	マンション耐震改修事業→要網	名:新潟市マンション耐震	改修等促進	マンション耐震改修事業→要綱名:「新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱」要領名:「新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領」	等促進事業実施要領」

政令市名	「住宅の耐震化」についての取組
横浜市	1.木造住宅耐震診断士派遣制度(平成7年~) →耐震診断士を無料で派遣 2.木造住宅耐震改修促進事業(平成 11 年~) →耐震改修工事費(設計費含む)の一部を
	補助(課税世帯:150万円、非課税世帯:225万円)3 木造住宅訪問相談事業(平成20年~) →耐震診断後(上部構造評点が1.0未満に限る)に希望に応じて専門家を
	無料で派遣 4.木造住宅建替等促進事業(平成 20 年~) →旧耐震木造建築物が密集していて高齢化率の高い5つの地域(以下「モデル地区という。」)内の住宅に対し
	て、除却費用の一部を補助 (除却費用の2/3 (上限 50 万円)) 5.防災ペッド等設置推進事業 (平成 20 年~) →旧耐震木造建築物に居住する高齢者等に対する防災ペッ
	ド、耐震シェルターの設置費用の一部を補助(上限 10 万円)6.マンション耐震診断支援事業 →予備診断の実施(無料で図面や現地調査等により耐震性(本診断の必要
	性)を判定)(平成10年~) 本診断費用の一部補助(診断費用の1/2(戸当り3万円を上限))(平成11年~)7.マンション耐震改修促進事業(設計補助:平成)(平成13
	年~)→耐震改修工事費の一部を補助(設計費用の2/3(平米当り8万円を上限)、工費費用の1/3)8.マンションアドバイザー派遣事業(平成 15 年~) →マンションア
	ドバイザーを管理組合に派遣(2回まで無料、3回目以降は一部管理組合負担、年間最大6回)9.マンション再生支援事業(平成 16 年~)→耐震改修など、再生の初動期
	の合意形成に向けた検討費用の一部を補助(費用の1/2(一般型は30万円を上限、団地型は60万円を上限))
	(最近の主な取組み)
	①平成19年7月に、旧耐震木造住宅の多い地域へのパンフレットの各戸配布(約3,000世帯)を実施。
	②平成 19 年 11 月に、過去に耐震診断を受診して耐震改修が必要と判定された住戸(約 13,000 世帯)へダイレクトメール送付。
	③平成 20 年1月に、防災特集記事を掲載した広報紙の特別号を市内の全世帯(約 1,565,000 世帯)に配布。
	④平成 20 年7月に、耐震改修の概要や事例、支援制度等を総合的に分かりやすく案内した「耐震改修のすすめ」(31 ページ)を発行し、各区サービスコーナー等で無料
	で配布。
	⑤平成 20 年7月に、外部有識者による会議を設置し、木造住宅の耐震化促進のための具体策について検討を実施。(12 月に答申が出されている。)
	⑥平成 20 年8~11月に、5つのモデル地区を対象に戸別訪問を実施 (約 2,200 世帯)し、耐震診断士派遣事業等の事業説明等を実施。
	⑦平成 20 年9月に、3つの制度(上記の3、4、5の制度)をモデル事業として開始。
	⑧平成21年度は、住まいの耐震化に関する出前講座を自治会町内会・小中学校向けに実施予定。

П	政令市名	「住宅の耐震化」についての取組
	京都市	耐震診断→木造住宅耐震診断士派遣、京町家耐震診断士派遣、分譲マンション耐震診断助成 耐震改修→木造住宅耐震改修助成、京町家等耐震改修助成、分譲マンション耐震改修助成 部分改修→高齢者等の簡易耐震改修等助成 融資→耐震改修融資,耐震建て替え融資 その他→分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣 ※京都市では、昭和 25 年以前建築の京町家については別途、京町家に合わせた診断手法(限界耐力計算を用いる)による耐震診断, 耐震改修事業を行っています。
	大 受 卡	【耐震診断・改修補助事業】耐震診断・耐震改修費用に対する補助を実施・耐震改修補助については、建物全体を補強する工事だけでなく、地震発生時に最低限人命を守ることを目的とし、上部構造評点の、フ以上とする簡易型耐震改修や、シェルター型耐震改修なども補助対象としている。【耐震化にかかる普及啓発事業】市全域を対象とするものから地域レベルのきめ細やかなものまで幅広く、積極的に普及発・NPOと連携し、町会等を対象とした耐震化に関する出前講座・各区の震災訓練など地域のイベントでの啓発活動・補助制度案内チラシの各戸回覧・広報紙やCATVを活用した補助制度の紹介【大阪市耐震改修支援機構】大阪市では、耐震改修の必要性がまだまだ理解されていないことや、安心して依頼できる事業者がわからないといったこと等が原因となって、耐震化が進みにくい状況にある。このため、住宅や耐震の分野において高い専門性を有する公的団体や建築関係団体等が連携し、耐震化の促進に向けた幅広い取り組みを積極的に進めていべことを目的として、「大阪市耐震改修支援機構」を設立支援機構は、次の事業を行う。・住宅の耐震化に係る普及啓発・安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者の紹介・その他、住宅の耐震化を促進するために必要となる事業
	神戸市	・支援事業の実施→住まいの耐震診断員派遣事業(無料)、共同住宅耐震精密診断事業、住まいの耐震改修事業、まちの耐震性向上事業 ・普及啓発活動の実施→地域団体への説明会の開催、住まいの耐震キャンペ゚ーン、広報紙の全戸配布、耐震化 PR ラッピング市バスの運行、耐震改修オーープンハウスの開催、耐震 改修体感モデルの展示、地震体験車と連携した普及啓発活動、耐震キャラクターの選定、活用(※詳細添付)
	広島市	本市では住宅の耐震化の促進を図るため、平成 18 年度から耐震診断補助制度(対象:戸建木造住宅、分譲マンション)を実施しています。また、平成 20 年度から 耐震性が十分でない戸建木造住宅の耐震改修及び耐震立替えに対する補助制度を実施しています。補助制度の詳細については、本市のホームページ参照。

政令市名	「住宅の耐震化」についての取組
北九州市	・木造住宅耐震改修工事費補助事業→昭和56年以前に建設された一定の要件に該当する木造住宅の耐震改修工事について、費用の 15.2%に相当する額で、1 戸に つき 30 万円を限度に補助する。
	- 「住まいの安全・耐震相談窓口」の設置→耐震に関する相談に建築の専門家が応じる。(週1回、無料。)
	・耐震改修セミナーの開催→一般市民を対象に年1回開催。
	・その他広報啓発活動→ホームページ、チラシ、出前講演など。
福岡市	・住宅耐震出前講座の実施・耐震セミナーの開催・共同住宅予備診断事業・共同住宅耐震診断費補助事業・住宅耐震改修工事費補助事業
	・木造戸建住宅耐震建替費補助事業・福岡市耐震推進協議会の設置・福岡市揺れやすさマップ各区版パンフレットの配布
	※警告断層に着目した建築物の耐震対策(条例化)
浜松市	本市では住宅の耐震化に関する市民宛の広報活動について以下のものを実施しています。しかし、効果は不明で、トピック的なものは無いと思われます。本市の平成 19
	年度末の住宅の推定耐震化率は80.8%であり、このため住宅の耐震化の有無を確認しないまま行うティッシュ配布などは非効率な感が否めません。「耐震補強工事中」
	の幕掲示や住宅戸別訪問は、地道ではありますが効果はあるのではないかと期待しています。
	(平成 19·20 年度継続)
	「耐震補強工事済シール」の掲示(耐震補強工事の完了した住宅の玄関に貼付け(県支給品、県の指示による)
	・「耐震補強工事中」の幕掲示(耐震補強工事中の住宅外部に工事施工者が掲示(県支給品、県の指示による)
	・JR 浜松駅前にて PR ティッシュ (県支給品)の配布
	(平成 19 年度)
	・市の広報誌へ PR 記事掲載(H19/7~9 月、5 行政区で広報誌に掲載)(耐震診断士へのインタビュー形式)
	(平成 20 年度)
	・出前講座 金融機関主催の住宅講座で耐震 PR・自治会、自主防災隊あての防災対策説明会でチラシ配布 9 回・無料簡易診断事業個別訪問 (昭和 56 年以前に造成し
	た住宅団地に、職員が戸別訪問)・ホームセンターへのパンフレット常設依頼・耐震設計、工事業者等に申請や工事の注意事項を説明、施工者名簿の作成

【東京23区の住宅部局の回答】

都区名	「住宅の耐震化」についての取組
摐	1.平成19年度の取り組み状況について
	・木造住宅無料耐震診断→一定規模以下の戸建住宅の耐震診断を無料で実施しています。
	·建築物耐震診断→共同住宅や診療所等については、一定の用件を満たせば、建物用途に応じ 10 万円から 250 万円を上限に、耐震診断費用の7割及び6. 5割を助成
	しています。
	・木造住宅耐震改修→一定規模以下の住宅や共同住宅については、一定の要件を満たせば、100 万円を上限に、耐震改修費用の5割を助成しています。
	2.平成20年度の取り組み状況について
	・ 平成 20 年 12 月から、非木造住宅の耐震改修及び緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断・耐震改修等に対する補助制度を開始。
	① 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断
	地震によって倒壊した場合に道路の閉塞をきたす恐れがある建築物については、一定の要件を満たせば、200万円を上限に、耐震診断費用の3分の2を助成していま
	op o
	② 非木造住宅耐震改修
	住宅や共同住宅については、一定の要件を満たせば、200万円から4,000万円を上限に、耐震改修費用の5割を助成しています。
	③ 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修
	地震によって倒壊した場合に道路の閉塞をきたす恐れがある建築物については、一定の要件を満たせば、建物用途に応じ、3,000 万円から 7,000 万円を上限に、耐震改
	修費用の3分の2を助成しています。

都区名	「住宅の耐震化」についての取組
新宿	【助成事業】
	・木造の耐震診断、補強計画作成、耐震補強工事費助成の実施
	・非木造の耐震診断、補強計画作成費助成の実施
	・耐震シェルター、耐震ベッド設置費助成の実施
	[
	・事業チラシを作成し、区内全戸に配布し事業 PR。
	・総合防災訓練や、各出張所における祭事の際に耐震コーナーを設け啓発を行っている。
	・区広報において、助成事業のお知らせを行っている。
	・耐震シェルター、耐震ベッドの実物展示会を行い啓発。
	・ふれあいトーク宅配便(出張講座)による事業啓発。
	【その也】
	・新宿区耐震補強推進協議会(※)を設立し、耐震化を推進。 ※地震に強いまちづくりの実現を目的として、区と関係団体、地域住民との連携と協力により発足。
	協議会の主な活動内容として、耐震化の普及啓発、耐震相談や耐震技術に関する活動を行っている。
中	•平成 19 年度∶台東区耐震改修促進計画策定
	・平成 20 年度 : 耐震診断、耐震改修費助成の対象範囲の拡大と助成額の充実
田	(木造耐震助成の制度は 18 年 1 月開始で、18 年度 19 年度は継続実施、20 年度に課題を整理し、制度拡充見直しを行いました。本区HP参照。)
	※ 添付あり

都区名	「住宅の耐震化」についての取組
江	平成 27 年度までに、地震により想定される被害の半減を目指して、区内の建築物の耐震化を促進し、震災に強い江東区を実現するために、平成 19 年度末に「江東区耐震改修促進計画」を制定し、平成 27 年度までの耐震化の目標(住宅:現状約 76%→95%)をかかげ、現在耐震化に取り組んでいる。その中で、平成 20 年度から耐震診断及び耐震改修工事等にかかる助成制度充実を図り、耐震化をすすめているところである。(※詳細添付)
₩ H	1.耐震化の普及啓発 2.耐震化助成制度の実施①簡易診断の実施②耐震コンサルタントの派遣③耐震診断助成④計画設計助成⑤改修工事助成 3.耐震診断士の育成 4.住宅修築資金融資利子補給制度の実施 (※詳細添付)
% 田 中	平成19年度 ①世田谷区耐震改修促進計画の策定②木造住宅の無料耐震診断助成③木造住宅の耐震改修助成④非木造住宅の耐震診断助成⑤分譲マンション耐震改修アドバイ ザー派遣制度 平成20年度 平成20年度 平成20年度 ①木造住宅の無料耐震診断助成②木造住宅の耐震改修助成③ブレハブ住宅、非木造住宅、防災上特に重要な建築物の耐震助成④分譲マンション、特定建築物、防災 上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、緊急輸送道路沿いの分譲マンション及び特定建築物の耐震助成④分譲マンション、特定建築物、防災上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、特定建築物、防災上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、特定建築物、防災上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、特定建築物、防災上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、特定建築物、防災上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、特定建築物、防災上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路沿いの接水の登積により、特定建築物、防災上特に重要な特定建築物、沿道耐震化道路で、砂度イベントの開催・9 目間)⑨聚急輸送道路及び沿道耐震化道路沿いの建物所有者に耐震化アンケート及び耐震化支援制度の PR⑩美積のある、耐震改修設計・施工業者を区に登録し、区民への紹介 ・その他、世田谷区耐震改修促進計画及び各耐震支援制度の詳細につきましては、区ホームページをご覧下さい。

都区名	「住宅の耐震化」についての取組
渋谷	1.渋谷区建築物耐震診断助成事業 2.渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業 3.渋谷区木造住宅耐震改修助成事業 4.渋谷区耐震シェルター等設置助成事業
	5.耐震相談会
	(※詳細添付)
鉱	1.住宅等の耐震化促進事業の実施状況
	(1)木造住宅
	・簡易耐震診断(診断士派遣)・一般耐震診断(診断士派遣)・耐震改修助成(補強設計費等)・建替え助成・耐震改修工事助成(建替えを含む)
	(2)非木造共同住宅耐震診断助成 (3)家具転倒防止器具取付助成(4)耐震診断士及び耐震改修施工者登録(5)耐震改修あつせん融資
	(6)普及啓発(主なもの)→・区報発行・チラシ(新聞折込及び戸別配布)・ホームページ・展示会及びセミナー など
曹	平成 19 年度
	·「豐島区耐震改修促進計画」を策定
	住宅の耐震化を平成 27 年度までに 90%とすることを目標としました。
	・職員による木造住宅の無料簡易耐震診断実施(平成8年度より実施しています。)
	・木造住宅耐震改修助成制度実施(平成 18 年度より実施しています。)
	平成 20 年度
	・木造住宅耐震診断助成制度及び分譲マンション耐震診断助成制度を開始。
	・木造住宅耐震改修助成制度は引き続き実施
	・「すまいの無料相談フェアー」や「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の展示会で、建築士による耐震相談会を実施。

三 () () () () () () () () () ()	平成 19 年度→ 平成 17 年度より簡易耐震診断(無料) 4月→耐震補強工事補助額を 100 万円に増額(17 年度 30 万円・18 年度 50 万) 平成 20 年度 4月→・荒川区耐震改修促進計画策定 ・補助項目に耐震補強設計費(補助額 30 万円)耐震シェルター設置工事費(補助額 30 万円)・耐震建替え工事費(補助額 150 万
<u>字 4 E 7 </u>	•補助項目(
4 日 7 権 * 3	•補助項目(
正	
4 本	11. 分型 加
# * ;	7 月→・耐震化普及啓発活動(まち中に入り事業の説明、昭和56年以前の建物約15, 000棟を対象) 12 月→・大幅拡充・貸家の木造住宅・非木造住宅(貸家含)等も
* ;	補助対象に追加
+	* 補助額は補助対象事業費の2/3かつ限度額(ただし貸家の場合は補助率1/2)
÷	* 建替えの対象となる建物は、「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第6回)」により公表された、地震による地域危険度(建物倒壊)が「5」の地区内のもの
*	詳しくは荒川区ホームページ上に掲載しています。
板橋① </td <td>〈板橋区木造住宅耐震化推進事業〉</td>	〈板橋区木造住宅耐震化推進事業〉
出	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅(旧耐震基準)の、大規模な震災による倒壊などの被害を最小限度にとどめるため、木造住宅の所有者に対して、耐震診
	断及び耐震改善工事等の費用の一部を助成する。 平成 18 年 7 月から助成事業 (①耐震診断助成②耐震改善工事等助成)を開始した。
(月	【助成実績】平成 19 年度:①診断助成 43 件 ②工事助成 7 件 平成 20 年度:①44 件 ②8 件
里】	【周知方法】
$\overline{\Theta}$	①区のホームページ(事業案内)②区の広報紙(事業案内や助成募集)③町内回覧板を活用したチラシ等の回覧④掲示板へのポスター掲示⑤建築相談会や区民まつり
**	等のイベント開催時での事業案内
板橋②《栎	〈板橋区建築物の耐震診断経費の助成に関する要綱〉
	【概要】昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の所有者が行う、建築物の耐震診断に係る経費の一
	部について助成する。平成 7 年度助成開始
里]	【周知方法】①区のホームページ②区の広報誌③掲示板へのポスター掲示④耐震および建築全般無料相談会における周知·相談⑤町会長会議での制度案内

都区名 練馬	
	また戸建住宅に対しては、建築士を派遣して簡易耐震診断を無料で行うなど、制度の拡充を図った。 区の広報誌やホームページなどで耐震化支援制度の紹介をしていましたが、これだけでは周知は不十分と考え、平成 19 年11月下旬から、耐震関連のパンフレットを全戸配布(約 30 万世帯)した。 平成 20 年度からは、土日に行う耐震相談会を 10 回(19 年度は 4 回) に増やし、相談体制の充実を図った。また、分譲マンションの管理組合を対象に無料でアドバイザーを派遣し、耐震化へ向けた支援を行っている。
足立	・木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に係る費用の助成
	・共同住宅の耐震診断及び耐震改修(賃貸除く)に係る費用の助成
	・区内団体との協同による普及啓発活動の実施
	・防災訓練等のイベントに併せて普及啓発活動を実施
	・広報紙による普及啓発
	・耐震助成制度に関するパンフレットを区内全戸に配布

事的 ・平成7年12月1日「不造建築物耐震コンサルタント助成要綱」及び「民間建築物耐震診断助成要綱」を策定し、住宅等の耐震診断助別 助成均象(①木造と暗建ての住宅(併用住宅を含む)。②RC 造、S 造等の住宅・共同住宅で昭和56年6月1日以降に建築確認済証を取得 助成均容(①木造住宅 (社) 東京都建築土事務所協会・節支部の会員者しく(は区に登録された建築士を派遣し、耐震診断を実施する。助成額は助成対象経費 ②非木造住宅 上記の他に(財) 東京都防災・建築まちづくサセンター、(財) 日本建築防災協会等が実施した耐震診断。助成額は助成対象経費の1/ペ いては助成対象経費の2/3かつ一平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。 ・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要網」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成対象(①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象(①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象(①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳末 地成内容 助成対象(①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳末 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下	都区名	「住宅の耐震化」についての取組
助成対象①未進2階建ての住宅(併用住宅を含む)②RC 造、3 造等の住宅・共同住宅で昭和56年6月1日以降に建築確認済証を取得 助成内容①木造住宅 (社)東京都建築土事務所協会・飾支部の会員若しく(は区に登録された建築士を派遣し、耐震診断を実施する。助成額は助成対象経費 ②非木造住宅 上記の他に(財)東京都防災・建築まちろくりセンター、(財)日本建築防災協会等が実施した耐震診断。助成額は助成対象経費の1/ペ いて(は助成対象 いて(は助成対象経費の2/3かつー 平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。 ・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要網」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 財成内容 財成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下	葛飾	・平成7年12月1日「木造建築物耐震コンサルタント助成要綱」及び「民間建築物耐震診断助成要綱」を策定し、住宅等の耐震診断助成を開始した。
助成内容①木造住宅 (社)東京都建築士事務所協会・師支部の会員若しく(は区に登録された建築土を派遣し、耐震診断を実施する。助成額は助成対象経費 ②非木造住宅 上記の他に(財)東京都防災・建築まちづくリセンター、(財)日本建築防災協会等が実施した耐震診断。助成額は助成対象経費の1/% いて(は助成対象経費の2/3かつ一平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。 ・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要綱」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成対象 ①木造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象 即成対象 助成対象①木造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象①木造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象①木造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 始した。 助成対象①木造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 財成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②RC 造、S 造等の住宅・共同住宅で昭和56年6月1日以降に建築確認済証を取得したもの
(社)東京都建築土事務所協会・飾支部の会員若しく(は区に登録された建築土を派遣し、耐震診断を実施する。助成額は助成対象経費②非本造住宅 上記の他に(財)東京都防災・建築まちづくリセンター、(財)日本建築防災協会等が実施した耐震診断。助成額は助成対象経費の1ノベルでは助成対象経費の2ノ3かつ一平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。 ・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要綱」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成対象 (1) 本造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成内容 助成対象 (1) 本造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成対象 (1) 本造2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅(3) 耐震が第一部震 始した。 助成対象 (1) 本送2階建での住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅(3) 同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		助成内容①木造住宅
②非未造住宅 上記の他に(財)東京都防災・建築まちづくリセンター、(財)日本建築防災協会等が実施した耐震診断。助成額は助成対象経費の1人(いては助成対象経費の2人3かつ一平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。 ・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要綱」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断さす 助成均容 助成均容 助成対象(は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 ・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要網」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震 地した。 助成対象(3本造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成均容 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		(社)東京都建築士事務所協会・飾支部の会員若しくは区に登録された建築士を派遣し、耐震診断を実施する。助成額は助成対象経費の1/2かつ37500円以内
上記の他に(財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(財)日本建築防災協会等が実施した耐震診断。助成額は助成対象経費の1/ベルでは助成対象経費の2/3かつ一平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。 ・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要網」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成剤は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 助成額は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 ・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要網」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震地した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され助な対象の大造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未間所得が200万以下であること 助成内容 助成対象の大造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未間が得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		②非木造住宅
いては助成対象経費の2/3かつ一平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。 ・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要綱」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成 協 助成 対象 助成 経 助成 対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され ・平成26年7月8日「耐震シェルター等設置助成要網」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震 始した。 助成 対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 助成内容		上記の他に(財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(財)日本建築防災協会等が実施した耐震診断。助成額は助成対象経費の1/3かつ50万円以下。共同住宅につ
・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要綱」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。 助成対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成額は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 ・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要綱」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震 始した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		いては助成対象経費の2/3かつ一平方メートル当り1000円~2000円を限度とする。
助成対象 ①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成内容 助成剤は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 ・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要綱」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震 始した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		・平成17年9月1日「木造建築物耐震改修助成要綱」を策定し、木造建築物の耐震改修助成を開始した。
①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断され 助成額は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 ・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要綱」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震 始した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		助成対象
助成的容 助成額は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 ・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要綱」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震 始した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③耐震診断の結果、倒壊の危険ありと判断された建築物
助成額は助成対象経費の1/2かつ50万円以下 ・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要綱」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震 始した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルタ一等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		助成内容
・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要綱」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震始した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未間所得が200万以下であること 助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		助成額は助成対象経費の1/2かつ50万円以下
始した。 助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未 間所得が200万以下であること 助成内容 シェルタ―等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		・平成20年7月8日「耐震シェルター等設置助成要綱」を策定し、災害時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、耐震シェルターの設置費用の助成を開
助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未間所得が200万以下であること 助成内容 シェルタ一等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		始した。
間所得が200万以下であること 助成内容 シェルタ一等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		助成対象①木造2階建ての住宅(併用住宅を含む)②昭和56年5月31日以前に建築された住宅③同居する世帯に20歳以上65歳未満のものがいないこと④世帯の年
助成内容 シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		間所得が200万以下であること
シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下		助成内容
		シェルター等の設置に要した費用の90%以内、かつ27万円以下

都区名	「住宅の耐震化」についての取組
川戸川	く住宅の耐震化支援>
	①戸建住宅→(耐震コンサルタント派遣)平成 15 年度 49 件、平成 16 年度 95 件、平成 17 年度 300 件、平成 18 年度 168 件、平成 19 年度 150 件、平成 20 年度実績(1
	月 31 日現在) 253 件
	(耐震改修設計)平成 17 年度 4 件、平成 18 年度 35 件、平成 19 年度 44 件、平成 20 年度実績 55 件
	(耐震改修工事)平成 17 年度 0 件、平成 18 年度 4 件、平成 19 年度 4 件、平成 20 年度実績 38 件
	②分譲マンション→(耐震診断)平成 18 年度 1 件、平成 19 年度 6 件、平成 20 年度実績 6 件 (耐震改修設計)平成 20 年度実績 2 件
	③その他(私立幼稚園・保育園)→(耐震診断)平成 20 年度実績 6 件
	平成 20 年 3 月江戸川区耐震改修促進計画策定、平成 20 年 4 月耐震化助成制度の拡充→※添付あり